改正案	現
第二条 業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニハ左ノ区分ニ依リ其ノ営	第二条 業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニハ左ノ区分ニ依リ其ノ営
ム信託業務ノ種類ヲ記載スヘシ	ム信託業務ノ種類ヲ記載スヘシ
甲(略)	甲(略)
乙 金銭信託以外ノ信託ニ付テハ信託引受ノ際受入ルル財産ノ種類	乙 金銭信託以外ノ信託ニ付テハ信託引受ノ際受入ルル財産ノ種類
二依ル区分	二依ル区分
一~七 (略)	一~七 (略)
八 特定持分(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五	(新設)
号)第六条二規定スル特定持分ヲ謂フ)ノ信託	
九、其ノ他ノ信託	(新設)
(略)	(略)

二 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

同じ。)及び附属明細表(以下「財務諸表」という。)の用条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書(これ	こり たまれる こうい て 金 融 こう に おいて	る場合を含む。)又は同条第六項(これらの規定のうち法第二十四第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用す(適用の一般原則)(適用の一般原則)第二章~第七章(略)	総則 (第一条 - 第十条の三) 改正案
は、第一条の二及び第一条の三を除き、第一章から第六章ま属明細表(以下「財務諸表」という。)の用語、様式及び作するこれらの財務書類に相当するものを含む。以下同じ。)	こりて金融でいる。	る場合を含む。)又は同条第六項(これらの規定のうち第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用すう。)第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条附則 解二章~第七章 (略)	第一章 総則(第一条 - 第十条)目次現 行

ては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとするところによるものとし、この規則において定めのない事項につい、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第六章までの定め

る。

2 · 3 (略)

第一 掲げる有価証 る 券 人が発行者であるものに限る。 十号に掲げる有価証券、 の四若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、 の受益証券、 の用語、 有価 条の二 (外国法人が発行者であるものに限る。 証券又は同条第二項第二号に掲げる権利の発行者をいう。 外 国 が提出する財務書類(中間財務書類を除く。 . 券で同項第三号から第六号まで、 同項第七号の二に掲げる外国投資証券、 式及び作成 _ 会 社 (法第二条第一 同項第十号の二に掲げる有価証券 方法は、 第七章の定めるところによるもの 同項第十号の三に掲げる有価証 項第七号に掲げる外国投 第七号の三、 同項第十一号に掲げ 同項第 以下同じ。 (外国法 同項第 第七号 九 資 、号に 信託 以

(削る)

とする。

ついては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うも定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項

・3 (略)

とする。

2

第一 又は同条第二項第二号に掲げる権利の発行者をいう。 人が 様式及び作成 が提出する財務書類(中間財務書類を除く。 であるものに限る。 る有価証券、 は第八号に掲げる有価証券の性質を有するも 号に掲げる有価証 信託の受益証券、 条の二 発行者であるものに限る。 外国会社(法第二条第一項第七号に掲げ だ方法は、 同項第十号の二に掲げる有価証券 | 券で同項第三号から第六号まで第七号の三若しく 同項第七号の二に掲げる外国投資証券、 第七章の定めるところによるものとする。 同項第十号の三に掲げる有価証券(外国 同項第十一号に掲げる有価証 ٥ Ö 以下同じ。 (外国法人が発行 同項第十号に掲 る外国証券投 以下同じ。)の用語 同項第 法 券

信託財産に係る財務諸表の用語、様式及び作成方法)

第 び 証 六年 者 条 の 三 券投資法 に係る財務諸 が提出する信託財産 法 律 第 百 証 人に関する法律施行規則 九 券投資信託及び証券投資法人に関する法律 表 .八号) の用語、 第二条第 (同法第十四条に 様式及び作成方法は、 オ十項に 平 規 成十年 規定する信託財 定 する 総理府令 証 証券投資信託及 券投資 昭 産 信 和二十 をい 大蔵 託委 う

第 三十号) に 定 めるところに ょ る も のとする。

特定 事業を営む会社に対するこの規則の適用)

ら第九十八条の二まで及び第百十条から第百十八条までの規定にか については、 業 会社又は指定法人が当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の 法 人が法の規定により提出する財務諸表の用語、 の所管官庁がこの規則に準じて制定した財務諸表準則(以下「 様式及び作成 という。 別記に掲げる事業(以下「 第六条、 がある場合には、 方法について特に法令の定めがある場合又は当該事 第 十 一 条から第七十七条まで、 当該事業を営む株式会社又は指定 別記事業」という。)を営 様式及び作成方法 第七十九条か ただし、 む 株式 用語 金 準

の 融 かわらず、 ない 庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定め 事項については、 その法令又は準則の定めによるものとする。 この限りでない。

特 定 信 託 財 産 に対するこ の 規 則 の適用)

第二 十二年 第百三十三号。 という。 の 一条の二 附属 管理及び運用に係る報告書並びに附属明細 明 総理府令第百三十二 細表並びに運 又 特定目的信 は 以下「 投 資 信 投資信託財産計算規則」 用報告書に関する規則 託 託 財産 財 号。 産 の の貸借対照表、 以下「 貸 借 対 照 特定目 表、 的信託 書に関する規則 損益 損 (平成十二年総 という。 益及び 計 財 算 書、 剰 産計算 余金 の 信 ~理府令 の適用を 規 計 託 則 平 成 財 産

受ける信

託財

産

以下「

特定信託財産」

ح 11

う

について作成す

へ 特 定事業を営む会社に対する規則 の適用)

第二条 語、 ては、 認めて指 条、 以下「 令又は準則の定めによるものとする。 まで及び第百十条から第百十八条までの規定にかかわらず、 及び指定法人が法の規定により提出する財 当該事業の所管官庁が、 会社及び指定法人が、 第十一条から第七十七条まで、 様式及び作成方法について、 この限りでない 準則」という。 別記に掲げる事業(以下「別記事業」という。 示し た事項及びその法令又は準則に定めのない)がある場合には、 当該事業の所管官庁に提出する財務 この規則に準じて制定した財務諸表準則 特に法令 第七十九条から第九十八条の二 ただし、 当該事業を営む株式会 務諸表については、 の定め 金融庁長官が必要と が ある 事項につ 場 を 合 営む 諸 その 表の 第 六 又 は 株 用 式

新設

限 規 産 第 則又は 百十 りでな 融庁長官が必要と認めて指示した事項及び特定目 計算規則又は投資信託財産計算規則によるものとす き 財 か 条 5 務 投資信 から第百十八 第七十七条まで、 諸 表 の 用 託財産計算規則 語、 条までの規定に 樣 式及 第七十九条から第九十八条 び 作成 に定めのない 方法については、 かかわらず、 事項については、 I的信 特 の 二 る。 定目的 第 託財 六条、 ま た ので及び ただし、 産 信 計算 託財 第 十

第三 うち当 ことが適当でないと認めて金融庁長官の承認を受けた事項について の事業に 社 法 が法の 令又は準則の定めによるものとする。 主要事業以外の事業に関する法令又は準則の定めによることが 該会社の営業の主要な部分を占める事業に関して適用される 第二条の規定が適用される事業の二以上を兼ねて営む株式会 関する 規定により提出する財務諸表については、 事項又は当該会社が当該法令又は準則の定めによる ただし、その主要事業以外 それらの事業の

できる

兀 いては、 合には、 株式会社又は 第二条第二項 理に関する総理府令(平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号 同令の 前二条の規定にかかわらず、 別記十九に掲げる特定金融業(特定金融会社等の 指定法人が特定金融業以外の他の事業を兼ねて営む場 定めによるものとする。 に規定する特定金融業をいう。 特定金融業に関する事項につ 以下同じ。 を 営 む 会計の

> 第三条 うち、 が、 とができる。 いては、主要事業以外の事業に関する法令又は準則 よることが適当でないと認めて金融庁長官 外の事業に関する事項、 る法令又は準則の定めによるものとする。 法 当該会社の営業の主要な部分を占める事業に関して適 の規定により提出する財務諸表については、 前条の規定が適用される事業の二以上を兼ねて営む株式会 又は当該 会社が当 の承認を受けた事項につ 該法令又は準 ただし、 それら その主要事業 の定めによる 則 の定めに の 用さ 事業 以 れ の

第 四条の二 合には、 株式会社及び指定法人が特定金融業以外の 整 第 項 理 については、 二条第二 に関する総理府令(平成十一年総理府令・ 第三条及び前条の規定にかかわらず、 別記十九に掲げる特定金融業(特定金融会社等 項に規定する特定金融業をいう。 同令の定めによるものとする 他 の事業を兼ねて営む 大蔵省令第三十二号 特 以下同じ。 定金融業に関す の会計 を営

(定義)

第 八条 (略)

2 { 6 略)

別目的会社 (資産の 流動 化 に関する法律(平成十年法律第 百五

号。 資 産流 以 動化法」 下この 条並びに第百十九条第八号及び第八号の二におい という。 第二条第三項に規定する特定目的会社 てっ

容 第百十九条第八号において「特定目的会社」という。)及び事業内 の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。

資 以下この項において同じ。 産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者() については、 適正な価額で譲り受けた

者 資 を含む。 産流動 化法第二 に享受させることを目的として設立されており、 一条第十一 項に規定する特定目的借入れに係る債権 当該

ば 特 別目 当 該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産 的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているとき

独 を譲渡した会社 立しているものと認め、 (以下この項において「出資者等」という。 第三項及び第四項の規定にかかわらず、)から

推定

する。

出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

8 15 (略)

16 この 規則にお いてっ 関 連当事者」 とは、 次に掲げる者をいう。

七 (略)

ている会社等及び当該会社等の子会社 前二号に掲げる者が議決権 の過半数を自 己の計算に おい て所有

(定義)

第 八条 略)

6 略

7

目

動化

に

関

する

法

2 { 特 別 的会社 (特定目的会社による特定資産の流

当 該 ľ 第四項の規定 及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社 て適切 として設立されており、 しし 条第二項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限され 律 「出資者等」という。 るこれと同様の事業を営む事業体をいう。)については、 特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させること 平 ·成十年: に遂行されているときは、 法律第百五号。 にかかわらず、 適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益)から独立しているものと認め、 当該特別目的 以下「 出資者等の子会社に該当し 当該特別目 資産流 会社の事業がその目 動 化法」 的会社に対する出資者 以下この項に (以下この項において ح 11 ないもの 第三項及び う。 的 おいて に従っ を目 第二 的

8 \ 15 略)

16 こ の 規則にお L١ て 関連当事者」 とは、 次に掲げる者をい

七 略

八 有 している会社等及び当該会社等の子会社 へ又はトに掲げる者が議決権の過半数を自己 の 計 算 に お L١ て 所

1,7 \$ 21 略)

第 十 ては、 が、 いては、 記載しなければならない。 該法令又は準則の定めにかかわらず、 より注記すべき事項と同 注記を記載することが適当でないと認めて別に指示した事項につ 法の規定により提出する財務諸表について、この規則の規定に 第二条本文に規定する特に法令の定めがある場合における当 第二条の規定が適用される事業を営む株式会社又は指定法人 この限りでない 一の事項がある場合には、 ただし、 金融庁長官が特定の事業に関し この規則の規定による注記を 当該事項 気につい

第十条の二 の 規則 の 規定により注記すべき事項と同一の 特定 信託財 産 について作成すべ き財務諸表につい 事項がある場合に て、 İψ こ

当該事項については、 計 算規則 の定めにかかわらず、 特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産 この規則の規定による注記を記載し

当でないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。 な ければ ならな 11 ただし、 金融庁長官が注記を記載することが適

特定事業を営む会社の附属明細表)

第 百十九条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に

> 第十条 より ては、 が、 事項については、 業に関し、 る注記を記載しなければならない。 法の規定により提出する財務諸表について、 注記すべき事項と同一の事項がある場合には、 当該法令又は準則の定めにかかわらず、 第二条の規定が適用される事業を営む株式会社及び 注記を記載することが適当でないと認めて別に指示し この限りでない ただし、 金融庁長官が ٦ ٦ の規則の規定によ 当該事項につい の規則の規定 指定法 特定の 人

(資産) 法) 流動化業を営む指定法人の財務諸表の用語、 様式及び作成 方

第十条の二 照表、 額及び当期純利益金額と同一の内容の事項 する引当金繰入額に関する事項につい 第九十五条の五に規定する税引前当期純利益金額又は当期 定により提出する財務諸表の記載事項のうち、 別記十六に掲げる資産流動化業を営む指定法人が法の ては、 並びに第九十八条に規定 特定目的会社の貸借 第九十五条の四及 純損失金 対 び

十年 しし う。 総 理府令・ の 定 めにかかわらず、 大蔵省令第十号。 この規則に定めるところによる。 以下「 特定目的 会社計算規則」

損益計算書、

営業報告書及び附属明

細書に関する規則

(平成

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第百十九条 別記事業を営む株式会社及び指定法人のうち、 次の 各 号

社又は 明 項 掲げる 第三号及び第四号に 細表については作成を要し 成方法 指定法人が も のが Ιţ 法 当 該 の規定により 各号 連結財務諸表を作成してい 掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属 の定めるところによる。 な 提出する附属明 る場合には、 細表の用 ただし、 語、 当 |該株式会 前条第一 様式及び

用 会社に関する総理府令、 表 !を受ける株式会社については、 関 業会計規 務 建 を同条第二項に定める様式により作成するものとする。 する法律施行規則 諸表準則 (昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号)、 設業法 則 施 行規則 自 動 |車道事業会計規則又は投資信 (昭和二十四年建設省令第十四号)、 平 鉄道事業会社規則、 -成 十 二 年総理府令第百二十九号) 前条第一 項各号に掲げる附 般旅客自動 託 及び投 資法人 造船業 車 の適 属明 運送 証券

<u>-</u> 兀 (略)

五

失てんご でに 株式会社又は指定法人については、 読み替えるものとする ずる 細 《費明細表を作成するとともに、 の 保 表 とする。 掲げる附属明細表 険業法施行 補準備金」 ものとし、 を作成する場合には、 ただし、 規則 ۲ 樣 式 (平成八年大蔵省令第五号) 第十二号中「 指定法人が同条第一項第五号に掲げる を同条第二項に定める様式により作 利 益 |処分」 同条第二項に定める様式に準じて作 前条第一 利益準備金」とあるのは「 とあるのは 同規則に定める書式による事 項第二号から第六号ま 剰余金処分」 の適用を受け 成 する 附 損

> 一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する 会社及び指定法人が連結財務諸表を作成している場合に び に定めるものが法の 作成方法は、 次の各号の定めるところによる。 規定により提出する附属 阿細 表 ただし、 の用 Ιţ 語、 当 I該株式 前条第 様式

明

細表については作成を要しな

ŀ١

ıά 式 投 事 会 財 業会計 資法 に 社に関する総理府令、 務諸表準則(昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号)、 建 より作成するものとする。 前 設業法 条第一 人に関する法律施行規則 :規則、 施行規則 項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める 自 動車道事業会計規則又は (昭和二十四年建設省令第十四号)、 鉄道事業会社規則、 の適用を受ける 証券投資信託及び証 株式会社につい 般 旅客自 動車 造 船 運 証 券 て

<u>-</u> 兀 略

五 株 失てん補準備金」 成 明 も で 大費 明細: 細表を作成する場合には み す のとする。 に掲げる附属明細表を同条第二項 式会社及び指定法人については、 保 替えるものとする るものとし、 険業法施行規則 表を作成するとともに、 ただし、 ۲ 様式第十二号 (平成八年大蔵省令第五号) 指定法人が同条第一 利益処 同 分」 中 条第二項 前条第一項第二号から第六号ま ع 利 同規則に定め に定める様式により ある 益 準備金」 に定める 項第五号に掲げる附 の は とあるの 剰余金 様式に準じて る書式による の適用 作成す 一処分」 を受け ع 損 作 る

略

. 略)

十二号 を同 項に規定する特定資産をいう。 式により作成する場合には、 号 用 表として作 て同じ。 により作成するとともに、 [表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、 まで及び第六号に掲げる を受ける 細 同 特 読 条第一 条第二項に定める様式に準じて作成するものとする。 書 定 中 に関 み替えるものとする 目 的 利益準備金及び任意積立金」とあるのは「任意積立金 成 をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細 項 特定目的 す 会 するものとし、 第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様 る 社 規 の 則 貸 会社については、 (平 成 借 対 照 表、 同条第一項第五号に掲げる附属明細表 附属明細表を同条第二項に定める様式 十年総理府 前条第一項第五号に規定する 特定資産 以下この号及び次条第一 損 益 計 前条第 令・ 算書、 (資産流動化法第二条第 大蔵省令第十号) 営業 項 第 報 告 一号から 書及び 号におい ただし 樣)附属明 式第 第四 の適 附属

八

条第一 他特 契約 定め 府令 法 分 細 律 配 投 る様式による有価 表並び 第 定 額 第百三十 に係る 資法人の貸借対照表、 号に 資産 等及 百九十八号) に出 お び 計 へ 投)時価 · 四 号) いて同じ。 算書及び附属 一資総 資信 の 第二 額 託 状況表、 の 証券明 及び 適用 増 条 減 の明細 明 第 投資法人に関 を受ける投資法 明 損 A 益計算 細 不動産等明細 細 細書に関する 表及び出資剰余金増 項に規定する特定資産をい 表、 表、 書 特定取引及び為替予約 投資法人債 す 資産運用 規則 人に る 表のうち総括表、 法律 うい 平 明細 報 成十一 昭 減明細 て 告 表、 和 書、 Ιţ $\overline{+}$ う。 表 取 年 金 借 同 を作 その 令に 総理 引 銭 次 の

九

八 表 化 る 益 二項に定める様式により作成する場合に す そ 産 細 作 項 る ものとする。 準備金及び任意積立金」とあるのは「任意積立金」と読み替 の 表 成 第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式 を 前 法 特 (資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。 ものとし、 内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作 を前条第二項に定める様式により作成する場合には、 同条第二項に定める様式により作成するとともに、 するも 条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる 第二条 定 目 的 第二項 のとする。 会 社 前条第一項第五号に規定する附属明細表を前条 計 算規 に規定する特定目的 ただし、 則 の 適 一用 前 を受ける 条第 会 Ιţ 項 社 特 をい 定目 第二号に掲げる附属 樣式第十二号中「 う。 的 会社 につい (資 に準じ 同条第一 附 特定 属明 産 7 流 を え 成 明 は 動

九 証 受 け 証 券明細表を作成するものとする。 る 証 券 投 券投資法人については、 資 信 託及び証券投資法 人に関 同 規 す 則 る に 定め 法律 る 施 様式に 行 規 則 よる有 の 適 用 を

成するものとする。

該各号に規定するところにより作成するものとする。、前各号に掲げる株式会社又は指定法人に該当する場合には、当表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし会社又は指定法人については、前条第一項各号に掲げる附属明細会社等の会計の整理に関する命令の適用を受ける株式

+

(特定信託財産の附属明細表)

、次の各号の定めるところによる。

Ŕ る附 ては、 第十二号中「 げる附属明 式に準じて作成するものとする。 び任意積立金」 細表として作 細 特定目的信 同 表を同 特定資産をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明 条第一項第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様 属明細表を同条第二項に定める様式により作成するとともに 第百十八条第 条第二 細表を同条第二項に定める様式により作成する 資本金」とあるのは「受益権」 成するものとし、 託財産 とあるのは「 項 に |計算規則の適用を受ける特定信 一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げ 定める様式により 任意積立金」 同条第一項第五号に規定する ただし、 作 と読み替えるものとす 成する 同条第一項 ځ 場合には、 「利益準備金及 託財産につい 第二 一号に掲 場合に 様式 附属

ಠ್ಠ

も 場 表 会 のとする。 合 第 を同条第二項に定める様式により作成するものとする。 社及び指定法人については、 特定金融会社等の会計の整理に関する命令の適用を受ける株式 には、 号 から前号までに掲げる株式会社又は指定法人に該当する 第 号から前号までに規定するところにより作成する 前条第一項各号に掲げる附属明 ただし 細

附属明細表の作成の省略)

には、第百十八条第一項第一号の附属明細表の作成を省略すること第百二十条(有価証券の金額が資産の総額の百分の一以下である場合

ができる。

十九(略)	十九(略)
十八 証券投資業	十八 投資業(投資法人の行う業務に限る。)
十七 証券投資信託委託業	十七 投資信託委託業
別記 一~十六 (略)	別記 一~十六 (略)
の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。	表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。
第百二十五条 第百二十条及び第百二十三条の規定により附属明細表	第百二十五条 第百二十一条及び第百二十三条の規定により附属明細
	とができる。
	合には、第百十八条第一項第一号の附属明細表の作成を省略するこ
第百二十一条 削除	第百二十一条 有価証券の金額が資産の総額の百分の一以下である場
	(附属明細表の作成の省略)
	作成するものとする。
	、不動産等明細表、その他特定資産の明細表及び借入金明細表を
	価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
	、投資信託財産計算規則に定める様式による有価証券明細表、有
	二 投資信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については

法第二条第六項各号に掲げる行為を行うことをいう。)に係る主いう。)による格付が付与されているものを除く。)の引受け(大蔵省令第五号)第一条第十三号の二に規定する指定格付機関を定格付機関(企業内容等の開示に関する総理府令(昭和四十八年二 証券会社がその親法人等又は子法人等が発行する有価証券(指一 (略)	掲げる行為とする。 ・ 法第四十五条第三号を対し措置)	の他の取引等を勧誘する行為 の他の取引等を勧誘する行為 の市買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため の売買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため でに掲げる行為とする。 (その他業務を営む場合の禁止行為)	改正案
法第二条第六項各号に掲げる行為を行うことをいう。)に係る主いう。)による格付が付与されているものを除く。)の引受け(大蔵省令第五号)第一条第十三号の二に規定する指定格付機関を定格付機関(企業内容等の開示に関する総理府令(昭和四十八年二 証券会社がその親法人等又は子法人等が発行する有価証券(指一 (略)	掲 条 害 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	まる行為 (その他業務を営む場合の禁止行為) (その他業務を営む場合の禁止行為)	現

その他 会社をいう。 会社の引受額より少なくない会社又はその受領する手数料、 金額(以下この号において「引受額」という。)が他の引受幹事 号)に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券を除く。 資信託及び投資法人に関する法律 約をいう。 会社(以下この号において「引受幹事会社」という。)であつて の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う 該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少なくない)の締結に際し、 以下この条において同じ。)となること。 当該元引受契約に係る有価証券(投 (昭和二十六年法律第百九十八 報酬

幹事会社(元引受契約(法第二十一条第四項に規定する元引受契

のより少なくない会社をいう。 する手数料、 受けに係る部分の金額(以下この号において「 ための協議を行う会社 (以下この号において「 益証券を除く。 百九十八号)に規定する証券投資信託又は外国証券投資信託の受 券投資信託及び証券投資法人に関する法律 約 幹事会社(元引受契約(法第二十一条第四項に規定する元引受契 が他の引受幹事会社の引受額より少なくない会社又はその受領 う。 をいう。)の締結に際し、) であつて、 報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するも)の発行者と当該元引受契約の内容を確定させる 当該有価証券の発行価格の総額のうちその 当該元引受契約に係る有価証券(証 以下この条において同じ。)とな 昭 和 二 引受額」という。 引受幹事会社」と 一十六年法律第

三~十 (略)

十(略)

 \equiv

四 公認会計士等に係る利害関係に関する総理府令(昭和四十九年大蔵省令第五十八号)

改正案	現
(特別の事情を有する債権)	(特別の事情を有する債権)
第一条 公認会計士法施行令 (昭和二十七年政令第三百四十三号。以	第一条 公認会計士法施行令 (昭和二十七年政令第三百四十三号。以
下「施行令」という。)第七条第一項第四号及び第八条第一号に規	下「施行令」という。)第七条第一項第四号及び第八条第一号に規
定する特別の事情を有する債権とは、次の各号に掲げるものに係る	定する特別の事情を有する債権とは、次の各号に掲げるものに係る
債権(第十一号及び第十二号にあつては当該各号に掲げる契約に基	債権(第十一号及び第十二号にあつては当該各号に掲げる契約に基
づく債権)をいう。	づく債権)をいう。
一~九 (略)	一~九 (略)
十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九	十 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法
十八号)第二条第三項の投資信託	律第百九十八号)第二条第一項の証券投資信託
十一・十二 (略)	十一・十二 (略)

五 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号)

改正案	現
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (略)
第二章 中間貸借対照表	第二章 中間貸借対照表
第一節~第四節 (略)	第一節~第四節 (略)
第五節 雑則 (第三十七条-第三十八条の三)	第五節 雑則 (第三十七条・第三十八条)
第三章 中間損益計算書	第三章 中間損益計算書
第一節~第六節 (略)	第一節~第六節 (略)
第七節 雑則 (第五十四条 - 第五十七条の二)	第七節 雑則 (第五十四条 - 第五十七条)
第四章・第五章 (略)	第四章・第五章 (略)
附則	附則
(この規則の適用)	(規則の適用)
第一条 証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」とい	第一条 証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」とい
う。) 第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四	う。)第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四
条の五第一項(これらの規定のうち法第二十四条の五第五項におい	条の五第一項(これらの規定のうち第二十四条の五第五項において
て準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する	準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (
規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」	昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という
という。)第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人(。)第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人(以下「
以下「指定法人」という。)についてこれらの規定を法第二十七条	指定法人」という。)についてこれらの規定を法第二十七条におい

Ιţ ところによるものとし、 様式及び作成方法は、 条 表 に に相当するものを含む。 に関する の三に おい 中 般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする 間 て準用する場合を含 規定する特定信託財産について作成するこれらの財 損益計算書及び中間キャッ 書類 (以下「財務書類」 次条を除き、 この規則において定めのない事項について 以下「中間財務諸表」という。 む という。)のうち、中間貸借対照 の シュ・ 規定により提出される財 この章から第四章までに定める フロー 計算書) တ 第 務書類 三十八)用語、 務 計算

特 定 信 託財 産 の 資産 及び負 債 の記載)

第三十八 告書に 平成十二年総理府令第百三十二号。 中 の 及 産 財 一の貸借 間 適 用 び第五十七条の二に おいて「 産の 貸 規則により記載することが適当でない 借 を受ける 関 管理及び 条の三 対照 対照 する規則 特定目的信 表、 表 運用に 信託財 特 を 作 成 定目 損 平 (益及び剰 する場 産 お 成十二年総理府令第百三十三号。 託財産計算規則」 係る報告書並びに附属 的 いてっ 信 同 託 合 条において 余金計算書、 財 投資信託財産計算規則」 Iにおい 産の貸借 以下この条及び第五十七条の二 て 特定 という。 対照 そ 附属明細 と認められるときは、 信託財産という。 明 表、 の資産 知書に)又は投資信 損 及び負債 表並びに 益 関する 計 という。 算書、 以下この条 2運用報 につい 規 託財 信託 則 の

てこの

定目

的

信

託財

産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるとこ

ろに準じ

て記載することができる

て定め 計 の 諸表」 間損益計算書及び中間キャッシュ 章から第四章 て準用する場合を含む。 書類 基準に従うものとする という。 のない事項については、 (以下「 までに定めるところによるものとし、)の用語、 財務書類」 という。 の規定により提出される 様式及び作成方法 般に公正妥当と認められる企業会 ・フロー)のうち、 計 算書 ば 中間貸借対照表、 次 (以下「 この 条を除 財務計 規則 ŧ, 中 算に関 にお 間 財 第 一 中 務

る

新設

書を作成する
ろに準じて記載することができる。
則又は投資
ることが適
損益計算書を作成する場合にお

二十五号)第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質 法律第二十五号)第	項に掲げる有価証券については、証券取引法(昭和二十三年法律第一券(同項に掲げる有	百二十一号)第十七条の二第二項又は第三項に掲げる有価証券(同 百二十一号)第十七	総理府令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三 総理府令で定めるも	第十二条の二 法第十条第二項第五号の二に規定する有価証券として 第十二条の二 法第十	(特定社債に準ずる有価証券)	行う株式等とする。	託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図をより証券投資信託委	定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信の法令の規定により	を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規 ついて指図を行う株	八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図 二条第十項に規定す	第百九十八号)第二十二条の規定により当該会社が同法第二条第十 六年法律第百九十八	株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律 株式等は、証券投資	ついて指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める ついて指図を行うこ	委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使に 委託者若しくは受益	2 法第二条第九項の規定により、信託財産である株式等で、会社が 2 法第二条第九項の	第一条の二 (略) 第一条の二 (略)	(会社が所有する株式等に含めない株式等) (会社が所有する株	改正案
第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるもの	有価証券については、証券取引法(昭和二十三年	七条の二第二項第二号又は第三項に掲げる有価証	ものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三	十条第二項第五号の二に規定する有価証券として	る有価証券)	う株式等とする。	委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使	り当該会社が同法に相当する外国の法令の規定に	株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国	する証券投資信託委託業者として議決権の行使に	八号)第二十二条の規定により当該会社が同法第	資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十	ことができるものから除かれる総理府令で定める	益者として議決権を行使し、又は議決権の行使に	の規定により、信託財産である株式等で、会社が		株式等に含めない株式等)	現行

、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるも総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令(平成十年を有するものに限る。)であって、証券取引法施行令第十七条の二

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

のとする

十三条の五 ŕ するための説明を行わなければならない。 方法に応じ、 書面の交付その他の適切な方法により、 顧 銀行は、 密客の知 識、 次に掲げる商品を取り扱う場合には、 経験及び財産の状況を踏まえ、 預 金等との誤認 顧 ☆を防止 密客に対 業 務の

一 (略)

引法施行令第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三 項に規定する有価証券(第十二条第六号に規定する証券又は証書 号 除く。 の 証 四に掲げる有価 券取引法 第二 条 証 第 券、 項 同 第三号の二、 項第四号に掲げる有価証券で証 第五号の三若しくは第七 一 券 取

資証券(次条において「受益証券等」という。)は外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しく

2~4 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

令 (平成十年総理府令・ 同号イに掲げるものを信託する信託の受益権であるものとする。 る譲渡資産が、 条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証 の 性 質を有するものに限る。 証券取引法施行令第十七条の二 大蔵省令第十二号))であって、 証 第一 一 券 取 第二項第一号イ又 条第一 券を定める総理 引法施行令 号に規定す 第十七 府

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

するための説明を行わなければならない。 し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防. 方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務

止 対

(略)

に規定する証券又は証書を除く。)の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券(第十二条第六号二 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条

投資証券(次条において「受益証券等」という。) 資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、投資証券又は外国 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投

2~4 (略)

証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

十三条 所と投資信託委託 用して受益証 るとともに、 八項 に規定する投資信 の 六 券等 銀 顧 行 客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の を取り扱う場 は 業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に 投 託委託業者が当該銀行の営業所の一 資 信 託 合には、 及び投資法人に関する 銀行が預金等を取り 法 律第二 扱う場 部 一条第 区分 i を 使

(銀行の特定関係者)

適

切な措置を講じなければならない

第十四条の七 (略)

略

3 2

が、 決権を含 日 义 任 議 員となり、 第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責 権 券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決 を 信 組合 前二 から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。 を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた 決権を行使することができる場合、 並びに中小 行うことができるものに限る。 託 員 決権を行 係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者 項各号に規定する議決権には、 l まない が中小 組 |合財産として所有している株式等 (有限責任組 企 !使し、 ものとし、 企業等投資事業有限責任組合の 業等投資事業有限責任組合契約に関する法律 又は議決権の行使について当該法人等に指図 信 託財産である株式等で、)に係る議決権、 議決権の行使について 法人等が金銭又は 無限責任組合 証券会社及び証 当該法人等が)に係る議 有価 I員に指 有限責 | 第二条 合 任 証 員が 組合 券 の

> 第十三条の六 の 一 部 を 行 とを 取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等 第二条第十項に規定する証券投資信 明確に区分するとともに、 わない等の適切な措置を講じなければならない を使用して受益証券等を取り扱う場合には、 銀行は、 証 券投 資 信 顧 客 託 ロの誤解 託委 及び 託 証 を招くおそれ 業者が当該銀 券 投資 法 を取り 銀 人に 行 の が 行 関 扱う場 ある掲示 預 の営業 す る法 金 等 を 所 律

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 (略)

2 (略)

3

第二項 決 権 図を行うことができる場合及び当該株式等を 任組 が、 日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。 議決権 員となり、 権 券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議 を行うことができるものに限る。 信 並 託 前 びに中小 を含まないものとし、 合 議 に係る信託財産として所有している株式等 (委託者又は受益 二項各号に規定する議決権には、 決権を を行使することができる場合、 に規定する中小企業等投資事業有限責任組 員が中小企業等投資事業有限責任組 組 合財産として所有している株式 行使し、 企業等投資事業有限責任組合契約に 又は議決権の行使について当該法人等に指 信託財産 に係る議決権、 である株式等で、 議 法人等が金 没権 合 所有することとなつた の無限責任組 の 等 行 使 有限責任 合 関する法律第二条 銭又は につい の有限責 証券会社及び 当 一該法 有価)に係る 合員に て 組 任組 人等 有 限 合員 証 券 指 責 合 証 义

つい 託 IJ 株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定によ 規定する投資信 る 委託者若しくは受益者として議決権を行使し、 当該 法律 業と 式等を て指図を行うことができるもの(投資信託及び投資法人に関す 同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う 法 第二十二条 除く。 人等が同法に相当する外国の法令の 託 に係る議決権を含むものとする。 委託業者として議決権の行使について指図を行う の規定により当該法人等が同法第二条第十 規定により投資 又 は 議 決 , 権 の 信託委 八 行 、項に 使に

下この 号) 認 そ + 限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。 に せ る お の 目 対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等 ることを目的として設立されており、 いて同じ。 益 第二条第三項に規定する 項 別 第 項において「 的に従つて適切に遂行されているときは、 に を当該 目的会社 規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。 項 特別 の については、 ! (資産 規定に 目的 出 合社が か 資者等」 の 流 かわらず、 動 発行する証券の所 特定目的会社及び事業内容の変更が制 適正な価額で譲り受けた資産から生ず 化に関する法律(平成十年法律第百五 という。 出資者等の子法人等に該当しな)から独立しているも 当該特別目的会社の 有者 当該特別目 同 以下この項に)に享受さ 法第一 事業が 的 一条第 のと 会社 **(**以

十七条の三(略)(銀行の子会社の範囲等)

L١

もの

と推定する。

第

4 目的 体を 律 指 図 十 項 人に つい 委託 法人等に該当しないものと推定する 立しているものと認め、 渡した法人等(以下この項において「 当 の 譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社 及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営 L١ 証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使につ の 該 所 規 (平成十年法律第百五号) 特 て いう。 特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的 会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは 有者に享受させることを目的として設立されて 別目的会社 指図を行う株式等を除く。 定により当該法人等が同法に相当する外国の を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法 に規定する証券投資信託委託業者として議決 関 て指図を行うことができるもの 者若しくは受益者として議決権を行使 する法律第二十二条の規定により当該法人等 以下この項において同じ。 (特定目的会社による特定資産 第一 項の規定にかかわらず、 第二条第二項に規定す に係る議決権を (証券投資信)については、 出 資 者等」 Ų 又 は の 法令の ح 流 含むものとする。 権 託 いう。 おり、 が同 及び 会社に資産を が発行する証 る特定目的会 動化に関する の行使につい 議 適 正 出資者等の 決 規定により 法 証 権 第二条 当該特 な価額 券投資 の む事 から 行使 別 業 で 社

4

十七条の三 (略)

第

法第十六条の二第二項第二号に規定する総理府令で定めるも 次に掲げるものとする のは

2

(略)

る投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産 へ 外 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に 国においてはこれらと同種類の もの。 同法第三十四 一条の十 規定す 運用

(投資信託委託業者が

項

第二号に規定する不動産の管理業務

人の その 資産に属する不動 運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法 産 の 管理を行うものに限る。 を含む。

十四~三十六 略)

3 { 7 (略)

(特定取引)

第十七条の八 法第十七条の二第一項に規定する総理府令で定める取

一・二 (略)

引は、次に掲げる取引とする。

券取引法第二 条第一 項第三号の二、 第五号の三及び第 七号の

する者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限 券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する .際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得 て「資産対応証券」という。 証券(以下この号、 掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証 第十七条の十三及び第十七条の十四にお)の引受け(資産対応証券の発行

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する総理府令で定める もの

次に掲げるものとする

-\ + =

(略)

+ = 証券投資信託及び証券投資法人に . 関 対る法 (律第二 条 第 九項

規定する証券投資信託委託業(外国においてはこれと同種類の

<u>ග</u>

十四~三十六 (略)

3 { 7 (略)

(特定取引)

第十七条の八 引は、次に掲げる取引とする 法第十七条の二第一 項に規定する総理府令で定める

一・二 (略)

Ξ 約 に び第十七条の十四において「資産対応証券」という。 及び第三項に規定する有価証券(以下この号、 第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項 (資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、 つき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する を締結する取引に限る。 第十七条の十三及び第十七条の十四 第十七条の十三及 第五号の三及び)の引受け

四~十五 (略) る。第十七条の十三及び第十七条の十四において同じ。)

四~十五 (略)

十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に	十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定す
一~十二 (略)	一~十二 (略)
、次に掲げるものとする。	、次に掲げるものとする。
2 法第十三条の二第四項第二号に規定する総理府令で定めるものは	2 法第十三条の二第四項第二号に規定する総理府令で定めるものは
第四条の五 (略)	第四条の五 (略)
(長期信用銀行の子会社の範囲等)	(長期信用銀行の子会社の範囲等)
の行使について指図を行う株式等とする。	指図を行う株式等とする。
規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権	投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について
る外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の	令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により
行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当す	て指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法
同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の	条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使につい
和二十六年法律第百九十八号)第二十二条の規定により当該会社が	年法律第百九十八号)第二十二条の規定により当該会社が同法第二
定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭	定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六
行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で	行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で
会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の	会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の
2 法第十三条の二第三項の規定により、信託財産である株式等で、	2 法第十三条の二第三項の規定により、信託財産である株式等で、
第四条の四 (略)	第四条の四 (略)
(会社が所有する株式等に含めない株式等)	(会社が所有する株式等に含めない株式等)
現	改正案

2 第十二条の三 3 { 7 顧 Ξ 認 十四~三十六 金銭 3 条第 項に 引 を防止するための説明を行わなければならない。 客に対し、 そ の る投 資証券 (次条において「 は 号 業務の方法に応じ、 法 (の資産に属する不動 外国投資信託の受益証券、 Ō 投 証 **冶施行令** 略) 資 六号に規定する証券又は証書を除く。 規定する有価証券又は同条第三項に規定する有価証券(第三 四に掲げ 券取引法 債権等と預金等との誤認防止) (略) 運用の指図を行う投資信託財産又は資産 項 外 資 略 国に 信託 第二号に規定する不動 信 託及び投資法 委託 書面の交付その他の適切な方法により、 長期信用銀行は、 お 田昭 第二 る有価 いてはこれらと同種類 略) 業及 和四十年政令第三百二十一号) 条第 顧客の 証 び 同条 券、 人に関 産 受益証券等」 項 の 第 知 管理を行うものに限る。 第十七 同 投資証券、 三号 識、 次に掲げる商品を取り扱う場合には する法律に規定する投資信託若しく 項第四号に掲げ 産 の管理業務 。 一、 経験及び財産の状況を踏まえ、 項 の に という。 もの。 規定する投資法 第 投資法人債券又は外国投 五号の三若しくは (投資信託委託業者が の運用を行う投資法 る有価証券で証券取 同法第三十四 第十七条の一 預金等との誤 を含む。 人資 条 産 第二 第七 の 十 運用 2 第十二条の三 3 { 7 Ξ 認 顧 十四~三十六 業務の方法に応じ、 規定 3 を 客に対し、 金 資 規定する証券又は証書を除く。 の の 資証券 (次条において「受益証券等」という。 信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、 証 二第二項又は同条第三項に規定する有価証券 (第三条第六号に 証 防止するための説明を行わなければならない 銭債権等と預金等との誤認防止 略) 券 投 券取引法施行令 (略) す 略) 資 証 書面の交付その他の適切な方法により、 長期信用銀行は、 信 券投資信 託及び証券投資法人に関する法律 略) 顧客の知識、 (昭和四十年政令第三百二十一号)第十七 託委託 業 次に掲げる商品を取り扱う場合に (外国に 経験及び財産の状況を踏 お いてはこれと 投資証券又は外国 に規定する 預金等との 同 種 証券投 類

誤

の

も

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い

営業所 第二 +== の 1) 銀 行が 扱う場 ある掲示を行わない 条 条 預 の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、 第十八項に規定する投資信託委託業者が当該長期信用銀行の の 所とを明確に区分するとともに、 金等を 兀 長期信用銀 取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取 等 行は、 の適切な措置を講じなければならない 投資信託 及び投資法人に関する 顧客の誤解を招くおそれ 長期信用 法律

(長期信用銀行の特定関係者

2 (略)

3

第十三条の七

(略)

第二項 が、 任 員となり、 権 券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決 を行うことができるものに限る。 信 組合員が中 決権を行使することができる場合、 並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条 託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者 議 項各号に規定する議決権には、 に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責 決権を行使し、 組 j١ |合財産として所有している株式等 (有限責任組 企業等投資事 又は議決権の行使について当該法人等に指図 業有限責任組合の)に係る議決権、 議決権の行使について有限責 法人等が金銭又は有価 無限責任組合員に指 証券会社及び証 心合員が 任 証 組合 券 の

証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第 受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、 十二条 ば 解を招くおそ 信用銀行の営業所の一部を使用して受益証 する法律第二条第十項に規定する証券投資信 長期 ならない 信用 の 四 銀 れの 行が預金等を取り扱う場所と 長期信 ある掲示を行わない等の 用銀行は、 証 **业券投資** 信 適切な措置を講じなけ 証 券等を取り扱う場合に 託 託委託 及び 券投資 証 信託委託業者 業者が当該長 券投資法 顧客の 人に 誤 が 期 関

長期信用銀行の特定関係者)

十三条の七 (略)

第

2 (略)

3

第二項 任組 が、 員となり、 権 券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議 を行うことができるものに限る。 信 議決権を行使することができる場合、 並 託 前二項各号に規定する議決権には、 び 合員が中小企業等投資事業有限責任組 議 に係る信託財産として所有している株式等 (委託者又は受益 決権を行使し、 に中小企業等投資事業有限責任組合 に規定する中小企業等投資事業有限責任組 組 合財産として所有している株式 又は議決権の行使について当該法人等に指)に係る議決権、 議決権 法人等が金銭又は有価 「契約に関する法 合 の行使 の無限 等 合 有限責任 につい 責任組 の有限責任組 証券会社 律第二条 合員に て有限 組 合員 及び 証 指 の 合 決 証

規定する投資信 つ 委託者若しくは受益者として議決権を行使し、 決 日 义 る 権を 法律 を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた 式等を除く。 から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。 て指図を行うことができるもの(投資信託及び投資法人に関す 第二十二条の規定により当該法人等が同法第 含 l まない 託委託業者として議決権の行使について指図を行う も に係る議決権を含むものとする。 のとし、 信託財産である株式等で、 又は議決権の 二条第十八項に 当該法) に係る議 行使に 人人等が

4

下この 号) 認 そ + 限されているこれと同様の事 に る お の 目 対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等 ることを目的として設立されており、 いて同じ。 益 第二条第三項に規定する 項 別 第 項において「 的に従つて適切に遂行されているときは、 に を当該 目的会社 規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。 項 の 特 については、 ! (資産 規定に 別 目的 出 合社が か 資者等」 の かわらず、 流 動 発行する証券の所 業を営む事業体をいう。 特定目的会社及び事業内容の変更 化 適正な価額で譲り受けた資産から生ず という。 に関する法律(平成十年法律第百五 出資者等の子法人等に該当しな)から独立しているも 当該特別目的会社の 有者 当該特別目 同 以下この項に)に享受さ . 法第一 事業が 的 一条第 が制 のと 会社 **(**以 4

(特定取引)

L١

もの

と推定する。

第十六条の二の三 銀行法第十七条の二第一項に規定する総理府令で

指 図 人に つい 委 託 決 権 図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつ 十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使につい 日 から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。 を行う株式等を除く。 関 て指図を行うことができるもの 者若しくは受益者として議決権を行使し、 を含まないものとし、 する法律第二十二条の規定により当 信託財産である株式等で、 に係る議決権を (証券投資信 該 含む 法人等が同法 又 は ものとする 託及び証 議決権 当 一該法)に係る 第二 券投資法 の行使 人等 て 第

目的 体を 律 法人等に該当しないものと推定する 立しているものと認め、 渡した法人等(以下この項において「 当 の 譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社 及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営 該 所 特 (平成十年法律第百五号) いう。 別目的会社 特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的 会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは 有者に享受させることを目的として設立されて 以下この項において同じ。 (特定目的会社による特定資産 第一 項の規定にかかわらず、 第二条第二項に規定す) について 出 資 者等」 の ح は 流 いう。 会社に資産を おり、 が発行する証 る特定目的会 動化に関 適 正 出資者等の な価額 当該特 む事 から する 別 業 で 社

(特定取引)

第十六条の二の三 銀行法第十七条の二第一項に規定する総理府令で

定める取引は、 次に掲げる取引とする。

(略)

四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証 証券取引法第二条第一項第三号の二、 第五号の三及び第七号の

して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する 券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する 有価証券(以下この号、第十六条の七及び第十六条の八において 資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際

三~十五 (略)

第十六条の七及び第十六条の八において同じ。)

者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。

定める取引は、 次に掲げる取引とする。

(略)

第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、 第五号の三及び

産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につ 第十六条の八において「資産対応証券」という。)の引受け(資 及び第三項に規定する有価証券(以下この号、 第十六条の七及び

き他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を

じ。

締

結する取引に限る。

第十六条の七及び第十六条の八において同

三~十五 (略)

号)第十七条の二第二項又は第三項に掲げる有価証券(同項に掲 つので定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十 令で法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として総理府 4 は	3 (略) 2 2 2 条 (略) 第八条	信用金庫の付随業務) (信用金庫の付随業務)	ついて指図を行う株式等とする。	により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使 のけ	外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規 定し	使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当す て詳	同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権のりて	昭和二十六年法律第百九十八号)第二十二条の規定により子会社	総理府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律 る処	は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれ 又は	又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、 庫R	法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式等で、金 2 :	条の二 (略) 第四名	金庫等が所有する株式等に含めない株式等) (~	改正案
号)第十七条の二第二項第二号又は第三項に掲げる有価証券(同で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として総理府	3 (略) 条 (略)	信用金庫の付随業務)	議決権の行使について指図を行う株式等とする。	法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者とし	に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国	議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規	子会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者とし	る法律 (昭和二十六年法律第百九十八号)第二十二条の規定によ	総理府令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関	は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれ	又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、	法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式等で、金	条の二 (略)	金庫等が所有する株式等に含めない株式等)	現

す 定 取 第 げ 号に規定する譲渡資産 引法 (四号に掲げるものの性質を有するものに限る。 る信託の受益権であるものとする。 める総理府令 (平成十年総理府令・大蔵省令第十二号) る有 施 価証券については、 行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を が、 証 券取引法第二条第一項第三号の二又は 指名金銭債権又は指名金銭債権を信託)であって、 第一 条第 証券

5 へ 略

第

+

条の五

(略)

金庫

の子会社の範囲等

2 金 第二号に規定する総理府令で定めるものは、 に附帯する業務を除く。 る業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並び 庫にあつては、 法第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第二項 第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げ) とする 次に掲げるもの)(信用

略)

財産 も る投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資 の 管 区とは資 理業務 を含み、 信 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十 用 金 産 庫 (投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託 の運用 同法第三十四条の十第一 連合会に を行う投資法人の資産 あつては、 外 国 項第二号に規定する不動産 にお に属する不動産 け るこれらと同 六項に 位の管理 !規定す 種 産 運用 類の

> 項に 二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。 益権であるものとする。 条 る有価証券を定める総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二 の 証 第 券取引法施行令第十七条の二第二項 掲げる有価証券については、 第二項 条 第一号に規定する譲渡資産が、 第 号イ又は同号イに掲げるものを信託する信託の受 証 券取引 第二号及び第三項に規定 証 法第二条第一項第三号 一 券 取 引法施行令第十七) であって

略)

5

第 十条の五 (略)

金

庫

の子会社の範囲等)

2 に附帯する業務を除く。)とする。 る業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並 金庫にあつては、 第二号に規定する総理府令で定めるものは、 法 第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第二項 第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げ 次に掲げるも の 信

用

--+ -略)

+ = 規 に お 定 証 する証券投資信託委託業(信用金庫 けるこれと同種類のものを含む。 券投資信託及び証 券投資法人に . 関 連 する法 合会にあつては 律 第二 条 第 九項

を行うものに 限る。 を 含 む

3 { 7 (略)

十四~三十六

略)

(特定取引)

第十条の十三 法第五十五条の三第一項に規定する総理府令で定める

取引は、 次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

Ε

Ξ 証 券取引法第二条第一項第三号の二、 第五号の三及び第七号の

券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する

掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証

第

有価

証券(以下この号、

資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際

第十条の十八及び第十条の十九において

者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。 して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する

第十条の十八及び第十条の十九において同じ。

四~十五 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十五条の 方法に応じ、 面の交付その他の適切な方法により、 五 顧客の知 金 庫は、 識、 次に掲げるものを取り扱う場合には、 経験及び財産の状況を踏まえ、 預 金等との誤認を防止 顧 業務の 密客に対

す

るための説明を行わなければならない

十四~ 三十六 略)

3 { 7 (略)

特定取引)

第十条の十三 法第五十五条の三第一 項に規定する総理府令で定め

る

取引は、 次に掲げる取引とする。

-= **(**略

Ξ 証券取引法第二条第一項第三号の二、 第四号、 第五号 の三及び

九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令

(昭

和四十二

-年政令

第

三百二十一号)第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価

対 応証券」という。 (以下この号、 第十条の十八及び第十条の十九において「)の引受け (資産対応証券の発行に際して当 資 産

しり 該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が 場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。 第 十

の 十八及び第十条の十九において同じ。

四~十五 (略)

金金 銭債権等と預金等との誤認防止)

第十五 するための説明を行わなければならない 方法に応じ、 子祭の五 書面の交付その他の適切な方法により、 顧客の知識、 金庫は、 次に掲げるものを取り扱う場合には、 経験及び財産の状況を踏まえ、 預金等との誤認を防 顧客に 業務 対 の

2 第 第 2 3 十五条の六 十六条の するとともに、 適切な措置を講じなければならない 所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分 用して受益証券等を取り扱う場合には、 Ξ 金庫 投資信 八項に規定する投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一 引 項に規定する有価証券(第八条第三項第六号又は第十条第三項第 号 前二項各号に規定する議決権には、 六号に規定する証券又は証 略) (証券 (次 外国投資信託の受益証券、 法 略 投 の 証 の特定関係者) 資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しく 施行令第十七条の二 四に掲げ 券取引 略 託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い 金 条において「受益証券等」 法 (略) 顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の 庫は、 る有価証 第二条第 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第 券、 第二項に規定する有価証券又は同条第三 項 書を除く。 同項第四号に掲げる有価証券で証券取 第三号の二、 投資証券、 金庫又は法人等が金銭又は有 という。) 金庫が預金等を取り扱う場 投資法人債券又は外国投 第五号の三若しくは第七 部を使 第十五 3 第 2 2 十六条の七 へ 金 取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所 Ξ を行わない等の適切な措置を講じなければならない。 とを明確に区分するとともに、 の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、 第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該金庫の事務 証 す る 前 (略) 投 一条の六 略) 庫 資証券 信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、 る証券又は証書を除く。 有 証 二項各号に規定する議決権に 券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い) 証 価証券 略) 券 投 券 取 の特定関係者) 資信 引 金庫は、 次条において「受益証券等」という。 (第八条第三項第六号又は第十条第三項第六号に規 法施行令第十七条の二第二項又は同条第三項に規定 略) 託及 び証券投資法人に関する法律に規定する証券 証券投資信託及び証 顧客の誤解を招くおそれのある掲示 ば、 金庫又は法人等が金 券投資法 投資証券又は外国 金庫が預金等 人に関する法 銭又は

を 所 律

有

投

定

又は法 で つ 使 同 資 使 除 す 限 使 有 合 関 株 は 価 に より につ 法第二条第 責任 につ L١ 信 ることとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する す 式等に係る議 一券の 券会 託 á 益 当 有 て 指 投 法 ١J 及び投資法人に 組 ١J 任 限責任組合員となり、 法 又は議決 該 人等に 者 資信 令の て指図 信託 に係る 社及び が、 図を行う株式等を除く。 金庫又は 合員に て有限責任組合員が 組合員が議決権を行使することができる場合、 律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限 指図 託 規定により法人等が同法に相当する外国 + に 議 議決 決権 委託業と同種 を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当 八項に規定する投資信託 権 指図を行うことができる場合及び当該株式等 決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合 証券業を営む 係る信 の 法人等が委 を行うことができるものに限る。 を行 行 (権を含ま 関する 使につ 託 使 財産として所 ŕ 類の業を営む者として議決権の 法律第二十二条の規定により法人等が いて指図を行うことができるもの 託者若しくは受益者として議決権 ないものとし、 中小企業等投資事業有限責任組 外国の会社が業務として所 組合財産として所有している株式 又は議決権の行使について当該 に係る議 有している株式等(委 委託 決権を含むもの 業者として議決権 信託財産である株 に係る の 議決権 法令 有し とする 行 の 場 を 合 責 契 て 議 託 を行 式等 金庫 使に 規定 する の行 合を 任組 決権 者又 所 の の 等 約 い 投 無 有 行

使

有

関

は 価

4 号) 第 別 目 一条第 的 会 社 三項 (資 に 規 産 定 の する 流 動 特定目的 化 に関する法律(平成十年法律第百五 会社及び事業 内容の変)更が制

> 議決権 法令 に 相 で、 除く。 合の 株式 又 は 法人等が同法第二条第十項に規定する証券投 券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する 限責任 Ĺ 受益 む 決 اتا 限 す 証 証 当 当 等に係る議決権並びに中小企 も 権 の ついて有限責任組合員が中小 責任組合員が議決権を行使することができる場 有限責任 る 券会社及び証券業を営む外国 法 券 の行使 の 行 者が、 する外国の 又は議決権の のとする 規定に 該金庫又は法人等が委託者若しくは受益者として議 組 法律第二条第二項に規定する 人等に指図を行うことができるもの の信託 に 合員に指図を行うことができる場合 使につ 係る議決権を含まない にっ より 議 組合員となり、 に 係る 決 しし 法 いて指図を行う株式等及び 権 証 て指図を行う株式等を除く。 券投資信託委託業と同種 令の規定により法人等 行使について指図を行うことができるも を行使し、 信 託財産として所 組合財産として所有し 又 は ものとし、 企業等投資事業 業等投資事業有限 の会社が業務とし 中小企 協議決権 有し の行使 が同法に 業等投資事業有限 て に 類の 限る。 資信 及び いる 同法第二 信託財 業 託 当該株式 に 株 有限責任 責任組 式等 てい っい に係る議 を営む者とし 相当する 産である株式 合、 て 委託業者とし 一十二条の規 に 所 規定によ る 有 議 て当該 係 設決権の 委 決権を 等 組 株式等 合 U る · 場 合 決権 契約 外 国 を 所 合の 責任 託者 の て 決 金 L١ て 行 又 て 定 証 組 有 無 行

使

4 律 特 平 別目的会社 成 十 年 法 律 (特定目的 第百五号) 슷 第二 社 に 条第 よる特定資 項 に 見規定 産 の す 流 る特 動 化 定 に 目的 関 する 会 社 法

議

含

の二第一項第一号に規定する金庫の子法人等に該当しないものと推 独立しているものと認め、 に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から その目的に従つて適切に遂行されているときは、 せることを目的として設立されており、 +お 限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項に る収益を当該 いて同じ。 項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。)については、 特別目的会社が発行する証券の所有者 第一 適正な価額で譲り受けた資産から生ず 項の規定にかかわらず、令第十一条 当該特別目的会社の事業が 当該特別目的会社 (同法第二条第)に享受さ

定する。

当しないものと推定する。

当 該 目的 譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証 体をいう。以下この項において同じ。) については、 らず、令第十一条の二第一項第一号に規定する金庫の子法人等に 渡した法人等から独立しているものと認め、 の所有者に享受させることを目的として設立されており、 及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業 特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲 会社の事業がその目的に従つて適切に 遂行されているときは、 第一 項の規定にかか 適正な価額 当該特 わ 別

九
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年
(昭和五十七年大蔵省令第十六号)

改正案	現
(業務の種類)	(業務の種類)
第三条 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に次に掲	第三条 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に次に掲
げる区分により、その引き受ける信託の種類を記載しなければなら	げる区分により、その引き受ける信託の種類を記載しなければなら
ない。	ない。
一~九 (略)	一~九 (略)
十善特定持分(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号	(新設)
)第六条に規定する特定持分をいう。)の信託	
十一 その他の信託	(新設)
2 · 3 (略)	2・3 (略)

十 金融先物取引法施行規則 (平成元年大蔵省令第十八号)

6 (略)	十五 (略)	する外国投資法人	十四 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十九項に規定		九十八号)第二条第十八項に規定する投資信託委託業者	十三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百	一~十二 (略)	5 法第六十九条の総理府令で定める者は次に掲げるものとする。	2~4 (略)	第十九条 (略)	(契約締結前の書面の交付)	改正案
6 (略)	十五 (略)	律第二条第二十項に規定する外国証券投資法人	十四 証券投資法人及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法	者	法律第百九十八号)第二条第十項に規定する証券投資信託委託業	十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年	一~十二 (略)	5 法第六十九条の総理府令で定める者は次に掲げるものとする。	2~4 (略)	第十九条 (略)	(契約締結前の書面の交付)	現

(略)	(略)
行う者に限る。)であって前号に掲げる者以外の者	者に限る。)であって前号に掲げる者以外の者
二号に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を	に規定する投資ー任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う
する者及び投資顧問業を営む者(法第二十七条の二十三第三項第	者及び投資顧問業を営む者(法第二十七条の二十三第三項第二号
又は保険事業を営む者、証券投資信託の委託者となることを業と	又は保険事業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする
二 外国の法令に準拠して外国において、証券業、銀行業、信託業	二 外国の法令に準拠して外国において、証券業、銀行業、信託業
けたものに限る。)、農林中央金庫及び商工組合中央金庫	ものに限る。)、農林中央金庫及び商工組合中央金庫
律(昭和六十一年法律第七十四号)第二十四条第一項の認可を受	昭和六十一年法律第七十四号)第二十四条第一項の認可を受けた
、投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法	資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(
一 証券会社、銀行、信託会社、保険会社、証券投資信託委託業者	一 証券会社、銀行、信託会社、保険会社、投資信託委託業者、投
信託会社その他の総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。	信託会社その他の総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。
第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行、	第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行、
(特例対象株券等の保有者である証券会社等の者)	(特例対象株券等の保有者である証券会社等の者)
現	改 正 案

十四 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年	十四 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百
十一~十三 (略)	十一~十三 (略)
	おいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)
法律第百五号)第百五十六条第二項	六条第二項(同法第百五十条の四(同法第二百二十五条第一項に
十 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年	十 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第百五十
一~九 (略)	
りでない。	りでない。
により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限	により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限
物取引法 (昭和六十三年法律第七十七号)第九十二条第二項の規定	物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第九十二条第二項の規定
六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項及び金融先	六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項及び金融先
る場合を含む。)の規定に基づく検査、証券取引法第百九十四条の	る場合を含む。)の規定に基づく検査、証券取引法第百九十四条の
法律(昭和四十六年法律第五号)第三十六条第一項において準用す	法律(昭和四十六年法律第五号)第三十六条第一項において準用す
条の三十第一項並びに第百八十七条第四号(外国証券業者に関する	条の三十第一項並びに第百八十七条第四号(外国証券業者に関する
の二第二項において準用する場合を含む。)及び第二項、第二十七	の二第二項において準用する場合を含む。)及び第二項、第二十七
を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二	を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二
律第二十五号)第二十六条(同法第二十七条において準用する場合	律第二十五号)第二十六条(同法第二十七条において準用する場合
証票は、別紙様式一による。ただし、証券取引法(昭和二十三年法	証票は、別紙様式一による。ただし、証券取引法(昭和二十三年法
局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は	局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は
1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務	1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務
現	改正案

2 · 3 (略) 十五~二十 (略) 十三条第六項において準用する場合を含む。) 九十八号) 第三十九条第二項 (同法第五十五条第二項及び第二百

> 法律第百九十八号)第三十九条第二項(同法第五十五条第三項及 び第二百十三条第六項において準用する場合を含む。)

十五~二十 (略)

2 · 3 (略)

+ = 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する総理府令(平成五年大蔵省令第九号)

改正案	現
(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)	(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)
第一条 (略)	第一条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 法第九条の八第二項第十号の二に規定する有価証券として総理府	5 法第九条の八第二項第十号の二に規定する有価証券として総理府
令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十	令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十
一号)第十七条の二第二項又は第三項に掲げる有価証券(同項に掲	一号)第十七条の二第二項第二号又は第三項に掲げる有価証券(同
げる有価証券については、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五	項に掲げる有価証券については、証券取引法(昭和二十三年法律第
号)第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有す	二十五号)第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質
るものに限る。)であって、証券取引法施行令第十七条の二第二項	を有するものに限る。)であって、証券取引法施行令第十七条の二
及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令(平成十年総理府	第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令(平
令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名	成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡
金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとす	資産が、証券取引法施行令第十七条の二第二項第一号イ又は同号イ
వ ం	に掲げるものを信託する信託の受益権であるものとする。
6~8 (略)	6~8 (略)

十四 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 (平成五年大蔵省令第十号)

2 法第四条第二項の規定により、信託財産である株式等で、当該信第三条 (略) (信用協同組合等又はその子会社が所有する株式等に含めない株式) 改 正 案	2 法第四条第二項の規定により、信託財産である株式等で、当該信第三条 (略) (信用協同組合等又はその子会社が所有する株式等に含めない株式(信用協同組合等又はその子会社が所有する株式等に含めない株式
大り当該信用協同組合等の子会社が委託者若しくは受益者として議決用協同組合等及びその子会社が委託者若しくは受益者として議決度の行使について指図を行うことができるもまり当該信用協同組合等の子会社が委託者若しくは受益者として議決別当該信用協同組合等の子会社が委託者若しくは受益者として議決別が高い、文は議決権の行使について指図を行うことができるもり、当該信託委託業者として議決権の行使について指図を行うことができるもり、信託財産である株式等で、当該	大学の子会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者との子会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託及び証券を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの子会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託及び証券を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの子会社が同法第二項の規定により、信託財産である株式等で、当該
全業務を除く。)とする。 (信用協同組合等の子会社の範囲等) (信用協同組合等の子会社の範囲等)	る業務を除く。)とする。 (信用協同組合等の子会社の範囲等) (信用協同組合等の子会社の範囲等)

ー 十 二 (略)

る投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産 投資信 託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に に規定す 運用

業(同法第三十四条の十第一 産 (投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財 の 運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うも 項第二号に規定する不動産の管理業 産又は

のに 限る。) を含む。

十四~三十六

(略)

3 { 7 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第五条の八 顧客に対し、 認 業務の方法に応じ、 を防止する 信用協同組合等は、 ための説明を行わなければならない 書面の交付その他の適切な方法により、 顧客の知識、 次に掲げる商品を取り扱う場合には 経験及び財産の状況を踏まえ、 預金等との誤

略)

証 券取引法 第二 条 第 項 第三号の二、 第五号の三若しくは 第七 一 券 取

項に規定する有価証券 引法施行令第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三 る場合を含む。 蔵省令第九号) 合及び信用協同組合連合会の事業に関する総理府令(平成五年大 四に掲げる有価 第一条第四項第六号(同条第八項において準用す に規定する証券又は証書を除く。 証 券、 (中小企業等協同組合法による信用協同組 同項第四号に掲げる有価証券で証

\ + = (略)

+ = 証 | 券投資信託及び証券投資法 人に関 する法 律 第二条 第九項 に

規定する証券投資信託委託業

十四~三十六 (略)

3 { 7 (略)

へ 金

銭債権等と預金等との誤認防止)

第五条の八 顧客に対し、 業務の方法に応じ、 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には 書面の交付その他の適切な方法により、 顧客の知識、 経験及び財産の状況を踏 預金等との まえ、

略)

を防止する

ための説明を行わなければならない

号) む 協 る 同組合連合会の事業に関する総理府令(平成 有価証券(中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信 証券取引法施行令第十七条の二第二項又は同条第三項に規定 第 に 条 規定する証券又は証書を除く。 第四項第六号 (同条第八項にお いて 準用する場合を含 五年大蔵省令第九

Ξ 投 資 信 託 及び投資法 人に関 する法律に規定する投資信託若 しく 投

Ξ

証

券投

資

信 託

及

び証券投資法人に関する

法律

に

規定する

証券投

資証 外 券 (次条において「 玉 投資信 託 の受益証券、 受益証券等」 投資証 券、 という。 投資法人債券又は外国

2 3 (略)

投資 信 託委託 業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い

第 の事 同組合等 五条の そ を 第 れのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない 取り扱う場所とを明 務 |条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該信用協同組合等 36所の一 九 が預金等 信用協同組合等は、 部 を使用して受益証券等を取り扱う場合には、 を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証 確に区分するとともに、 投資信託及び投資法人に関する 顧客の誤解を招くお 信用協 法律 一券等

信用 協同組 合等の特 定関係 者

第 六条の七 略

2 略

3 て当該信用協同組合等又は法人等に指図を行うことができるも 金銭又は有価 に係る議決権及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法 委託者又は 前二項各号に規定する議決権には、 に係る議決権、 受益者が、 証 券の信託 議決権を行使し、 証券会社が業務として所有している株式等 に係る信託財産として所有している株式等 信用協同組合等又は法人等が 又は議決権の行使につい の

> 2 3 投 資 資 信 証券 託若しくは 略 (次条において「受益証券等」という。 外国証券投資信託 の受益 証券、 投 資証 券又は 外 玉

証 券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等 の取 扱 ١J

第 五 Ιţ け の 者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に 協 する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該信 一条の 誤解を招くおそれのある掲示を行わない 同 れ 組合等の事務所の一 ば 信 ならない 用協同組合等が預金等を取り扱う場 九 信用協同組合等は、 部を使用して受益証券等を取り扱う場合 証 券投資信 等 X 所と証券投資信託 託及び の適切な措置を講じ 分するとともに、 証 券投資法 委託 人に 顧 な 業 に 関 用

信 用 協 同 組合等の 特定関 係 者)

第 六 条 の 七

略)

略

3 2

に係 (委託) 限 て当該信用協同組合等又は法人等に指図を行うことができるもの 金 る。 る。 銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等 前二項各号に規定する議決権には、 る 議決権及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に 者又は受益者が、 に係る議決権、 証券会社が業務として所有している株式等 議決権を行使し、 信用協同組合等又は 又は議 決権の行使 関する 法人等 につい

法

も 権 投 信 に ۲ て 組 責 律 行 合員に 等が なっ 資信 有限 合員 の 係る議 とす 協 組 行 使につい 同 同 指 が 合 条 託 た日から 責任組 法第二 又は 及び 図を行うことができる場合及び当該株式等を所有すること 員となり、 組合等又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を 決権を 議 第二項 決権 合員が中小 投 議 |条第十八項に規定する投資信託委託業者として 資法 決権 て指図を行う株式等を除く。 含まない 十年を超えて当該株式等を所有する場合を除 を行使することができる場合、 に規定する中 の 組 人に 行 合財産として所有してい 使について指図を行うことができるも ものとし、 企業等投資事業有限責任組合の 関 す る 小企業等投資事業有限責任 法 律 第二十二条 信託財産である株式等で、 議決権 に係る議決権を含む の 規 る株式等 定により当該法 の 行使 組合 無限責任組 有 **<** 限 の に 当該 議決 責任 つい の 有 限 $\overline{}$

独 そ せ 限されているこれと同様 + る お いて 立してい 対する出資者及び当該 ること 目 第二条第三項に規定する 項 別 一を当該 的 に 同 目 を目 規定 に従っ 的会社 るも する 的 特 のと とし て適切 へ 資 別 に 特定目 つ 目 し て 設 認 的 ĺ١ 産 め ات 会 て の の事 立さ 社が 特別目的会社に資産を譲渡し 的 Ιţ 遂行さ 流 借 第 動 れており、 入れに係る債権者 業を営む事業体をいう。 特別目的会社及び事業内容の変更 化 発行する証券の 適正な価 頂 れているときは、 に関する法律(平成十 の 規 定にか 額で譲り受け 当該 **以特別目**)所有者 かわらず、 を含む。 当 た資 該 的 同 会社の 以下この項に た法人等 特別目 年法律 産か 令第三条の 法第一 に享受さ 事業が 的 5 第 一条第 ~が制 から 会社 生ず 百五 4

4

行使に 証券投 合員に て有限 同 行 使 信用 に係 となっ 組 とする。 責 律 第二 法 合 任 第二 協同組合等又は法人等が委託者若しくは受益 る 員 組 つい 合員となり、 議決権を含まないものとし、 た 指図を行うことができる場合及び当 が議決権を行使することがで 条第二 資 責任組合員が中小企業等投資事業 条第十項に規定する証券投資信託委託業者とし 又は議決 信 日から十年を超えて当該 て指図を行う株式等を除く。 託 及び 項に規定する中小企 権 証 券投資法 の行使につい 組合財産として所有して 人に 関 て指図を 株式等を 業等投資事業有 信託財 きる場 する 有限 法 行うことができる 合 に係る議決権を 産である 所 該株式等 律 有す 責任 いる 第 議 + 者として議 る 組 決 株 限 場合を 大等 (合の 責任 株式等で、 を所有すること 権 条の の て 無限責任 組 行 有 含 議 法 除 合 使 もの 決権 む 決権 人等 につ 限責 の 当 も 有 ١J が 任 限

渡し 体を 及 び 5 当 目 の 譲り受けた資産から生ずる収益を当該特 律 ず、 該 的 所 (平成十年 特 特別 別目 事業内容 た法人等から独立しているものと認め、 会 ١J 有者に享受させることを目的として設 令 う。 社 第三条の 目 の事業がその目的に従って適切に 的 的 以 슷 法律第百五号) 社 会社に 下この項において同じ。 の変更が制限されているこれと 特定目的会社による特定資産 第 対する出資者及び当該 項 第 第二条第二項 号 に規定する 別 に 特別目 遂 立 目 つ に規定す 1的会社 いて 信用 第 行さ されて 同様の事業 の 協 項 的 れ は 流 の規定 同組 おり、 会社に ていると が発行 る 動 適 正 特 化 合 を 別 に する証 等 に 資産を 当 な 営 目 関 かか む 的 する 該 子 額 特 会 業 法 別 法

人等に該当しないものと推定する。

十五 証券取引法第二条に規定する定義に関する総理府令 (平成五年大蔵省令第十四号)

その買付け 該権利に係	の申込みの勧誘 を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はそのを譲渡するために行う当該権利(委託者が譲り受けたものを除三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利 当該権 当該権
く 利 一 に 条	る信託の委託者が当該権利(委託者が譲り受けたものを除三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利(当該権法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第
IJ ー ニ 条	三)重川ながたぎこそぎこ真ぎこ号こ易げら重川(自な重) 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第
;	制度, 1
の申込みとしています。	めに行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの一該有価証券(原委託者が譲り受けたものを除く。)を譲渡
)が当	締結した者をいう。以下この条及び第八条において同じ。
記契約を の申込みの勧誘とする。	有価証券に係る信託の原委託者(当該信託の受託者と信託
の 当該)を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付け	価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの
掲げる有に係る信託の委託者が当該権利(委託者が譲り受けたものを除く。	一 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第九号に掲
第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利について、当該権利	定めるものとする。
該各号に めるものは、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令	めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該
府令で定 第三条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する総理府令で定	第三条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する総理府
(有価証券の取得の申込みの勧誘に類する行為)	(有価証券の取得の申込みの勧誘に類する行為)
現行	改正案

金融庁長官が指定する者に限る。 は金融庁長官が指定する者を除き、 この条において「 ただし、 第一号から第十四号の二までに掲げる者について 適格機関投資家」という。)は、 第十五号に掲げる者については 次に掲げる もの

一・二 (略)

資信託及び投資法 人に関する法律 .. (昭 和二十六年法律第百九

十八号)第二条第十八項に規定する投資信託委託業

三の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項 する投資法人 気に規定

投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十九項に規

四~十六 (略)

定する外国投資法人

(略)

(有価 証券の譲渡に関する制限等)

第

五 た の が 家 証券に適格機関投資家(第四条第一項各号に規定する適格機関投資 各号に掲げる有価証 が付されていることが明白となる名称が付されていること及び次 禁止される旨 をいう。 すものとする。 令 第 一 以下この条において同じ。 条の五に規定する総理府令で定める方式は、 の制限 券の区分に応じ、 (以下この項において「転売制限」)に譲渡する場合以外の譲渡 当該各号に定める要件を満 という。 当該有価

社債券(特定社債券並びに法第二条第

項第七号の二に掲げる

社債券 (法第二条第

項第三号の二に

掲げる

有価証券

を含む。

この条において「 金融庁長官が指定する者に限る。 は金融庁長官が指定する者を除き、 とする。 ただし、 第一号から第十四号の二までに掲げる者について 適格機関投資家」という。 第十五号に掲げる者については

Ιţ

次に掲げるも

へ 略

Ξ 律 第百九十八号) 証 券 投 資信託及び証券投資法人に関する 第二条第十項に規定する証券投資信託委託業 法律 (昭和二十六年

三 の 二 証券投資信託及び証券投資法人に関する 法律第二条第十

項 に規定する証券投資法人

三 の 三 項に規定する外国証券投資法人 証券投資信託及び証券投資法人に 関する法律第二条第二十

四~十六 (略)

2 { 4 (略)

へ 有 価 証券の譲渡に関する制限等)

第 五 たすものとする。 の が 家をいう。以下この条において同じ。 証券に適格機関投資家(第四条第一項各号に規定する適格機関投資 が 各号に掲げる有価証券の区分に応じ、 禁止される旨の制限(以下この項において「 条 付 されていることが明白となる名称が付されていること及び次 令第一条の五に規定する総理府令で定める方式は、 当 に譲渡する場合以外の譲 該各号に定める要件を満 転 売制限」という。 当該有

定社 る有 するも 投資 て「普通社債券等」 を含む。 するもの (転 社債券(資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券 律第百五号。 債 価 法 人債 証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証 のを含む。 券を含む。 以下この条において同じ。 券及び同号に掲げ 以下「 換社債券 以下同じ。 以下この という。 資 産流動化法」 (資産の流動化に関する法律 条において同じ。 \cup る外国 及び法第二条第一 次に掲げるすべての要件)を除く。 という。 投資証 券で投資法 以下この号におい 及び新株引受権付 に規定する転 項第九号に掲げ 券の性 (平成十年法 人債 一巻に類 質 換特 を有

イ ・

略)

Ξ 得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面に 証 |券とみなされる令第一条の三に定める権利 外国投資信託の受益証券及び法第二条第二項の規定により有価 該有価 証 券に転売制限が付されている旨が記載されているこ 当 該有価証 お 券 いて の取

2 X が 分に応じ、 次の各号に掲げる有価証券である場合であって、 第一条の五 当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。 に規定する総理府令で定める場合は、 当 当該有価 該有価証 参の 証券

へ 略

投 資信託 の受益証 一券又は 特 定 目 的 信 託 の 受益証

八 (略)

3 令 、第一条の五第一 号に規定する総理 府 令で定める有価証券は、 法

> 債 第 以下同じ。 券及び新 号から第四号に掲げる有価)及び法第二条第一項第九号に 株引受権付社債券を除く。 証 一券の性 以下この号 質を有するもの 掲げ る におい 有 価 証 てっ 券 転換社 で同 普 項

社債券等」という。

次に掲げるすべての要件

イ ・ 略)

=

Ξ ること。 L١ の 有 取得者に交付される当該有価証券の内容等を説 価証券とみなされる令第一 外国証券投資信託の受益証券及び法第二条第二項の規定によ て、当該有価証券に転売制限が付されている 条の三に定める権 旨 利 「 が 記 明した書 当 載 該 有 面に 価証 れて お IJ

2 \boxtimes が次の各号に掲げる有価証券である場合であっ 分に応じ、 令第一条の五に規定する総理府令で定める場合は、 略) 当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。 ζ 当該有価証券の 当 該 有 価証

証 券投 資信託の

受益証

1 八 (略)

3 令 第 条 の五第一 号に規定 する総理府令で定め る 有価 証 券 ば 法

引受権証券、 資証券で投資証券に類する証券を除く。 定 第二条第一項 する株券 (投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投 第九号に 転 換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するも 掲げる有価証券で、 令 第 一 新株引受権証書、 条の五第一 号に規 新株

同 種 類の 他の有価証券) のとする

第 六六条 する。 証券の区分に応じ、 価証券は、 令第一条の六に規定する総理府令で定める同一種類の 当 該 有価証券と発行者が同一で、 当該各号に定める事項が同一である有価証券と 次の各号に掲げる有価 他 の有 第

の あっては償還期限) ŧ 社債券のうち、 の 償還期限及び利率(割引の方法により発行されるものに 次号から第三号の二までに掲げる有価証券以外

転換社債券 次に掲げる事項

略)

_ の _ 資 産 流動化法に規定する 転換特定社債券 次に掲げる 事

第一 号に定める事項

転

換により発行される優先出資(資産

流動化法に規定する優

出 資をいう。 以下この 号及び第三号の二にお ١١ て同じ。

П の 発行価 額並びに優先出資に係る利益又は利息の配当、 残 余

産 の分配及び利益を用いて行う当該優先出資の消却の方法

三号の二において 優先出資に係る利益の配当等」 という。

> 定する株券(法第二条第一項第七号の二に 第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、 令 掲げる外国投資証券を除 · 第 一 条の五第一 号に

<u>\</u> 債券又は新株引受権付社債券の性質を有するものとする。 同号 に規定する新株引受権証書、 新株引受権証券、 転 換

社

同 種類の他の有価証券)

六条 証券の区分に応じ、 価 証 一券は、 令第一条の六に規定する総理府令で定める同 当該有価証券と発行者が同一で、 当該各号に定める事項が同一である有価証券と 次の各号に掲げる有価 種 類 の 他 の

償 還期限及び利率(割引の方法により発行されるものにあっては 社債券のうち、 次号及び第三号に掲げる有価 証 券以 外の もの する。

転換社債券 還期限)

1 . 略)

項

(新設)

の内容

三 新株引受権付社債券 次に掲げる事項

- ・ 口 (略)

三の二 資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債

次に掲げる事項

イ 第一号に定める事項

ロ 新優先出資引受権の行使により発行される優先出資一口の発

行価額及び優先出資に係る利益の配当等の内容

四 (略)

四の二 法第二条第一項第五条の二に掲げる有価証券(優先出資引

受権を表示する証書を除く。) 優先出資 (協同組織金融機関の

優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優

残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び協同

先出資をいう。

以下この号において同じ。

に係る剰余金の配当

通出資の増加によって得た資金をもって行う優先出資の消却の方組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第五項に規定する普

法

引受権

を表示する証

券を除く。

当該有価証券に係る利益又は

四の三 法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券 (新優先出資

利息の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券

の消却の方法の内容

規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利のに掲げ五の投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに法第二条第二項の

三 新株引受権付社債券

イ・ロ (略)

(新設)

四 (略)

四の二 法第二条第一項第五条の二に掲げる有価

証

券 (優

先出資引

受権を表示する証書を除く。) 優先出資 (次号に規定する優先

3. 本で見りては言葉で下。) 一位から覧(2.4 一夫気では何)

出資を除く。以下この号において同じ。)に係る剰余金の配当、

残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び協同組

織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)

て行う優先出資の消却の方法第二条第五項に規定する普通出資の増加によって得た資金をもっ

四の三 法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券 特定目的

会

)第二条第三項に規定する優先出資に係る利益の配当及び残余財社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号

産の分配

五 証券投資信託及び外国証券投資信託の受益証券並びに法第二条

第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利

る事項	
イ~ハ(略)	イ~ハ (略)
六 投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券 投資口に	六 投資証券及び外国投資証券 投資口に係る金銭の分配の内容
係る金銭の分配の内容	
六の二 特定目的信託の受益証券 次に掲げる事項	(新設)
イ 特定目的信託に係る契約期間	
口 特定信託財産(特定有価証券の内容等の開示に関する総理府	
令(平成五年大蔵省令第二十二号。第九条において「特定有価	
証券開示府令」という。)第一条第九号の三に規定する特定信	
託財産をいう。第九条において同じ。)	
ハ 受益権に係る金銭の分配の内容	
七~九 (略)	七~九 (略)
九の二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で特定目的信託の	(新設)
受益証券の性質を有するもの 第六号の二に定める事項	
十・十一 (略)	十・十一 (略)
(有価証券の譲渡に関する制限等)	(有価証券の譲渡に関する制限等)
第七条 (略)	第七条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 令第一条の七第三号に規定する総理府令で定める要件は、次の各	3 令第一条の七第三号に規定する総理府令で定める要件は、次の各
号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当す	号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当す
ることとする。	ることとする。
一 - 二 (略)	一・二 (略)

表示される権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする 「法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券」 当該有価証券に 「大第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券の性質を有するもの」 当該 「特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有	じ、当該各号に定める者とする。する総理府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応	法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとに掲げる有価証券とする。ち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの及び同項第十号の		五~七 (略) 第三号に定める要件に該当する場合 る有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの	四の二 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第九号に掲げて、ハ (略) 外国投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合イ・ロ (略)
	権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする者とする。する総理府令で定める者は、前項に規定する有価証券に表示される	第二条第五項		五~七 (略)	(新設) (新設) 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「「一、「「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、」」 「一、「一、「一、「一、」」 「一、「一、」 「一、」

第九条 3 二 (略) 号に掲げる有価証券の区分に応じ、 (目論見書の定義に係る事項) 財産(当該有価証券のうち外国法人の発行するものに係る財産で 条第九号の二に規定する管理資産又は特定信託財産に関する事 信託財産に相当するものを含む。 令第三条の四各号に掲げる有価証券 法第二条第十項に規定する総理府令で定める事項は、 (略) 当該各号に定めるものとする。 特定有価証券開示府令第 当該有価証券に係る信託 次の各 第九条 3 = 号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 目 財 4 第九号の二に規定する管理資産に関する事項 の (略) 開示に関 信託財産に相当するものを含む。)又は特定有価証券の内容 産 令第三条の四各号に掲げる有価証券 論見書の定義に係る事項) 法第二条第十項に規定する総理府令で定める事項は、 (当該有価証券のうち外国法人の発行するものに係る財産で 略) する総理府令 (平成五年大蔵省令第二十二号)第一条 当該有価証券に係る信 次 の

十六 証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める総理府令 (平成五年大蔵省令第十五号)

改正案	現
証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第三条の四第	証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第三条の四第
3。	ら。四号に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとす
一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という	一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。
。)第二条第一項第四号又は第八号に掲げる有価証券(資産の流	。)第二条第一項第四号又は第八号に掲げる有価証券(特定目的
動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第九項に規定	会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五
する特定約束手形を除く。)の性質を有するもののうち、次に掲	号)第二条第七項に規定する特定約束手形を除く。)の性質を有
げる要件をいずれも満たすもの	するもののうち、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。
イ・ロ(略)	イ・ロ (略)
二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第四号、	二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第四号、
第五号、第六号若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有する	第五号、第六号若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有する
もので前号に掲げる要件をいずれも満たすもの又は同項第三号の	もので前号に掲げる要件をいずれも満たすもの又は同項第三号の
二若しくは第五号の三に掲げるものの性質を有するもの。	二若しくは第五号の三に掲げるものの性質を有するもの。
二の二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第七	(新設)
号の四に掲げる有価証券の性質を有するもの	
三 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券のうち、証券取引	三 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券のうち、証券取引
法施行令第三条の四第一号から第三号までに掲げる有価証券又は	法施行令第三条の四第一号から第三号までに掲げる有価証券又は
前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの。	前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの。

十七 特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令(平成五年大蔵省令第二十二号)

口 (略)	げる有価証券をいう。	令第十五号。以下「特定有価証券府令」という。)第一号に掲	四号に掲げる特定有価証券を定める総理府令(平成五年大蔵省	に規定する特定約束手形並びに証券取引法施行令第三条の四第	法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)第二条第九項	の三に掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律(平成十年	イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第三号の二及び第五号	四 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。	二の三・三 (略)	及び投資法人債券をいう。	ロ 内国投資証券 法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券	信託の受益証券をいう。	イ 内国投資信託受益証券 法第二条第一項第七号に掲げる投資	二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。	一・二 (略)	号に定めるところによる。	第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各	(定義)		
口 (略)	」という。)第一号に掲げる有価証券をいう。	理府令(平成五年大蔵省令第十五号。以下「特定有価証券府令	引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める総	という。)第二条第七項に規定する特定約束手形並びに証券取	に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」	の三に掲げる有価証券、特定目的会社による特定資産の流動化	イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第三号の二及び第五号	四 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。	二の三・三 (略)	をいう。	ロ 内国投資証券 法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券	投資信託の受益証券をいう。	イ 内国投資信託受益証券 法第二条第一項第七号に掲げる証券	二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。	一・二 (略)	号に定めるところによる。	第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各	(定義)	現	

九の三 九・九の二 七 五・五の二 四の二 受託 国法人が発行者であるものに限る。 管理、運用又は処分する財産をいう。 資として運用する財産をいう。 及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第 のために主として有価証券、 の二口に掲げる有価証券並びに第五号の二に掲げる有価証券(外 が発行者であるものを除く。)をいう。 第五号に掲げる有価証券並びに前号に掲げる有価証券(外国法人 二条第一項に規定する特定資産をいう。 ファンド 内国特定有価証券 外国特定有価証券 に掲げる有価証券をいう。 者が当該資産信 げ 外国資産信託流動化受益証券 内 こる有価 特定 資産 国資産信託流動化受益証券 (略) (略) (略) 信託財産 信 投資信託証券の発行者が当該投資信託証券の所有者 証券をいう。 託 流動 託 化受益証 流動 資 産 第二号の二、第四号イ、 第二号の三、第三号、 化受益証券に係る金銭の分配のために 信託流動化受益証券に係る信託契約の 不動産その他の特定資産(投資信託 券 次に掲げるものをいう。)をいう。 特定有価証券府令第二号の二 法第二条第 以下同じ。 第四号口及び第四号 第四号の二イ及び 項第七号の四)に対する投 六 九・九の二 八 七 五・五の二 へ 新 十~二十三 (新設) の で 有 も 有 設) のに限る。 ために有価証券に対する投資として運用する財産をいう。 ファンド あるものに限る。 価証券並びに第五号の二に掲げる有価証券(外国法人が発行 外国特定有価証券 価証券並びに前号に掲げる有価証券(内国法人が発行者であ 内国特定有価証券 (略) (略) 略))をいう。 投資信託証券の発行者が当)をいう。 第二号の三、 第二号の二、 第三号及び第四号口に掲げ 第四号イ及び第五号に掲げ 「該投資信託証券の所有 る

第十条 第 3 2 = (有価) 七 (有価: いときは、 Д 兀 五 (有価 合 託証券及び資産信託流動化受益証券を募集によらないで発行する場 五 長 る この場合において、 。 二 に準用する。 の 三 当該各号に定める様式により作成し、 有価 有価証券通知書には、 (以下「財務局長等」という。)に提出しなければならない (略) Ξ 六 Д 定 款、 証券届出書の記載内容等) 証券通知書に関する規定の準用) 証券通知書は、 証券通知 法第五条第一 前二条の規定は、 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出す 外 国 内 国 (略) (略) (略) その訳文を付さなければならない 約款若しくは規約又は信託契約書 [資産 資 産 信託 信託 項 当該書類が日本語によって記載したものでな の規定により有価証券届出書を提出しようと 流動化受益証券 流 次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ 発行価額の総額が一億円以上である投資信 次に掲げる書類を添付しなければならない 動化受益証券 財務局長又は福岡財務支局 第二号の五様式 第二号の四様式 第七条 第十条 第 五 2 3 0 五・六 有 _ : = L١ 長 託証券を募集によらないで発行する場合に準用する。 へ 新 へ 新 る有価証券通知書は、 (有価証券通知書に関する規定の準用) (有価証券通知書) この場合において、 ときは、その訳文を付さなければならない 有 当該各号に定める様式により作成し、 条 (略) (以下「 設 定款又は約款 価証券届出書の記載内容等) 価証券通知書には、 設 Д 前二条の規定は、 法第五条第一 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出 (略) 略) 略) 財務局長等」という。)に提出しなければならない。 項の規定により有価証 当該書類が日本語によって記載したものでな 次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ 発行価額の総額が一億円以上である投資信 次に掲げる書類を添付しなければならな 財務局長又は福岡財務支局 券届出 書を提出しようと

す

原委託 場合にあっては、 当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地 て 当該所 第 資 特 を を管轄する財務 分に応じ、 定有 加えた通数)を作成し、 Ιţ 産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第三条 号に規定する原委託者をいう。 と異なるときは、 福岡財務支局。 在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっ 者 価 が個 証券が資産信託流動化受益証券である場合に 当該各号に定める様式により有価 人である場合にあっては、 局 福岡財務支局。 当 該所在地が福岡財務支局の管轄区域内に 以下「 当 財務局長等に提出しなければならない 該異なる原委託者管轄財務局等の数に三 原委託者管轄財務局等」という。 以下「受託者管轄財務局等」 以下同じ。 住所) 証券届出書三通 を 管 の 轄 本店の所在 する財 お いて、 券の区 務局 (当該 とい ある 当該 地 が

> ŕ 分に応じ、 する特定有価証券の発行者は、 財 務局長等に提出しなければならない 当該各号に定める様式により有価 次の各号に 掲げる特定有価 証券届出書三通 証 参の を 作 成

する特定有価証券の発行者は、

次の各号に掲げる特定有価証

Д

略)

へ 新 (新設) 設

五・六 (略)

有 価 証 券届出書の記載の特例) 五・六

(略)

Л 兀

一 の 三 _ の ニ

外国資産

信託流動化受益証券

第五号の五様式

兀

略)

内 国

資

産

信託

流

動化受益証

券

第五号の四

I様式

第 + 十七条において準用する場合を含む。 る場合は、 有価証 次 の 各号に掲げる場合とし、 券届出書につき、 法第五条第一項ただし書 (法第二)に規定する総理府令で定め 同項ただし書に規定する総

有

価証券届出書の記載の特例)

第 る 場 十一条 十七条において準用する場合を含む。 合は、 有価証券届出書につき、 次の各号に掲げる場合とし、 法第五条第一 に 同 項ただし書に 規定する総理府令で定め 項ただし 規 書 定する 法第二

理 府令で定める事項は、 当該各号に掲げる事項とする。

のに 行う必要がある場合 を有するものを除く。 優先出資証券」という。)及び外国資産流動化証券のうち法第二 証券(法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券(以下「特定 条第一項第五号、 投 限る。 資法人債券、 以下「 第五号の三又は第六号に掲げる有価証券の性質 外国投資法人債券」 外国投資証)につき、その発行価格の決定前に募集を 券(投資法人債券の性質を有するも という。) 又は資産流動化

イ~ト (略)

び 定 理 第二十五条第四項第二号八において「 社債の管理会社又はこれらに類する管理会社 会社若しくは社債の管理会社、 投資法人債管理会 社若しくは投資法人債の管理会 特定社債管理会社若しくは特 投資法人債管理会社等 (以下この号及 社、 社 債管

という。)の名称及びその住所

の 二 投資法人債管理会社等の委託の条件 (略)

の 三

資 産 信 託 流 動 化 受益証券につ ŧ その発行価格の決定前 に

募集を行う必要がある場合

1 発行価格

申 込証 拠金

申 込取扱場所

引受人(元引受契約を締結する証券会社のうち主たるも の

を

除 の 氏名又は名称及びその住所

> 府令で定める事項は、 当該各号に掲げる事項とす

理

定前に募集を行う必要がある場合 の (以下「特定優先出資証券」 証券の性質を有するものを除く。 うち法第二条第一項第五号、第五号の三又は第六号に 資産流動化証券(法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証 という。)につき、)及び外国資産流動化証 その発行価格の 掲げる 決 券 券

イ 〜 ۲ 略)

チ 社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住

IJ 社 債 管理会 社又は社債の管理会社の 多委託の 条件

の 二 略)

(新設)

ホ 引受口数及び引受けの条件

二・三(略)

(有価証券届出書の添付書類)

十二条 ついて提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同 有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券に については、 号に掲げる書類 で定めるものは、 法第二十七条に ただし、第一号イ及びハからへまでに掲げる書類並びに第二 有価証 当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該 (第一号口に掲げる書類に該当するものを除く。 おいて準用する場合を含む。) に規定する総理府令 券届出書に添付すべき書類として法第五条第五項 次に掲げる区分に応じ、 当該各号に掲げる書類と 第

外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書のサ

内容の

も

のである場合には、

これを除く。

イ 定款、約款若しくは規約又は信託契約

合

口(略)

ファンドの資金を運用する法人又はファンド、

信託財

産、

を記載した書面締結した妻約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容法人(以下「関係法人」という。)のうち主要なものとの間に理資産若しくは特定信託財産に関し業務上密接な関係を有する

二~へ (略)

二・三(略)

有

価

証

券届出書の添付書類)

内 容 つい 十二条 有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の については、 号に掲げる書類(第一号口に掲げる書類に該当するものを除く。 する。ただし、 で定めるものは、 法第二十七条において準用する場合を含む。 て提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一 の ものである場合には、 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第五項 当該書類が当該有価証券届出書提出 第一号イ及び八からへまでに掲げる書類並びに第二 次に掲げる区分に応じ、 これを除く。 当該各号に掲げる書類 種類の)に規定する 前 特定有価証券に 年以内に当 総理府 該

外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の

台

イ 定款又は約款

略)

契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面係法人」という。)のうち主要なものとの間に締結した契約の人は管理資産に関し業務上密接な関係を有する法人(以下「関ハーファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産若し

二~へ (略)

2 二 (略)

(届出目論見書の記載内容)

+ は の三様式第四 号 記 る 目 第六号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項 (法第二 樣式第三部、 載すべき事項から除くものとして総理府令で定めるものは、 場合を含む。 五条 七条において準用する場合を含む。 論見書につき、 特定有価証券の発行者が作成する届出目論見書又は届出仮 部、 第四号の二様式第三部、 の規定により届出目論見書又は届出仮目論見 法第十三条第二項 (法第二十七条において準用す 第五号の四様式第四部、 以下同じ。 第五号樣式第三部、 第五号の五様式第四部又 の規定により公 第五号 第四 書に 第

届出仮目論見書の記載内容の一部省略

衆

の縦覧に供しないこととされた事項とする。

第

一 (略)

二 ファンド、信託財産、管理資産又は特定信託財産の状況に関す

二 (略)

2 (略)

<u></u>の 十五 目論見書につき、 条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。 の三様式第四部又は第六号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五 号様式第三部、 記載すべき事項から除くものとして総理府令で定めるもの る場合を含む。 規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。 条 特定有価証券の発行者が作成する届出目論見書又は届出)の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に 第四号の二様式第三部、 法第十三条第二項 (法第二十七条において準用 第五号樣式第三部、 以下同じ。 Ιţ 第 五 第

(届出仮目論見書の記載内容の一部省略)

第 十六条 てい 含む。 証券届出書を提出した場合における当該有価証券届 げる事項以外の事項及び第十一条に定める事項を記載しないで有 ることができるものとして総理府令で定めるものは、 ない事項とする。 \cup の規定により、 法第十三条第三項 (法第二十七条において準用する場合 届出仮目論見書の記載内容 出書に記載され のうち、 次の各号に 省 略 す

一 (略)

ニ ファンド、信託財産又は管理資産の状況に関する事項

2 第二十二条 第二十二条の二 2 • 五・ Д 券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、 項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証 三 動化受益証券とし、 文及び第三項に規定する総理府令で定める有価証券は、 兀 ればならない。 務局等の数に三を加えた通数)を作成し、 等 資産信託流動化受益証券である場合において、 各号に定める様式により有価証券報告書三通 (当該特定有価証券が (有価証券報告書の記載内容等) 有価 一 の 三 の 二 が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財 る事項 へ 略 兀 証 (略) 外 国 内 国 (略) 券報告書の提出が免除される者) (略) (略) 法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一 [資産 資産信託 法第二十四条第五項において準用する同条第一 信託流動化受益証券 同条第五項において準用する同条第 流動化受益証券 第八号の五様式 第八号の四様式 財務局長等に提出しなけ 原委託者管轄 資産信託流 一項本文及 #財務局 項 本 当該 2 第二十二条 2 **新設**) 五 · 六 \equiv 項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価 . 3 へ 新 に提出しなければならない 各号に定める様式により有価証券報告書三通を作成し、 券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、 (有価証券報告書の記載内容等) 新 (略) 兀 設 設 兀 (略) (略) 略) 略) 法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一 財務局長 当 等 該 証

び第三項に規定する総理府令で定める者は、原委託者とする。	
(存何記券幸台書の扱出其阿の済設の引続等)	(存何記券幹台書の扱出其附の済部の司総等)
第二十四条 (略)	第二十四条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付	3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付
しなければならない。	しなければならない。
定款、約款若しくは規約又は信託契約書	一定款又は約款
二~四 (略)	二~四 (略)
4~6 (略)	4~6 (略)
(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等	(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等
第二十五条 (略)	第二十五条 (略)
2 特定有価証券に係る令第四条第四項において準用する同条第一項	2 特定有価証券に係る令第四条第四項において準用する同条第一項
に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一定款、約款若しくは規約又は信託契約書	一定款又は約款
二~六 (略)	二~六 (略)
3 (略)	3 (略)
4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当	4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当
該各号に定めるところにより算定するものとする。	該各号に定めるところにより算定するものとする。
一 (略)	一 (略)
二 内国特定有価証券	二 内国特定有価証券

第二十七条 5 { 7 類として法第二十四条第六項 (法第二十七条において準用する場合 出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種 条において「定款等」という。 有価証券の発行者の区分に応じ、 を含む。)に規定する総理府令で定めるものは、 有価 当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提 1 朩 資 の 末日において投資法 人に関する法律第八十二条に規定する投資主名簿に記載されて に 限る。 証券報告書の添付書類) (略) る者の数 産流動化法第百七十五条に規定する権利者名簿に記載されて 所有者の名簿に記載されている者の数 内国投資証券 る者の数 (略) 内 内 (略) (略) 国資産 国投資証券 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書 信 託流 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法 **(**法 動 に掲げ 化受益証 第二条第 人債管理会社等の有する当) とする。 るものを除く。 当該各号に掲げる書類(以下この 券 一項第七号の二に掲げる投 基準特 ただし、 定期間 次の各号に掲げる 定款等について の 該投資法人債券 末日に 準特定期間 資証券 お いて の 5 { 第二十七条 類として法第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場 へ 有 出 条において「定款等」 有価証券の発行者の区分に応じ、 を含む。 前 7 当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提 =八 1 (新設) 新設) 五年 価証券報告書の添付書類) び 第八十二条に規定する投資主名簿に記載されている者の数 (略) 証券投資法人に関する法律 内)に規定する総理府令で定めるものは、 略) 略) ・以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同 国投資証 略 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付 券 という。 基準特定期間の末日におい) とする。 当該各号に掲げる書類(以下この (昭和二十六年 ただし、 次の各号に掲げ 法律第百 て証券投 定款等につい 資信託 九十八号 すべき書 _ の

及

る場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。出されたもの(以下この条において「前添付書類」という。)があ類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提

一 内国投資信託証券の発行者

と同時に提出される場合のものを除く。) イ 定款、約款又は規約(当該有価証券報告書が有価証券届出書

口 (略)

の二・二 (略)

三 内国資産流動化証券の発行者

· 定款

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法

人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した

直

近

の事業年度に係る商法第二百八十一

条 第

項 第

号及び第

二号に掲げる書類(資産流動化法第八十五条第一項第一号及び

第二号に掲げる書類を含む。)で、定時株主総会(資産流動化

法に規定する定時社員総会を含む。)の承認を受けたもの(外

国法人にあっては、これらに準ずるもの)

(略)

四

四の二 内国資産信託流動化受益証券

イ 信託契約書(当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時

提出される場合のものを除く。)

人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した口 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法

る場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。出されたもの(以下この条において「前添付書類」という。)があ類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提

内国投資信託証券の発行者

に提出される場合のものを除く。) イ 定款又は約款 (当該有価証券報告書が有価証券届出書と同:

口 (略)

一の二・二 (略)

内国資産流動化証券の発行者

イ 定款

ロ 第一号口に掲げる書類

四 (略)

(新設)

2 第二十八条 四の三 四の三 兀 な 数 者 流 発行者は、 条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の る場合を含む。 五 に定める様式により半期報告書三通 _ の ニ 動化 ιį に三を加えた通数)を作成し、 半 管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の П へ 略 兀 · 期 へ 略 法 二号に掲げ 受益証券である場合におい 報告書の記載内容等) 第一号 同 人にあっ 約 近 時に 外 国 の事 外 国 内 国 款又は信託契約書 8 次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、 法第二十四条の五第三項 (法第二十七条において準用す の二口から二までに掲げる書類 提 資産信託 業 資 資産信託 ては、 次項において同じ。 出される 産 年度に る書類 信託流動化受益証券 こ れ で、 流 流動化受益証券 係 場合 る 動化受益証券 定 らに準ずるもの) 商 (当該有価証券報告書が有価証券届出書 の 時株主総会の承認を受けたもの 法 ものを除く。 第二百 財務局長等に提出しなければなら ζ)において準用する法第二十四 (当該特定有価証 八十 — 原委託者管轄財務局等 第十一 第 十 条 号 号の五様式 第 の 四 項 一券が資 |様式 第 当該各号 号 が受託 産 へ 外 及 び第 信託 国 2 第二十八条 五 なければならない。 発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、 条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の る場合を含む。 へ 新 に定める様式により半期報告書三通を作成し、 (半期報告書の記載内容等) S 新 新 略) 設 設 設 Д (略) 略) 法第二十四条の五第三項(法第二十七条において準用 次項において同じ。 において準用する法第二十四 財 務局長等に提出 当該各号

五・六 (略)

2 .

(略)

臨 時 報告書の記載内容等)

第二十九条 略)

2 法第二十四 条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特

定有価証券の発行者は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該

各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通 (当該特定有価証

労が

資 産信託流動化受益証券である場合において、 原委託者管轄財務局

務局等の数に三を加えた通数)を作成し、 等 が受託者管轄 財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財 財務局長等に提出しなけ

ればならない。

(略)

Ξ ,る基本方針、 当 該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関 投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、

|該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若し

流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に くは資産流動化に関する計画又は当該発行者が発行する資産 信託

へ 略 関する計画

について、

重要な変更があった場合

兀 を特定期間の が提出されている場合 第二十三条ただし書の規定により、 末日とした場合の当該期間に係る有価証券報告書が (同条ただし書の規定により、 六月ごとに有価証券報 休日の翌日 告書

> 五・六 (略)

2 3 略)

第二十九条 (略)

2

法

臨 時 報告書の記載内容等)

各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、 定有価証券の発行者は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 財 務局長 当

第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべ

、 き 特

該

に提出しなけ ればならない

略)

Ξ 合 U は当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産 する基本方針、 くは資産流動化に関する計画について、 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの 投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針又 重要な変更があっ の状況 運 用に た 場 関

略

兀 が を 特定期間の末日とした場合の当該期間に係る有価証券報告書が 提出されている場合(同条ただし書の規定により、 第二十三条ただし書の規定により、 六月ごとに有価 休日の翌日 証 **一**券報告

該特定有価証券に係る信託財産又は特定信託財産の計算に関する託の計算期間(一月に満たない場合は一月)が到来した場合 当提出された場合を含む。)において、当該特定有価証券に係る信

1

3 · 4 (略)

(有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧)

書類は、関東財務局及び当該書類の提出者(当該特定有価証券が資七条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に掲げる第三十一条(特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号(法第二十

つ 場合には、 る の 産 ては、 発行 財務局 信託 者である受託者に限る。 流動化受益証券である場合は、 福岡財務支局。 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ 第九条の規定による代理人の住所。 次項において同じ。)の本店(提出者が外国法人である 当該資産信託流動化受益証券)に備え置き、 の所 在地を管轄す 公衆の

2 資産信託流動化受益証券に係る法第二十五条第縦覧に供する。

え置き、公衆の縦覧に供する。

書

類は、

前項に規定する財務局

のほか、

原委託者管轄財務局等に備

項

各号に

掲

げ

る

おいて準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定によりこ類を提出した者(個人を除く。)は、同条第二項(法第二十七条に第三十二条(特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書

提 該 託 特定有価証券に係る信託財産の計算に の 出された場合を含む。 計算期間 (一月に満たない)にお いて、 場合は一月) 当 に関する 該特定 が到来し 書類 有価証券に係る た場合 当

3・4 (略)

有

価

証券届出書の備置き及び公衆縦覧)

第 っては、 る 財 三十一条 人である場合には、 書類は、 七条において準用する場合を含む。 務 局 関東財務局及び当該書類の提出者の 福 (当該所 岡財務支局)に備え置き、 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号 (法第二十 在地が福岡財務支局の管轄区域 第九条の規定による代理人) 次条に 公衆の縦覧に供する。 お 本店 (提出者 いて同じ。 内にある場合に の所在地 に掲げ を管轄 1が外国 あ 法 る

(新設)

合を含む。次項において同じ。)の規定によりこれらの書類の写し類を提出した者は、同条第二項(法第二十七条において準用する場第三十二条(特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書

_			
2 (略)	ない。	店及び主要な支店又は主要な事務所の営業時間中行わなければなら	れらの書類の写しを公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本
2 (略)		の営業時間中しなければならない。	を公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本店又は主要な支店

十八 保険業法施行規則 (平成八年大蔵省令第五号)

が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図 が信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者 信前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の 3	(略)	十四条 (略) 第十	保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者)	を行う株式等とする。	託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図し	定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資 国	を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の	八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指	律第百九十八号)第二十二条の規定により当該会社が同法第二条第 +	株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法	ついて指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定め に	委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使 が	法第二条第十四項の規定により、信託財産である株式等で、会社^2	条の二 (略) 第一	会社が所有する株式等に含めない株式等)	改正案
が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の	(略)	十四条 (略)	(保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者)	使について指図を行う株式等とする。	により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行	国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定	について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外	第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使	十六年法律第百九十八号)第二十二条の規定により当該会社が同法	る株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二	について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定め	が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使	法第二条第十四項の規定により、信託財産である株式等で、会社	一条の二 (略)	(会社が所有する株式等に含めない株式等)	現行

委託者若しくは受益者として議決権を行使し、 決 日 义 任 議 員となり、 第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の 権 券 つ 決権 並び 業を営 から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。 を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなっ 組合員が中小企業等投資事 行うことがで を て指図を行うことができるもの(投資信託及び投資法人に関す 含 を行使 に l まない 中小 し む 外 組 す 企 国 合 ŧ ることができる場合、 財産として所有している株式等 業等投資事業有限責任組合契約 の きるも のとし、 会社が業務として所 の に限る。 信託財 業有限責任組合の無限責任組合 産である株式等で、 に係る議決権、 議 有している株式等に係 決権の行使について 又は議 (有限責任組 に関する法律 証 当該法 有限責 決権の 券会社)に係る議 仏人等が 有限責 第二 行 員 合 任 る 及 使に 一員が 組合 に 議 び 指 条 証 決

号) る収 限されているこれと同 益 て同じ。 第一 別 を当該 目 条第 的 会社 三項 特 別 について へ 資 目 に 的 規 産 合社が 樣 定 の の事 Ŕ す 流 る 動 発行す 化 適正な価 業を営む事業体をいう。 特定目的 に関する法律(平成十年法律 る証券の 額で譲り受けた資産から生ず 会社及び事業内 所 有者 一容の変 同 以 下こ 法第 の 更 第 一条第 ~が制 百五 項 に

4

株

式等 業と

を 同 法

除く。 種類 人等

に

係

る

議決権

を含むものとする

IJ 株

該

同法に相当

する外国の法令の

規定により投資

信 定

法

7令の規

によ 託委

託

の が

業

不を営む

者とし

て議決権の行使につい

て指図

位を行う

4

規定する投資信

託委託業者として議決権の行使について指図を行う

規定により当該法人等が同法第二条第十

八

項に

式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の

る

法

律

第二十二条の

証券投 第二項 及 び 指 図 人に つい 委 託 決 権 任組 員と 譲 体 律 しし の 十項に規定する証券投資信託委託業者として議決 日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。 义 議 権 券 を行うことが 決権 ij を て 規 を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなっ 並 業 特 を営 受けた資産から生ずる収益 ŀ١ 事業内容の変更が制限されているこれと 平 別 指 定 を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当 関 て指図を行うことができるもの 者若しくは受益者として議決権を行 を 合員が中小企業等投資事業有限責任組 な び に規定・ を 行 ij に中 う。 図を行う株式等を除く。 に 含まないものとし、 成 目 資信託委託業と同種類の業 する法律第二十二条の規定により当 的 より当 む外国の 十 年 会社 以下この項において同じ。 組 使することができる場 Ŋ١ · 法律 企業等投資事業有限責任組合契約に で 合財産として所有している株式 する中小企業等投資事業有限 該 きるも (特定目的 第百五号) 法人等が同法に相当する 会社が業務として所有して のに限る。 信託財産である株式等で、 会社による特定資 第二条第二 を当 来を営む 合、 に係る に係る議 該 $\overline{}$ 証券投資 議 特 決権 について 項 別 議 者として 使 外国の 責任組 ĺ 目 に 決 該 合 規定 欠権を 法人等 いる 決権、 的 同様の 産 の無限責任組合 の 等 信 又 は 行 · (有 会社が発 の は す 流 含 議 法 権 託 使 合 関 株 決権の する が同 につい 令の 及び 議決 する 事業を る特定 動化に む の行使につい 限責任 の 式等に 証 適 正 当 有 限 券会 も 外国)に係る 行 の 規定によ 法 証 権 該 法 な価額 !係る議 第二 す 目 関する 行 券 の 法 て 組 責 律第二条 社 とする。 使に 投資 行使 合員 る 的 の法 人等 員に 有 限 及び む 任 証 組 IJ て が 指 決

L١ 認 下この項において「 に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等 そ せることを目 + の目 ものと推定する。 項 的 に 第 に従って適切に遂行されているときは、 規定する特定目 項 の規定にかかわらず、 的として設立されており、 出 資者等」 的 借 入れに係る債権者を含む。 という。 出資者等の子法人等に該当しな)から独立しているものと 当該特別目的会社の 当該特別目的 に享受さ 事業が · (以 会社

(特定社債に準ずる有価証券)

第五十二条の二 号) 三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。 券 令第三百二十一号)第十七条の二 として総理府令で定めるもの る あって、 有価 同 第一条第一号 証 項に掲げ 一券を定 証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定す 法第九十八条第一 める総理府令(平成十年総理府令・ る有価証券については、 に規定する譲渡資産が、 ίţ 第二項又は第三項に掲げる有価証 項第四号の二に規定する有 証券取引法施行令(昭和四 証券取引法第二条第一 指名金銭 債権又は指名金 大蔵省令第十二 1十年政 価 項第 証券 で

(証券業務に付随する業務)

銭

債権を信託する信託の受益権であるものとする。

のは、次に掲げる業務とする。第五十二条の四(法第九十九条第一項に規定する総理府令で定めるも

当 該 立しているものと認め、 渡した法人等(以下この項において「 目 の 的 所 特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を 有者に享受させることを目的として設 会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは 第一項の規定にかかわらず、 出資者等」という。 立 されており、 出資者等の子 当該特 から 別

(特定社債に準ずる有価証券)

法人等に該当しないものと推定する。

第五十二条の二 三項 有 価 する信託の受益権であるものとする 施行令第十七条の一 蔵省令第十二号) 一項第三号の二又は第四号に掲げるもの 令第三百二十一号)第十七条の二第二 として総理府令で定めるものは、 であって、 証券 に規定する有価証券を定める総理府令 (同項に掲げる有価証券については、 証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び 法第九十八条第一 第一 第二 条第一 項第一号イ又は同号イに掲げるものを信 号に規定する 項第四号の二に規定する 証 **一券取引** |項第二号又は第三項に掲げ の性質を有するものに限 譲渡資 (平成十年総理府 法施行令 証 産 券取引法第二条 が、 昭 和四 証 **一**券取引 有 令 · 十年 価 証 大 第 法 る 政

証券業務に付随する業務)

のは、次に掲げる業務とする。第五十二条の四(法第九十九条第一項に規定する総理府令で定めるも

及び第五十三条の三において「投資証券」という。)の保護預り 五十三条の三において「受益証券」という。)又は同法に規定す る投資証券若しくは外国投資証券 (以下この条、第五十三条の二 |外国投資信託の受益証券(以下この条、 投 資 信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しく 第五十三条の二及び第

<u>-</u> (略)

金 銭 債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 客 業務の方法に応じ、 に対し、 書面の交付その他の適切な方法により、 保険会社は、 顧客の知 識、 次に掲げる商品を取り扱う場合には、 経験及び財産の状況を踏まえ、 保険契約との誤 顧

号

ō

四に掲げ

る有価

証 券、

同項第四号に掲げる有価証券で証券取

認

を防止するための説明を行わなければならない

証 券取引法 第二 一 条 第 項 第三号の二、 第五号の三若しくは第七

引法施行令第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三 項に規定する有価証券(第五十二条第六号に規定する証券又は証

書を除く。)

兀 (略)

2 (略)

投資信 託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い

> 又は同法に規定する投資証券若しくは外国投資証券(以下この 十三条の二及び第五十三条の三において「受益証券」 第五十三条の二及び第五十三条の三において「投資証券」とい 信 証 託若しくは外国証券投資信託の受益証券(以下この条、 券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する という。 証券投 第 五

う。 の保護預り

<u>-</u> 5 五 (略)

へ 金 銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 業務の方法に応じ、 客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、 保険会社は、 顧客の知識、 次に掲げる商品を取り扱う場合には、 経験及び財産の状況を踏まえ、 保険契約との 誤 顧

(略)

認を防止するための説明を行わなければならない

の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券(第五十二条第六 証券取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号) 第十七条

号に規定する証券又は証書を除く。

Ξ

兀

略)

2 3 略)

証 券投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の 取扱い

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

に掲げるものとする。 という は第百六条第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次

一~二十五 (略)

する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運一十六(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定

十第一項第二号に規定する不動産の管理業務

(投資信託委託業者

法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。)を含む。がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資

~ 7 (略) 二十七~四十二 (略)

措置 区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わないとも 資信託委託業者が受益証券又は投資証券を取り扱う場所とを明確に業者 り扱う場合には、当該保険会社が保険契約を取り扱う場所と証券投資証券を取り扱う場所と証券投資証券を取り扱う場所と証券投資に表記業者が当該保険会律第 第五十三条の三 保険会社は、証券投資信託及び証券投資法人に関す

(保険会社の子会社の範囲等)

等の適切な措置を講じなければならない。

第五十六条の二 (略)

に掲げるものとする。 2 法第百六条第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、

次

一~二十五 (略)

もの)

二十七~四十二 (略)

3~7 (略)

(特定取引)

第六十一条の二 る取引は、次に掲げる取引とする。 法第百十二条の二第一項に規定する総理府令で定め

一・二 (略)

する者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限 券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得 いて「資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行 有価証券(以下この号、第六十一条の七及び第六十一条の八にお [に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第七号の

(特定取引)

第六十一条の二 法第百十二条の二第一 る取引は、次に掲げる取引とする。 項に規定する総理府令で定

一・二 (略)

び第六十一条の八において「資産対応証券」という。)の引受け 約 につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契 及び第三項に規定する有価証券(以下この号、 第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項 (資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、 を締結する取引に限る。 いて同じ。) 第六十一条の七及び第六十一条の八に 第六十一条の七及 第五号の三及び

四~十五 (略)

四~十五

(略)

第六十一条の七及び第六十一条の八において同じ。

十九 特定目的会社の監査報告書に関する規則 (平成十年総理府・大蔵省令第九号)

改正案	現
(趣旨)	(趣旨)
第一条 資産の流動化に関する法律 (以下「法」という。)第九十三	第一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律 (以下「
条第三項の監査報告書及び同条第六項の監査報告書の記載方法は、	法」という。)第九十三条第三項の監査報告書及び同条第六項の監
この府令の定めるところによる。	査報告書の記載方法は、この府令の定めるところによる。
(定義)	(定義)
第二条 この府令において「特定目的会社」、「優先出資」、「特定	第二条 この府令において「特定目的会社」、「優先出資」、「特定
持分」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二	持分」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二
条、第六条又は第二十六条に規定する特定目的会社、優先出資、特	条又は第二十六条に規定する特定目的会社、優先出資、特定持分、
定持分、特定社員又は優先出資社員をいう。	特定社員又は優先出資社員をいう。

二十 特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則(平成十年 令第十号) 総理府

特定目的借入れ、特定社員、優先出資社員又は特定譲渡人をいう。、優先出資、特定出資、特定社債、特定約束手形、資産対応証券、	規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画は、それぞれ法第二条、第六条、第二十六条又は第百五十条の三に	八れ」、「特定社員」、「優先出資社員」又は「特定譲渡人」	(手形)、「資産対応証券」、「特別計画」、「優先出資」、「特定出資」を「特定出資」、「特定出資」を「対象の対象を「対象を関する」といる。	か、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとす。())。	貸借対照表の要旨の記載方法は、この府令の定めるところによるほ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	明細書、法第九十五条第四項に規定する公告すべき貸借対照表及び条第一項に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属	第一条 資産の流動化に関する法律(以下「法」という。)第八十五(趣旨)	改正案
社員又は優先出資社員をいう。	定社債、特定約束手形、特定資産の流動化、資産流動化計画、特定六条に規定する特定資産、特定目的会社、優先出資、特定出資、特	社員」とは、それぞれ法第二条、第四条第一項第四号又は「()。	動化計画 - 、「持定社員 - 又は「一特定社債」、「特定約束手形」、「特定約束手形」、	定めるところによる。	頃に規定する公告すべき貸借対照表の要旨の記載方法は、この府令告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨並びに法第九十九条第三	書、営業報告書及び附属明細書、法第九十五条第四項に規定する公法」という。)第八十五条第一項に規定する貸借対照表、損益計算	第一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下「(趣旨)	現

られるもの	
履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認め	
以内に弁済を受けられないことが明らかなもの	
一 破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年	た科目に細分しなければならない。
、特別の科目を設けて記載しなければならない。	他の特定資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付し
3 特定資産の部に記載すべき金銭債権であって、次に掲げるものは	3 前項の各部は、有価証券、買入指名金銭債権、建物、特許権その
科目に細分しなければならない。	の各部に区分しなければならない。
の特定資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した	し、固定資産の部は、更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等
2 特定資産の部は、建物、買入指名金銭債権、信託の受益権その他	2 特定資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に区分
第十条 (略)	第十条 (略)
(特定資産の部)	(特定資産の部)
2 · 3 (略)	2・3 (略)
ては、この限りでない。	
する評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針につい	ている会計方針については、この限りでない。
百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項に規定	五条ノ二第一項に規定する評価の方法その他その採用が原則とされ
借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、法第	らない。ただし、法第百条第二項において準用する商法第二百八十
の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針は、貸	関する会計方針は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければな
のを含む。)の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法その他	金の計上の方法その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に
第四条 資産の評価の方法、固定資産 (特定資産の部に記載されるも	第四条の資産の評価の方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当
(会計方針の注記等)	(会計方針の注記等)
2 (略)	2 (略)

4 る特定資産の価格につき調査した結果は、 法第三十八条第二項第九号又は第百十条第二項第十四号に規定す 注記しなければならない , 新設)

(削る)

(その他 の資産の部)

第

+-

条

(略)

2 略)

3 資 産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に 項の各部は、 現金及び預金、受取手形、建物その他のその他の

細分しなければならない。

(営業未収入金等)

第十二条 らの金銭債権のうち破産債権、 銭債権は、 で決算期後 営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金 流動資産の部に記載しなければならない。 年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、 更生債権その他これらに準ずる債権 ただし、 これ

> へ 特 定資産の部に関する準用規定)

第 十 一 条 第十五条並びに第十六条第 項及び第二項の規定は特定資

産の 部 に記載すべき金銭債権について、 第二十一条第 項及び第二

項並びに第二十二条の規定は特定資産の部に記載すべき有形固定資

産について、 第二十四条及び第二十六条の規定は特定資産の部に記

載すべき固定資産について、 それぞれ準用する。

(その他の資産の部)

2 (略) 第十二条

略)

3 に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分し 前 項の各部は、 現金及び預金、受取手形、 建物その他の資産の部 な

ければならない。

へ 営 業未収入金等)

第十三条 営業未収入金、 受取手形その他営業取引によって生じた金

銭債権 (特定資産の部に記載すべきものを除く。 以下同じ。 し は、

権の 流動資産の部に記載しなければならない。 うち破産債権、 更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後 ただし、 これらの金銭債

第十七条 取引所の相場のある有価証券(法第百五十三条第一号に規	第十六条 市場価格のある株式及び社債 (国債、地方債その他の債券
(短期保有の有価証券)	(短期保有の株式等)
	•
(新設)	4 前条の規定は、前項の社債のうち市場価格がないものに準用する
とを妨げない。	額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。
3 取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載するこ	3 その他の資産の部に記載すべき資産については、取立不能の見込
2 (略)	2 (略)
みを記載することを妨げない。	みを記載することを妨げない。
しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額の	しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額の
債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載	債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載
れた金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭	れた金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭
第十六条 第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載さ	第十五条 第十二条及び第十三条の規定により流動資産の部に記載さ
(取立不能の見込額)	(取立不能の見込額)
第十五条 (略)	第十四条 (略)
社員	(支配社員に対する金銭債権)
第十四条 (略)	第十三条 (略)
(預金等)	(預金等)
言重したじれしたもの	
こ記載しなければなっない。	
一年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資等の部	投資等の部に記載しなければならない。

	の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後一年内に取り
	る繰延税金資産は、流動資産の部に記載しなければならない。特定
(新設)	第十九条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連す
	(繰延税金資産)
第十九条(略)	第十八条(略)
(前払費用)	(前払費用)
第十八条 (略)	第十七条 (略)
の 特	(自己の特定持分又は自己の優先出資)
	ことができる。
	し、当初の償還期限が一年を超えるものは、投資等の部に記載する
	社債を除く。)は、流動資産の部に記載しなければならない。ただ
(新設)	3 決算期後一年以内に償還期限の到来する社債 (前二項に規定する
	記載しなければならない。
	価の変動により利益を得る目的で保有するものは、流動資産の部に
(新設)	2 市場価格のある株式及び社債のうち、その他の資産の部に属し時
	o
部に記載することができる。	有する目的で取得したものは、投資等の部に記載することができる
だし、当初一年を超えて保有する目的で取得したものは、投資等の	資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年を超えて保
的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。た	に従って決算期後一年以内に処分する目的で保有するものは、流動
定するものに限る。以下同じ。)で決算期後一年以内に処分する目	を含む。以下同じ。)のうち、特定資産の部に属し資産流動化計画

第二十八条 第十二条及び第十三条の規定により流動資産の部に記載(長期金銭債権)	らない。 延税金資産以外の繰延税金資産は、投資等の部に記載しなければな第二十七条の二 第十九条の規定により流動資産の部に記載された繰(長期繰延税金資産)	前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載しなければならない。第二十七条(第十八条の規定により流動資産の部に記載された費用の(長期前払費用)	は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。	2 前項の規定は、市場価格のある株式及び社債に準用する。第二十条 (略) (時価が著しく低い場合の注記)崩されると認められるものについても、同様とする。
第二十八条 第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載(長期金銭債権)	(新設)	前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載しなければならない。第二十七条(第十九条の規定により流動資産の部に記載された費用の(長期前払費用)	を妨げない。 3 減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載すること第二十一条 (略) (有形固定資産の償却)	2 前項の規定は、取引所の相場のある有価証券に準用する。第二十条 (略) (時価が著しく低い場合の注記)

(繰延資産) 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延資産」 「無延済できる。この場合において、開業後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。 「無延済できる。この場合において、開業後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。 「無延済を」 「無延済を」 「無延済を」 「無延済を」 「無延済を」 「無延済を」 「無延済を」 「において、関業後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。 「において、関業後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。 「において、関業後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。 「において、関業後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。 「において、関業後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。 「において、関業後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。 「において、関策を五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。 「はならない。」 「はない。」 「はない。 「なない。 「ない。	社債のうち市場価格のないものに準用する。 第十五条の規定は、第一項の規定により投資等の部に記載すべき 用する。	。 社債以外の株式及び社債は、投資等の部に記載しなければならない	2 第十四条及び第十五条の規定は、前項の金銭債権に準用する。 らない。 された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記載しなければな
(新設)	の他の債券に準用する。 3 第十六条の規定は、前項の有価証券のうち国債、地方債、社債そ2 前項の規定は、取引所の相場のない有価証券に準用する。	以外の有価証券は、投資等の部に記載しなければならない。第三十条 第十七条の規定により流動資産の部に記載された有価証券(長期保有の有価証券)	2 第十五条及び第十六条の規定は、前項の金銭債権に準用する。らない。 された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記載しなければな

に取り崩されると認められるものについても、同様とする。 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後一年内 関連する繰延税金負債は、流動負債の部に記載しなければならない (繰延税金負債)	るには、その種類ごとに記載しなければならない。 第三十四条 (略) 目に細分しなければならない。 目に細分しなければならない。 合には、その種類ごとに記載しなければならない。	金額については、償却額を控除した残額を記載しなければならない第三十二条 前二条並びに法第百七条において準用する商法第二百八十六条及び第二百八十六条ノ四から第二百八十七条までに規定する 資源の開発
(新設)	(新設) (新設) その他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなけれ その他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなけれ 第三十四条 (略)	は、償却額を控除した残額を記載しなければならない。二百八十六条ノ四から第二百八十七条までに規定する金額について第三十二条 法第百七条において準用する商法第二百八十六条及び第(繰延資産)

	正元を見言 ノニコ伐ノなけんばなっない。 ラー・こうこう 見言
	場合には、その差額を繰延税金資産又は
	延税金資産と第三十七条の二の規定により流動負債の部に記載すべ
(新設)	第四十二条の二 第十九条の規定により流動資産の部に記載すべき繰
	(繰延税金資産及び繰延税金負債の記載方法)
は準備金については、その法令の条項を付記しなければならない。	
5 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又	(削る)
部に記載しなければならない。	
は準備金で、他の部に記載することが相当でないものは、引当金の	
4 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又	(削る)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
第四十二条 (略)	第四十二条 (略)
(引当金の部等)	(引当金の部等)
	た縁廻粉金
(新設)	
2 前条の規定は、前項の金銭債務に準用する。	2 第三十七条の規定は、前項の金銭債務に準用する。
第三十八条 (略)	第三十八条 (略)
(長期金銭債務)	(長期金銭債務)

2 (略)	3 (略)
(新設)	場合には、その種類ごとに記載しなければならない。
第四十四条(略)	四十四条 (略)
	しなければならない。
	定にかかわら
(新設)	4 法第百一条の二の超過額がある場合には、当該超過額は、第一項
	らない。
	わらず、資本の部に別に評価差額金の部を設けて記載しなければな
	は当期損失として計上したものを除く。)は、第一項の規定にかか
	む。)の場合を除く。)には、その資産の評価差額金(当期利益又
	五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含
	らの規定を法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ
	準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項(これ
(新設)	3 資産につき時価を付すものとした場合(法第百条第二項において
2 (略)	2 (略)
第四十三条 (略)	第四十三条 (略)
(資本の部)	(資本の部)
	いても、同様とする。
	定により固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合につ
	により投資等の部に記載すべき繰延税金資産と第三十八条の二の規

4 (略)	3 (略)
権は、注記しなければならない。第四十四条の二 新優先出資引受権付特定社債による新優先出資引受権(新優先出資引受権付特定社債による新優先出資引受権)	(新設)
一	□ ▼ □ 〒 □ ▼ □ ▼ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
に規定する純資産額は、注記しなければならない。 第四十五条 法第百一条第一項第二号に規定する金額及び同項第三号	ればならない。
(営業損益)	(営業損益)
又は費用は、営業損益の部に記載しなければならない。 第四十八条 資産の流動化に係る業務及びその附帯業務に関する収益	収益又は費用は、営業損益の部に記載しなければならない。第四十八条(特定資産の流動化に係る業務及びその附帯業務に関する
2 (略)	2 (略)
(当期損益)	(当期損益)
第五十二条 第五十条の経常利益又は経常損失の額に、前条の利益の	第五十二条(第五十条の経常利益又は経常損失の額に、前条の利益の
合計額と損失の合計額を加減した額は、税引前当期利益又は税引前	
当期損失として記載しなければならない。	失として記載しなければならない。
2 税引前当期利益又は税引前当期損失に加減すべき次に掲げる額は	2 税引前当期利益から控除すべき法人税その他の税は、その内容を
、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期利益又は税	示す適当な名称を付して前項の税引前当期利益の次に記載しなけれ
引前当期損失の次に記載しなければならない。	ばならない。
一 法人税その他の税の額	

第五十四 3 関する重要な事項を記載しなければならない。 = { + (営業報告書) 資産 む 事項を含む。 項その他特定目的会社との 特定約束手形 業員の状況その他の特定目的会社の現況 法第四十八条の規定による優先出資の消却の状況を含む。 資については定款の定めによる優先出資社員の議決権の状況及び 第三十一条の二の規定による特定持分信託の設定の状況、 た額は、 税引前当 条の三第一 款又は資産流動化計画が変更された場合にはその変更の内容を含 営業所、 定款及び資産流動化計画の概要 (その営業年度において当該定 法)その他資産の流動化の基本的仕組み の管理及び処分に係る業務の委託に関する事項、 特定譲渡人との関 条 人税等 (略) (略) 営業報告書には、 期 当期利益又は当期損失として記載し 項に規定する特定目的会社の発行する資産対応証券 特定出資及び優先出資の状況(特定出資につい 利益又は税引前当期損失の額に、 調 整額 を除く。 係 の (法第百四十四条第四項に規定する 次の事項その他特定目的会社の状況に 間の取引による債権債務関係に関する 募集等に関する 事務の委託に関する事 前項各号の額 なければならな 法第百五十 優先出 ては法 で加減 特定 1, 従 第五十四条 3 + -= とし = { + 関する重要な事項を記載しなければならない。 へ 営 (新設) 税 特 資産の流動化の基本的仕組み 計 営業所、 定目的会社の現況 画が変更された場合にはその変更の内容 業報告書) て記載しなければならない。 引前当 資産流動化計画の概要(その営業年度において当該資 略) 略) 営業報告書には、 期利益の額から前項の 特定出資及び優先出資の状況、 次の事項その他特定目的会社の状況に 税 の額 を 控 除し 従業員の状況その他 を含む。 た額は、 そ の他特 当期 産 流動 利

定化

益

第一項第四号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合は記載しなければならない。の明細は、第三十四条第三項又は第四十四条第二項の区分に従っ	2 前項第一号の資本金のうち優先資本金及び司項第二号の持定社債────────────────────────────────────	総数又は出資の金額の総額に占める割合を含む。)信託受益権を含む。)の明細(種類及び銘柄並びに発行済株式の	的会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分(これらに係る	十三 特定目的会社が取得し、又は所有している他の会社、特定目		入した固定資産でその所有権が売主に留保されているものの明細	十二 リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購	三~十一 (略)	外の長期借入金及び短期借入金の増減	二 特定社債、特定約束手形、特定目的借入れ、特定目的借入れ以	一 (略)	第五十六条 附属明細書には、次の事項を記載しなければならない。	3 (略)	れについてはその使途ごとにしなければならない。	ついては貸付け、譲渡、交換又は担保提供の別ごとに、資金の借入	の種類が二以上である場合にはその種類ごとに、特定資産・「1分)(サラ)(サラ)(カラ)(カラ)(カラ)(カラ))(カラ)(カラ)(カラ)(カラ)(カラ)(2 前項第三号の特定資産の管理及び処分の概況の記載は、特定資産
2 前項第四号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合はその	(新設)			(新設)	の所有権が売主に留保されているものの明細	入した固定資産(特定資産の部に記載されたものを含む。)でそ	十二(リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購	三~十一 (略)		二(特定社債、特定約束手形、長期借入金及び短期借入金の増減	一 (略)	第五十六条 附属明細書には、次の事項を記載しなければならない。	3 (略)		٠	の種類が二以上である場合にはその種類ごとにしなければ「「「」」(キット)(キット)(キット)(カット)(ロット)(ロット)(ロット)(ロット)(ロット)(ロット)(ロット)(ロ	2 前項第三号の特定資産の管理及び処分の概況の記載は、特定資産

の種類ごとに記載しなければならない。

権とを区分して記載しなければならない。載された資産又は債権とその他の資産の部に記載された資産又は債4 第一項第五号、第八号及び第十二号の明細は、特定資産の部に記

5 (略)

Ⅰ・と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならなる。 第一項第十四号の他の特定目的会社の営業が特定目的会社の営業 |

١١

いまければよらよい。
ける事項に関し監査役が監査をするについて参考となるように記載則(平成十年総理府令・大蔵省令第九号)第八条第一項第二号に掲7 第一項第十五号の明細は、特定目的会社の監査報告書に関する規

しなければならない。

8

の委託費用は、 兀 項 Ô 規定による信託報酬又は特定資産の管理及び処分に係る業務 項 第十五 支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにし 号の営業費用のうち、 法 第百四 十四四 条 第 項 父は第 なけ

ればならない。

(注記部分の省略)

る場合を含む。)の取立不能の見込額、第二十一条第二項の減価償五条第二項(第二十八条第二項及び第三十条第三項において準用す記載した注記の部分の公告を省略することができる。ただし、第十記報・大学・法第九十五条第四項又は法第九十九条第三項の規定により

種類ごとに記載しなければならない

産又は債権とその他の資産の部に記載された資産又は債権とを区3 第一項第五号及び第八号の明細は、特定資産の部に記載された

分 資

して記載しなければならない

4 (略

と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならな5 第一項第十三号の他の特定目的会社の営業が特定目的会社の営業

ιį

6 げる事項に関し監査役が監査をするについて参考となるように記載 則 なけ 平 第 成十年総理府令・ 項 ればならない 第 十四号の明細は、 大蔵省令 特定目的会社 第九号) 第 の監査報 八条第 告書に 項第二号に掲 関 する 規

(新設)

(注記部分の省略)

いて準用する場合を含む。)の取立不能の見込額、第二十一条第二六条第二項(第十一条、第二十八条第二項及び第三十条第三項にお記載した注記の部分の公告を省略することができる。ただし、第十二の貸借対照表又は損益計算書を公告する場合には、この府令により第五十七条 法第九十五条第四項又は法第九十九条第三項の規定によ

却累計額並びに第四十五条の金額及び純資産額の注記については、

この限りでない。

(貸借対照表の要旨)

五十八条 は 定資産の部を更に有形固定資産、 部のそれぞれを更に流動資産、 資産及びその他の資産の各部に、 三項の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、 引当 負債の部を流動負債及び固定負債並びに引当金の部を設け 金の各部 特定目的会社が法第九十五条第四項又は法第九十九条第 اتر 資本の部を資本金及び剰余金又は欠損金並びに 固定資産及び繰延資産の各部 無形固定資産及び投資等の各部に 特定資産の部及びその 資 産の部 他の たとき に、 資 を 特定 産 固 の 第

し、又は細分して記載することを妨げない。当期損失を付記しなければならない。ただし、これらの各部は区分につきその合計額を記載し、剰余金又は欠損金の部に当期利益又は

評

価差

額

金の

部

を設け

たときは評価差額金の

各部に区分して、

各部

2 (略)

載しなければならない。 3 第一項の要旨には、第四十五条の金額及び純資産額の注記をも記

(会計監査人存置会社の損益計算書の要旨)

益、営業外費用、経常利益又は経常損失、第五十一条の利益又は損公告すべき損益計算書の要旨には、営業収益、営業費用、営業外収第五十九条(会計監査人存置会社が法第九十五条第四項の規定により

項 び 第 第 兀 + 十五条 条 の金額 に お い て準 の注記につい 用する場合を含む。 ては、 こ の限りで)の減価償 ない 却 累 計 額

及

(貸借対照表の要旨)

付記 合 計 産、 資 産 三項 五 分して記載することを妨げない。 を資本金及び剰余金又は欠損金の各部に区 定負債並びに引当金の部を設けたときは引当金の 十八条 固 し 額 無形固定資産及び投資等の各部に、 定資産及び繰延資産の各部に、 及びその他の資産の各部に、 の規定により公告すべき貸借対照表の を記載し、 なければならない。 特 定目的会社が法第九十五条第四項又は法第九十九条 剰余金又は欠損金 ただし、 そ これらの各部は区分し、 固定資産 の他の の部に当期利益又は当期損失を 負 分して、 債 資産の 要旨は、 の部 の部を更に有形 各 を 部 部に、 各部につ 流動負債及び を更に 資産の部 資 流 又 は きそ 本の 固定 動資 を 特 の 固 産 定 部

2 (略)

(会計監査人存置会社の損益計算書の要旨)

第五十九条 益 公告 営業外費用、 すべき損益計算書の要旨には、 会計監査人存置会社が法第九十五 経常利益又は経常損失、 営業収益 第 五十一 条第 営 業費用、 兀 条の利益又は損 項 の 規定により 営業外収

の額が重要でないときは、その各額の記載に代え、その差額を営業処分利益又は当期未処理損失を記載しなければならない。ただし、銀、当期利益又は当期損失、第五十三条第一項各号の額及び当期未失、税引前当期利益又は税引前当期損失、第五十二条第二項各号の失、税引前当期利益又は税引前当期損失、第五十二条第二項各号の

外損益又は特別損益として記載することができる。

(略)

を額を営業 でないときは、その各額の記載に代え、その差額を営業外債益又はただし、 は当期未処理損失を記載しなければならない。ただし、営業外収益及び当期未 益又は当期損失、第五十三条第一項各号の額及び当期未処分利益又人が当期未 (人) は当期損失、第五十三条第一項各号の額及び当期未処分利益又のである。

2 (略)

二十一 特定目的会社の社員総会の招集通知に添付すべき参考資料等に関する規則(平成十年総理府令・大蔵省令第十一号)

(特 定	出的資金	と 「 は 優 、 先	第二条	(定 義		るため	商法特	なるべ	特例法	法の特	同じ。	条第四	第一条	(趣旨	
目的会社	員 を 資 产 う 流	そ お ぞ れ 、	この府令に			の書面の	例法第二十	き 事	』という。	例に関す) におい	項(法第	資産の流	П)	
目的会社提案の場合の記載	。 動 記 計 三	法第二条、「特定出資	おいて			様式は、こ	ー 条 の	項及び法第五十九条第二	$\overline{}$	る法律 (昭	て読み替え	百十七条第三項に	動化に関す		改
事	出	第二、	「特定目的会社			の府令の	三第二項の原	九条第二章	第二十一条の二の	和四十九	て準用する	お	る法律		正
項)	特定出資、	は第二十六条定社員」又は	会社」、「			定めるところに	優先出資社	項において	の議決権の	年法律第二	の株式会社	いて準用す	(以下「法」		案
	特 l 定 : 社 :	に 「 規 優 定 先	資産流動:			ろによる。	員が議決	て読み替え	の行使につ	二十二号。	の監査等	する場合を含	という。		
	員 又は優 先	する 持定目	化計画」、			v	権を行使す	て準用する	いて参考と	以下「商法	に関する商	含む。以下)第五十三		
(特定目	社定員すー	と 出 は 資	第二条	(定 義	ところに	資社員	いて読	権の行	第二	会社の	用する	法	第一条	(趣旨	
足目的会社提案	は 特 · 優 定 · 先 目 · 出 的 ·	それで れぞ れ	この府令	₹ ₹	っによる。	が議決権	み替えて	使につい	十二号。以	監査等に	場合を含	という。)	特定目的	□)	
	社社第 員 : 日 を 優 :	法流第二人	令において			を行使する	準用する竒	て参考とな	下「商法特	関する商法	む。以下	第五十三条第	会社による		現
の場合の記載事	う。資源	第	「特定目的会社」、			っための書	商法特例法	るべき事	例法」と	の特例に	同じ。) に	四 項	る特定資産		
項)	定 出 資 、 [一 定項 社第 員四				面の様式	第二十一	項 及	いう。)	関する法	おいて読	(法第百十-	の流動化		行
	流 I 動 3	号 又は「優先	優先出資			は、この府	条の三第二	び法第五十九条第二	第二十一条の二の	律(昭和四	み替えて準	第百十七条第三項に	に関する法		
	計 - 画 7 - 特	二十六条に規先出資社員」	資」、「特定			一令の定める	一項の優先出	が第二項にお	の二の議決]十九年法律	- 用する株式	穴において準	2律(以下「		

第四条 4 2 • 3 5 • 6 をも記載しなければならない。 る議案が監査役の請求により提出されたものであるときは、その旨 取締役の解任又は会計監査人の選任、不再任若しくは解任に関す (略) (略) (略) 第四条 4 2 • 3 5 • 6 らない。 により提出されたものであるときは、その旨をも記載しなければな 会計監査人の選任、不再任又は解任に関する議案が監査役の請求 (略) (略) (略)

二(略)	
るものに該当するものであること。	
う。)が存在し、当該譲渡資産が同項第一号イ、ロ又は八に掲げ	う。)が存在すること。
接又は間接に所有者から譲渡される資産(以下「譲渡資産」とい	接又は間接に所有者から譲渡される資産(以下「譲渡資産」とい
一 その有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人に直	一 その有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人に直
件のいずれにも該当するものとする。	ずれにも該当するものとする。
項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる要	項に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のい
第一条 証券取引法施行令 (以下「令」という。) 第十七条の二第二	第一条 証券取引法施行令 (以下「令」という。) 第十七条の二第二
する有価証券を定める総理府令	価証券を定める総理府令
証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定	証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有
現	改正案

二十二 証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号

二十三 証券会社に関する総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第三十二号)

に当該有価証券を担保としてその解約に係る金銭の額に相当する約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間うち次のイから八までに掲げるものであって、当該有価証券の解ニ 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のチ (略)	ト 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券へ 投資信託又は外国投資信託の受益証券イ〜ホ (略)	いて同じ。)を超えないものる有価証券の貸付けの時における時価の範囲内に限る。次号におして既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円(担保とす該顧客に貸し付ける金額が保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付けのうち、当なものとして当該有価証券を担保とする金銭の貸付けのうち、当	あって、当該顧客が当該有価証券を引き続き保有するために必要有価証券(当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。)でものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。第二十一条 法第三十四条第一項第四号に規定する総理府令で定める(保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け)	改正案
の間に当該有価証券を担保としてその解約に係る金銭の額に相当の解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまで券のうち次のイから八までに掲げるものであって、当該有価証券ニ 顧客から保護預りをしている有価証券が証券投資信託の受益証チ (略)	ト 投資証券又は外国投資証券へ 証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券イ〜ホ (略)	いて同じ。)を超えないものる有価証券の貸付けの時における時価の範囲内に限る。次号におして既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円(担保とす該顧客に貸し付ける金額が保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付けのうち、当なものとして当該有価証券を担保とする金銭の貸付けのうち、当	あって、当該顧客が当該有価証券を引き続き保有するために必要有価証券(当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。)でものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。第二十一条 法第三十四条第一項第四号に規定する総理府令で定める(保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け)	現

受益 額の 証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計し 金 一銭で、 かつ、 当 該顧客へ貸し付ける金額が当該投資 信 て 五 託 の

百万円 を超えないも

1 コー 性 有 質を有するものを含む。 主たる投資対象を ル・ 証券(外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の ン等の金融資産とする公社債投資信 短期の)をいう。 公社債(前号イから二までに 預 金、 金銭信託 託(投資信託 掲 及び げ

及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百

に該当するものの受益証券 下 同じ。 九号))であって、 第六条第二号に規定する公社債投資信託をい 次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべて う。 以

(4)(略)

略)

用

報

告書に

規

則

第

八 投資信 託 財 産 の 貸 借対 照 表、 損 益計算書、 附属明細書及び 運

五十九条第 関する 項第二号に規定する公社債投資信託であっ (平成十二年総理府令第百三十三号) ζ 1

の (1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証

説明 書の交付)

る者とする

第二十八条 法第四十条に規定する総理府令で定める者は、 次に 1.掲げ

> す 資 る額 信 託の受益証券を担保として既に貸し付けて の 金銭で、 かつ、 当該顧客へ貸し付 ける金 いる金銭の額と 額 が 当 該 証 券投 合

計 して五百万円を超えないもの

1 口 | 性質を有するものを含む。 有 価証券(外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様 主たる投資対象を短期の公社債 ル・ ン等の金融資産とする公社債投資信託(証券投資)をいう。 (前 号イからニ 預金、 金銭信託及び までに 掲げ の

託及び証券投資法人に関する法律施行 府

信

規則 (平成十年 大蔵省

以下同じ。 てに該当するものの受益証券 令第三十号))であって、 第四条第二号に規定する公社債投資信託をいう。 次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべ

(1) (4)略)

略)

Л 証 券投 資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則 第四 +

か 二条第一 ら4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券 項 第二号に規定する公社債投資信託であって、 イの

(1)

説 明 書の交付)

第二十八条 法第四 一十条に規定する総理府令で定める者は、 次に掲

げ

る者とする。

八 (略)

投 資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九

十八号) 第二条第十八項に規定する投資信託委託業者

+ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する

投資法人及び同条第二十九項に規定する外国投資法人

+ (略) 略)

2 {

(取引報告書の記載事項等)

第三十条 (略)

法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、 次に

2

法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、

次に

掲げるものとする。

次に掲げる取引であって、契約するごとに当該取引の条件を記

載した取引契約書を交付するもの

債券等(法第二条第一 項第一号から第四号まで及び第八号に

掲げる有価証券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第

定 五号) 社債券並びに転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。 に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特

び 第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに令第一条 同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及

> 一 〈 八 略

九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法

律 第百九十八号) 第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者

+|証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二 |条第十一項

規定する証券投資法人及び同条第二十項に規定する外国証券投資

法人

+ 略)

2 { 3 略)

(取引報告書の記載事項等)

第三十条 (略)

掲げるものとする。

次に掲げる取引であって、契約するごとに当該取引の条件を

載 した取引契約書を交付するもの

略)

債券等(法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に

掲げる有価証券(転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。

同 項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号ま

及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに令第一

条に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。

買戻条件付売買(令第十六条に規定する買戻条件付売買をい

業年度における業務の状況を示うのでのである。本債券、株券及び証券投資信が、株券及び証券投資信が、金融をおける業務の状況を示されている。	「	月表第四(第三十二条第二項第一号関係 別表第四(第三十二条第二項第一号関係 1) (9) (1) (略) 三 五 (略) 三 五 (略)
二 証券会社の業務の状況に関する次に掲げる事項 (業務及び財産の状況に関する説明事項) は、次に掲げるものとする。 「 (略)	業務の状況に関する次に掲げる事項 (令第十六条に規定する買戻条件付売買をいう。)) ものとする。 以下この号において同じ。)の買 者価証券をいう。以下この号において同じ。)の買	に規定する有価証券をいう。以下こに規定する有価証券をいう。以下こに規定する有価証券をいう。以下こに規定する前間を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を

(略)						勘定)	証券額及び信用取引差の	定(自己融資額、自己	券額及び信用取引差金;	三自己融資額、自己貸証	(略)
(略)		資額+自己貸証券額	信用取引勘定貸方合計額) - 自己融	金残高(信用取引勘定借方合計額 -	信用取引差金勘定 = 信用取引勘定差	用取引差金勘定を記載する。	金(貸証券額のほか次により算出した信	貸び投資信託の受益証券に対する自己	勘対する自己融資額並びに売付株券及	証 買付株券及び投資信託の受益証券に	(略)
- (略)						勘定)	証券額及び信用取引差金	定(自己融資額、自己貸	券額及び信用取引差金勘	三 自己融資額、自己貸証	(略)
- (略)	資額+自己貸証券額	信用取引勘定貸方合計額	金残高(信用取引勘定借方	信用取引差金勘定=信用取	٥	出した信用取引差金勘定を	する自己貸証券額のほか次	券及び証券投資信託の受益	券に対する自己融資額並び	買付株券及び証券投資信託	略)

二十四 金融機関の証券業務に関する総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第三十五号)

Ź E ₹	見
j	
(説明書の交付)	(説明書の交付)
第十五条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条に規	第十五条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条に規
定する総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。	定する総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。
一~八 (略)	一~八 (略)
九 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九	九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法
十八号)第二条第十八項に規定する投資信託委託業者	律第百九十八号)第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者
十 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に
投資法人及び同条第二十九項に規定する外国投資法人	規定する証券投資法人及び同条第二十項に規定する外国証券投資
	法人
十一 (略)	十一 (略)
2・3 (略)	2 · 3 (略)
(取引報告書の記載事項等)	(取引報告書の記載事項等)
第十七条 (略)	第十七条 (略)
2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条ただし書	2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条ただし書
に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 (略)	一 (略)
二 次に掲げる取引であって、契約するごとに当該取引の条件を記	ニ 次に掲げる取引であって、契約するごとに当該取引の条件を記
載した取引契約書を交付するもの	載した取引契約書を交付するもの

1 略)

П

るも あらかじめ定められているものをいう。) びに同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを除く うち転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券に準ず 規 第一項第三号の二に掲げる有価証券(資産の流動化に関する法 有 付 定するもの 先出資 価 (平成十年法律第百五号) . 売買 に限る。 の並びに同項第五号の三に掲げる有価証券に準ずるもの並 証券(同項第三号に掲げる有価証券にあっては、 券等(法第六十五条第二項第一号から第三号までに 引受権付特定社債券を除く。 (債券等に係る買戻条件付売買であって、 (法第二条第一 をいう。 以下この号において同じ。 に規定する転換特定社債券及び新 項第三号の二に掲げる有価証券の 及び令第十七条の二に 買戻価格が 法第二 の 買戻条 1.掲げる 条

> 1 略)

第二 取 る 有 掲げる有価証券に係るものに限る。 法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券のうち政令で定め 法第二条第一項第五号の三及び第十号に掲げる有価証券並び 価証券 有価 引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する 参等 項 条第一 第一号に掲げる有価証券(法第二条第一項第五号の三に 証 券 (法第六十五条第二項第三号に掲げ 項第九号に掲げる有価証券であっ 法第六十五条第二項第一 (令第十七条の二第三項に 号から第三号までに掲げ 大 蔵 理 省 府 に準ずるものとして証 掲げる有価証券のうち法 て令第十七条の二 る 有価証券のうち る

条に 規定するものに限る。 をいう。 以下この号において同じ 有

価証

券を定める総理府令(平成十年

第十二号)第二

買戻価格があらかじめ定められているものをいう。) の買戻条件付売買(債券等に係る買戻条件付売買であって

(略)

八 / ホ

八 〈

朩

略

二 十 五 証券会社の分別保管に関する総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第三十六号)

十一~十四 (略)	十一~十四 (略)
八(略)	八(略)
解約又は一部解約を行おうとする場合	又は一部解約を行おうとする場合
場合は当該顧客分別金残余額とする。)の範囲内で信託契約の	は当該顧客分別金残余額とする。)の範囲内で信託契約の解約
別金の額に相当する額(当該額が、顧客分別金残余額を超える	の額に相当する額(当該額が、顧客分別金残余額を超える場合
いう。以下同じ。)の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分	。以下同じ。)の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金
資信託の受益証券若しくは投資証券の申込証拠金又は払込金を	託の受益証券若しくは投資証券の申込証拠金又は払込金をいう
出しの取扱い若しくは私募の取扱いに係る株式、債券、証券投	出しの取扱い若しくは私募の取扱いに係る株式、債券、投資信
ロ 募集等受入金(顧客から受け入れた売出し、募集若しくは売	ロ 募集等受入金 (顧客から受け入れた売出し、募集若しくは売
イ (略)	イ (略)
属させることを妨げない。	属させることを妨げない。
約又は一部の解約に係る信託財産は、委託者である証券会社に帰	約又は一部の解約に係る信託財産は、委託者である証券会社に帰
場合は、次に掲げる場合とすること。この場合において、当該解	場合は、次に掲げる場合とすること。この場合において、当該解
十 顧客分別金信託に係る信託契約の解約又は一部の解約が行える	十 顧客分別金信託に係る信託契約の解約又は一部の解約が行える
一~九 (略)	
てを満たさなければならない。	てを満たさなければならない。
」という。)について、証券会社は、次の各号に掲げる要件のすべ	」という。)について、証券会社は、次の各号に掲げる要件のすべ
第五条 法第四十七条第三項に規定する信託(以下「顧客分別金信託	第五条 法第四十七条第三項に規定する信託(以下「顧客分別金信託
(顧客分別金信託の要件)	(顧客分別金信託の要件)
現	改正案

二十六 外国証券業者に関する総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第三十七号)

改正案	現
(業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項)	(業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項)
第三十二条 令第十五条第一項第八号に規定する総理府令で定める事	第三十二条 令第十五条第一項第八号に規定する総理府令で定める事
項は、次の各号に掲げる事項とする。	項は、次の各号に掲げる事項とする。
一(略)	一 (略)
二 支店の業務の状況に関する次に掲げる事項	二 支店の業務の状況に関する次に掲げる事項
イ(略)	イ (略)
ロ 直近の三営業年度における業務の常用を示す指標として次に	ロ 直近の三営業年度における業務の常用を示す指標として次に
掲げる事項	掲げる事項
(1) (7)	(1) (7)
8 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高	(8) 国債証券、社債券、株券及び証券投資信託の受益証券の引
、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高	受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高
(9) (11) (略)	(9) (11) (略)
三・四(略)	三・四 (略)
(証券関連業務のための施設の届出等)	(証券関連業務のための施設の届出等)
第四十八条 法第三十八条第一項に規定する証券業と密接な関係を有	第四十八条 法第三十八条第一項に規定する証券業と密接な関係を有
。する業務を営む者で総理府令で定めるものは、次に掲げる者とする	。 する業務を営む者で総理府令で定めるものは、次に掲げる者とする
一投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年	一証券投資信託(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(

法律第百九十八号)第二条第三項に規定する投資信託をいう。) の委託者と同種類の業務を営む者

二 (略)

2 · 3 (略)

2・3 (略) 二 (略)

昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第一項に規定する証券投 資信託をいう。) の委託者と同種類の業務を営む者

二十八 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則(平成十一年総理府令・大蔵省令第三十一号)

口 (略)	口 (略)
に充てられるもの	
入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価	て、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの
同法に規定する特定社債券又は特定約束手形の発行により受け	特定約束手形の発行により受け入れた金銭が、一連の行為とし
対価としての金銭の受入れであって、当該特定目的会社がする	って、当該特定目的会社がする同法に規定する特定社債券又は
る信託の受益権を含む。以下この号において同じ。)の譲渡の	の号において同じ。)の譲渡の対価としての金銭の受入れであ
しているものに限る。)に対する貸付債権(貸付債権を信託す	る貸付債権(貸付債権を信託する信託の受益権を含む。以下こ
)又は指名金銭債権を信託する信託の受益権を流動化の対象と	信託の受益権を流動化の対象としているものに限る。)に対す
債権であって金銭の支払を目的とするものをいう。以下同じ。	とするものをいう。以下同じ。) 又は指名金銭債権を信託する
第四号に規定する資産流動化計画において指名金銭債権(指名	画において指名金銭債権(指名債権であって金銭の支払を目的
年法律第百五号)に規定する特定目的会社(同法第四条第一項	する特定目的会社(同法第二条第四項に規定する資産流動化計
イ 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律 (平成十	イ 資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号)に規定
二 次に掲げる金銭の受入れ	二 次に掲げる金銭の受入れ
一 (略)	一 (略)
る方法は、次に掲げるものとする。	る方法は、次に掲げるものとする。
令(以下「令」という。)第三条第三号に規定する総理府令で定め	令(以下「令」という。)第三条第三号に規定する総理府令で定め
第二条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行	第二条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行
(貸付資金の受入方法)	(貸付資金の受入方法)
現行	改正案

二 十 九 中央省庁等改革のための金融庁関係総理府令の整備等に関する総理府令(平成十二年総理府令第百十六号)

第四十二条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同	第四十二条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同
会の事業に関する総理府令の一部改正)	会の事業に関する総理府令の一部改正)
(中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合	(中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合
号及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令」に改める。	に規定する有価証券を定める内閣府令」に改める。
を定める総理府令」を「証券取引法施行令第十七条の二第二項第二	る総理府令」を「証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項
法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券	法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定め
第八条第四項中「総理府令で」を「内閣府令で」に、「証券取引	第八条第四項中「総理府令で」を「内閣府令で」に、「証券取引
の一部を次のように改正する。	の一部を次のように改正する。
第二十三条(信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)	第二十三条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)
(信用金庫法施行規則の一部改正)	(信用金庫法施行規則の一部改正)
号及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令」に改める。	に規定する有価証券を定める内閣府令」に改める。
を定める総理府令」を「証券取引法施行令第十七条の二第二項第二	る総理府令」を「証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項
法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券	法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定め
第十二条の二中「総理府令で」を「内閣府令で」に、「証券取引	第十二条の二中「総理府令で」を「内閣府令で」に、「証券取引
を次のように改正する。	を次のように改正する。
第二十一条(銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部	第二十一条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部
(銀行法施行規則の一部改正)	(銀行法施行規則の一部改正)
現	改正案

組合連合会の事業に関する総理府令(平成五年大蔵省令第九号)の

部を次のように改正する。

法 に規定する有価 る 総理 施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定め 府 条第五 を 項 証券を定める内閣府令」 中 証 一
券
取 総 理府令で」 引法 施行令第十七条の二第二項及び第三項 を「 内閣府令で」 に改める。 ĺĆ 証 **券**取 <u> 31</u>

(特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令の一部改正)

年大蔵省令第二十二号)の一部を次のように改正する。第四十七条 特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令(平成五

題名を次のように改める。

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

本則(第一条第四号イ及び第八条第一号を除く。)中「総理府令本則(第一条第四号イ及び第八条第一号を除く。)中「総理府令

を「内閣府令」に改める。

第一条第四号イ中「証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる

第四号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令」に改める。

特

定有

価

証券を

定

んめる

総

理府

令」

を「

証券取

引

法施行令第三条

の四

府令」を「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」に第八条第一号中「証券取引法第二条に規定する定義に関する総理

第三十三条を削る。

改める。

の開示に 号様式から第三号様式までの様式中「菰闩ゴ 盟する Ø 総理府 4> を 秨 卍 恤 角獣 炭 9 区俗 等の開示に関す 価証券の内容 鄉

|合連合会の事業に関する総理府令(平成五年大蔵省令第九号)の

一部を次のように改正する。

組

号 を定める総理 法 及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令」 施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する 第 条第五項中「 府令」 をっ 総理府令で」 証券取引法施行令第十七条の二第二項第 を 内 閣 府令で」 ビ に改める。 -有 証 価証 券 取 券 引

(特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令の一部改正)

年大蔵省令第二十二号)の一部を次のように改正する。(四十七条)特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令(平成)

第

題名を次のように改める。

特定有価証券の内容等の開示に関する

内閣

府

令

本則(第一条第四号イ及び第八条第一号を除く。)中「総理府令

」を「内閣府令」に改める。

第一条第四号イ中「証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる

特 定 有 価証 券 を 定める総理府 **令** を 証 券 取 引 法 施 行令 第三条の 兀

第四号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令」に改める。

府令」を「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」に第八条第一号中「証券取引法第二条に規定する定義に関する総理

改 め る。

第三十三条を削る。

9 팶 引示に関 号様式から第三号様式までの様式中「 બ る総理府 4> を 雄 [H] 偛 亩 酣 巻の内 排足 喲 偛 **値** 証 等の開 券の内 기 批 哟 鄉

Ø · 内器 衐 ᠕ に 改める。

半の開 理府 В 内閣府令」 4 四 査証明に関す 号様式及び第四号 を に改める。 ₽ 業内 る総理府 心 等の開 の二様式中「 √} _ 训 に関す **め「財務諸表等の監査証明に関す** 企業内 る内閣府令」 容等の開 ľ 눼 ۲ī 盟 財務諸表 ঞ В 総

める。 に関す 第 五 Ø 号樣式 総理府 か ➾ ら第五号 や「企業内容等の開示に関す の三様式までの様式 中「 る内閣府令」 户 業内容 # 膏の開示 に改

関する内閣府令」 諸表等の監査証明に関する総理府令」 Ю 総理 第五号 型 ᠕ 。 四 様式及び を ₽ に改める。 牃 内容 第五号の五様式中「 鄉 の開示に関す ゆ「財務諸表等の監査証明に る内閣府令」 企業内容等の開示に関す ビ 財務

理府令」 五様式及び第九号様式までの様式中「 第七号様式から第八号の二様式まで、 や「企業内容等の開示に関する内閣府令」 企業内容等の開示に関する 第八号の四 I様式、 に改める。 第 八号の 恣

務諸表 第十号様式 # 9 調 中「 盂 証明 型 務 ſΊ 選め 諸表等 Ф の監査証明に関する総理府令」 区 閣府令」 に改める。 をっ 思

♪ 等の開示に関する総理府令」 第十一号の二様式から第十一 に改める。 や「企業内容等の開示に関する内閣府 号の四 様式までの様式中「 ₽ ※ 人 必

証券を定める総理府令の一 (証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有 部改正)

価

Ø 区 國企 4> _ に改める。

喲 Ø 総理府令 鈋 第 の囲 四号樣式 训 ſΊ 中「 をっ 関す 財務諸表等の監査証明に関す る内閣府令」 企業内容等の開示 に に関す 四 務諸表等の監査 888 温 Ф 内閣府 佢 ᠕ ↲﴾ 빢 を に開 企業内 に改 點 め

型 第 務諸 Д 号 表 の 二 鄉 り脚 様式中「 ద 証明に 財務諸表等 戝 ৶ Ø 区 の監査証 國心 小 今 品 関い に改 め બ Ю 箈 苗 佢 ♦

を

ಠ್ಠ

する内閣府令」に改める。 様式 ₽ 第 まで、 牃 五号様式から第五号の三様式まで、 伀 喲 鄉 第九号様式、 の題 示に関す 第十一号の二様式及び第十一号の三様式中 る総理府令」 をっ 第七号様式から 企業内容等の開示に 第 八号の二

點

る有 証 価証券を定める総理府令の 券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定 部改正) す

第五十六条 五十九条 項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令」を「証券取引 る 令第三十五号)の一部を次のように改正する。 部を次のように改正する。 する有価証券を定める総理府令 (平成十年 法施行令第十七条の二第二 金融機関の証券業務に関する総理府令の一部改正) 題名を次のように改める。 内閣府令」 第十七条第二項第二号ロ中「証券取引法施行令第十七条の二第二 第一条及び第二条中「総理府令」 証 有価証券を定める内閣府令 券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する 金 証 に改める。 融機関の証券業務に関する総理府令(平成十年 : 券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定 項 及び第三項に規定する有価証券を定め を「内閣府令」に改める。 総理府 大蔵省 令第十二号)の一 総理府 大蔵省 第五十六条 第五十九条 項 に規定する有価証券を定める総理府令(平成十年 総理府 価証券を定める内閣府令」に改める。 券取引法施行令第十七条の二第二項第二 令第三十五号)の一部を次のように改正する。 (金融機関の証券業務に関する総理府令の一部改正) 第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令」を「証 題 の一部を次のように改正する。 第十七条第二項第二号口中「 第 一条及び第二条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。 名を次のように改める。 定する有価証券を定める内閣府令 証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規 金融機関の証券業務に関する総理府令(平成十年 証 券取引法施行令第十 証券取引法施行令第十七条の二第二 七条の二第二項 号及び第三項に規定する 大蔵省 令第十二号 第二号及び第三項 総理 大蔵省

有

府

三十 資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十八号)

第七条 法第三条第三項第三号(法第十一条第五項において準用する(業務開始届出書等に添付すべき書類)	第七条 法第三条第三項第三号 (法第十一条第五項において準用する (業務開始届出書等に添付すべき書類)
ー・二 (略) 項とする。 項とする。)に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事第六条 法第三条第二項第五号(法第十一条第五項において準用する(業務開始届出書等のその他の記載事項)	一・二 (略) 現とする。
れのないものを除く。)的会社の業務に関するあ、課長その他いかなる名条及び第二十三条に規定の範囲)	うおそれのないものを除く。)特定目的会社の業務に関するあ、次長、課長その他いかなる名令第二条及び第二十三条に規定使用人の範囲)
附則 第四章 雑則(第七十四条 第七十六条) 第一章~第三章 (略)	附則 第四章 雑則 (第七十四条・第七十五条) 第一章~第三章 (略)
現	改正案

第 第九条 2 第八条 2 + 場合を含む。 類とする。 場合を含む。 場合を含む。)に規定する内閣府令で定める契約は、 (資産 れたものに限る。 類 又はすべてとする。 画に記載されたすべての特定資産に係る次に掲げる契約のいずれか 次に掲げる事項とする (官公署が証明する書類の場合は、 (略) (略) 三 (略) 流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項) 法第三条第三項第六号 (法第十一条第五項において準用する 法第三条第三項第四号 (法第十一条第五項において準用する (略) 法第五条第 (略) (略))に規定する内閣府令で定める書類は、)に規定する内閣府令で定める書類は、 とする。 項 第 号に規定する内閣府令で定める事項は 届出の日前三月以内に作成さ 資産流動化計 次に掲げる書 次に掲げる書 第八条 第九条 第十一条 2 2 _ _ = へ 資 _ ~ 七 場合を含む。 場合を含む。 又はすべてとする。 画に記載されたすべての特定資産に係る次に掲げる契約の 場合を含む。)に規定する総理府令で定める契約は、 れたものに限る。 類(官公署が証明する書類の場合は、 類とする。 _ ≤ = 次に掲げる事項とする。 (略) (略) 産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項) 法第三条第三項第四号 (法第十一条第五項において準用する 法第三条第三項第六号 (法第十一条第五項において準用す (略) (略) へ 略 法第五条第一項第一 (略))に規定する総理府令で定める書類は、)に規定する総理府令で定める書類は、 とする。 号に規定する総理府令で定める事項 届出の日前三月以内に作成 資 産 次に掲げる書 次に掲げる書 流動化 ずれ

る

か

は

第十五条 第十三条 法第五条第一項第二号口及び八並びに同号二(7)に規定する 第十二条 第十六条 第十四条 (特定資産に関する事項) (特定目的借入れに係る借入れ及び弁済に関する事項) Ŕ は、 は、次に掲げる事項とする。 内閣府令で定める事項は、 一~六 (略) **一~十一 (略)** - ~ 十七 一~十四 (略) (特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項) (特定社債券等に係る発行及び償還に関する事項) (優先出資証券に係る発行及び消却に関する事項) 次に掲げる事項とする 次に掲げる事項とする。 次に掲げる事項とする。 法第五条第一項第二号へに規定する内閣府令で定める事項 法第五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は 法第五条第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項 (略) 次に掲げる事項とする。 第十三条 第十六条 第十五条 第十四条 第十二条 特定目的借入れに係る借入れ及び弁済に関する事項) 特定資産に関する事項) Ιţ は、次に掲げる事項とする。 一~十一 (略) 総理府令で定める事項は、 一 十 四 は、次に掲げる事項とする。 - 六 (特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項 一~十七 (特定社債券等に係る発行及び償還に関する事項) (優先出資証券に係る発行及び消却に関する事項) 次に掲げる事項とする。 次に掲げる事項とする。 法第五条第一項第三号に規定する総理府令で定める事項 (略) 法第五条第一項第二号へに規定する総理府令で定める事項 法第五条第一項第二号口及び八並びに同号二(7)に規定する 法第五条第一項第二号ホに規定する総理府令で定める事項 法第五条第一項第二号イに規定する総理府令で定める事項 (略) (略) 次に掲げる事項とする。

は

2 第二十条 第十九条 第十八条 第十七条 (その他資産流動化計画記載事項) (特定目的借入れ以外の資金の借入れに関する事項) (特定資産の管理及び処分に関する事項) を含む。 一 〈 六 一 ~ 六 | ~ 十二 (略) (業務開始届出等に係る特例) とする。 法第七条第一項 次に掲げる事項とする。 次に掲げる事項とする。 次に掲げる事項とする 特定資産の取得及び資金の借入れ(特定目的借入れを含む。 (略) (略))に規定する特定資産の取得その他の内閣府令で定めるも 法第七条第一項 (法第十一条第五項において準用する場合 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は 法第五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は (略) (法第十一条第五項において準用する場合を含む 第十七条 2 第二十条 第十九条 第十八条 (その他資産流動化計画記載事項) (特定目的借入れ以外の資金の借入れに関する事項 (特定資産の管理及び処分に関する事項) のは、 を含む。 一 ~ 六 一 〈 八 一 ~ 六 -\ + = (業務開始届出等に係る特例) とする。 次に掲げる事項とする。 次に掲げる事項とする。 次に掲げる事項とする。 法第七条第一項 (法第十一条第五項において準用する場合を含む 特定資産の取得及び資金の借入れ(特定目的借入れを含む。 (略))に規定する特定資産の取得その他の総理府令で定めるも 法第七条第一項 (法第十一条第五項において準用する場合 法第五条第一項第六号に規定する総理府令で定める事項は (略) 法第五条第一項第四号に規定する総理府令で定める事項は 法第五条第一項第五号に規定する総理府令で定める事項は (略) (略)

______)に規定する記載の省略が投資者の保護に反しないものとして内

~三 (略)

閣

府令で定める

ものは、

次に掲げる事項とする。

ち内閣府令で定めるものは、第八条第一項各号に掲げる書類とする。)に規定する法第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のう3 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む

(変更届出等の提出期間)

日のいずれか早い日までの期間とする。 この条において「変更届出期間」という。)は、次の各号に掲げる第二十三条 法第九条第一項に規定する内閣府令で定める期間(以下

一・二 (略)

2

ば IJ 二号から第五号までに掲げる事項に限る。 定 い場合に で を 経過する日まで 第十四条第四号から第 あって、 したことによる資産流 法第九条第一 項 該記載に従って資産流動化計画に記載すべき事項の内容 の規定にかかわらず、 おける当該内容を確定するための要件及び手続の記 資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載すべき事項 項に規定する届出に係る変更のあった日から一 の期間とする 動化計画 六号まで及び同条第八号並びに第十六条第 次に掲げる要件のすべてを満たす場合 の変更については、)の内容が確定し 変更届 出 載 て があ 期間 を確 いな 月

理府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。) に規定する記載の省略が投資者の保護に反しないものとして

->≡ (略)

ち総理府令で定めるものは、第八条第一項各号に掲げる書類とする。)に規定する法第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のう3 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む

変更届出等の提出期間)

日のいずれか早い日までの期間とする。 この条において「変更届出期間」という。)は、次の各号に掲げ第二十三条 法第九条第一項に規定する総理府令で定める期間(以

・二 (略)

2 ıά ıΣ 二号から第五号までに掲げる事項に限る。 定したことによる資産流動化 い であって、 を (第十四条第四号から第六号まで及び同条 経過する日までの期間とする 場 前 法第九条第一 当該記載に従って資産流動化計画に記 合における当該内容を確定するための 項の規定にかかわらず、 資産流動化計画に当該資産流動化 項に規定する届出 計画 次に掲げる要件のすべてを満たす場 の 変更について に係る変更のあっ 載 要件及び手続の記載が 第 の内容 計画 すべき事項の内容を 八号並びに第十六条 は に記載すべき事 が確定し 変更届 た日から一 出期 てい 月 確 な あ

一~四 (略)

5

Д

(略)

う。以下同じ。)以外の指定格付機関から金融庁長官の指定する省令第五号)第一条第十三条号の二に規定する指定格付機関をい付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格五 第二号の特定約束手形について、当該特定約束手形の発行を予

(資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する

格付を取得していること。

格

付を取得していること。

 第二十七条

法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類

当該各号に定める書類とする。

書

類)

Ιţ

次の各号に掲げる場合に応じ、

特定持分信託)

に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。第三十条に規定する内閣府令で定める事項及び法第三十二条第三号第三十一条 法第三十一条の二第四項において読み替えて準用する法

(優先出資申込証等における特定約束手形等に係る記載事項

一 ~ 七

(略)

一~七

(略)

までに掲げる事項とする。号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第二号から第八号第三十二条 法第三十八条第二項第六号及び法第百十条第二項第十七

う。以下同じ。)以外の指定格付機関から金融庁長官の指定する省令第五号)第一条第十三条号の二に規定する指定格付機関をいてする特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格工 第二号の特定約束手形について、当該特定約束手形の発行を予

書類)(資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証す(

は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。第二十七条(法第九条第三項第二号に規定する総理府令で定める書類

一~四 (略)

(特定持分信託

に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。第三十条に規定する総理府令で定める事項及び法第三十二条第三号第三十一条 法第三十一条の二第四項において読み替えて準用する法

号に規定する総理府令で定める事項は、第十四条第二号から第八号第三十二条 法第三十八条第二項第六号及び法第百十条第二項第十七(優先出資申込証等における特定約束手形等に係る記載事項)

までに掲げる事項とする。

事項とする。

(特定資産の評価に関し専門的知識を有する者)

(資産流動化計画の変更禁止事項)

第三十四 及び第十六条第七号口の場合であって、 五号に掲げる事項については、 め 件に基づき抽出する場合を除く。)とする。 るものは、 条 法 第十六条第 第百十八条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定 号、 開発により特定資産を取得する場合 第五号及び第六号に掲げる事 取得する特定資産を一定の 項 (第

2 で、 は 及び第二号に掲げる事項とする! 第十七条第一号から第三号までに掲げる事項並びに第十八条第一号 三号までに掲げる事項、 第四号まで及び第九号に掲げる事項、 法第百十八条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める 第十二号及び第十三号イに掲げる事項、 法第五条第一 項第二号二(1)に掲げる事項、 第十五条第一号及び第二号に掲げる事項 第十三条第一号から第三号ま 第 第十二条第一号 十四四 l 条 第 一 号 っから第 もの から

する総理府令で定める事項は、第十五条第二号及び第三号に掲げる2 法第三十八条第二項第七号及び法第百十条第二項第十八号に規令

事

頭とする。

(特定資産の評価に関し専門的知識を有する者)

社が発行する資産対応証券のいずれかに格付を付与した者以外のも定格付機関であって、その調査する特定資産を保有する特定目的会三十三条(令第四条第六号に規定する総理府令で定めるものは、指

(資産流動化計画の変更禁止事項)

のとする

第 五号に掲げる事項については、 三十四条 条件に基づき抽出する場合を除く。 及び第十六条第七号口の場合であって、 めるものは、 法第百十八条の二第二項第一号に規定する総 第十六条第一号、 開発により特定資産を取得する場 第五号及び第六号に掲げる事) とする。 取得する 特定資産 理 を 府 令で 一定 項 合 第 定

2 で、 ıά 及び第二号に掲げる事項とする 第十七条第一号から第三号までに掲げる事項並び 三号までに掲げる事項、 第四号まで及び第九号に掲げる事項、 法第百十八条の二第二項第二号に規定する総理府令で定めるも 法第五条第一項第二号二(一に掲げる事項、 第 十二号及び第十三号イに掲げる事項 第十五条第一号及び第二号に掲げる事項、 第十三条第一号から第三号 第 十 第十二条第一 に第十八条第一号 兀 条第一号 号 か から ま の

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第三十五条 法第百十八条の二第三項第一号に規定する内閣府令で定

める軽微な内容は、次に掲げるものとする。

一~三 (略)

| 2|| 法第百十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合

は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(優先資本の減少)

第三十六条 法第百十八条の九第一項第三号に規定する内閣府令で定

百五十条の規定に基づき種類を異にする優先出資証券を発行する場める事項は、各優先資本の減少の対象となる優先出資の種類(法第

合に限る。)とする。

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第三十七条 法第百四十三条に規定する内閣府令において規定する書

類は、次に掲げる書類とする。

一~六 (略)

(業務の委託)

第三十八条 法第百四十四条第四項第三号に規定する内閣府令で定め

る資産は、次に掲げる資産とする。

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第三十五条 法第百十八条の二第三項第一号に規定する総理府令で定

める軽微な内容は、次に掲げるものとする。

一~三 (略)

2 法第百十八条の二第三項第三号に規定する総理府令で定める場合

は、次に掲げる場合とする。

·二 (略)

(優先資本の減少)

第三十六条 法第百十八条の九第一項第三号に規定する総理府令で定

める事項は、各優先資本の減少の対象となる優先出資の種類(法第

百五十条の規定に基づき種類を異にする優先出資証券を発行する場

合に限る。)とする。

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第三十七条 法第百四十三条に規定する総理府令において規定する書

類は、次に掲げる書類とする。

一~六 (略)

(業務の委託)

め |第三十八条 法第百四十四条第四項第三号に規定する総理府令で定.

る資産は、次に掲げる資産とする。

(資産の取得の制限の例外)	一~三 (略) 次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。	一・二 (略)は、次に掲げる者とする。第四十一条 法第百五十条の六第二号に規定する内閣府令で定める者(特定目的借入れの借入先)	ー・ニ (略)	一・二 (略)
(資産の取得の制限の例外)	一〜三 (略) 次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。 第四十二条 法第百五十条の七に規定する総理府令で定める場合は、(資金の借入れの制限)	一・二(略)は、次に掲げる者とする。は、次に掲げる者とする。第四十一条 法第百五十条の六第二号に規定する総理府令で定める者(特定目的借入れの借入先)	ー・二 (略)	一・二(略)(約束手形の発行の要件)(約束手形の発行の要件)(約束手形の発行の要件)

第四十五条 3 2 第四十三条 四十四条 5 号に掲げる法人の株式又は出資の持分の区分ごとに、当該各号に定 準用する場合を含む。 める率とする。 るものは、 るものは、 一~三 (略) ·二 (略) 余裕金の運用の方法) 資産の取得の制限) 株式等の取得等の制限) 次に掲げるものとする 次に掲げるものの出資の持分とする。 法第百五十一条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは 法第百五十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは (略) (略) (略) 法第百五十一条第二項(法第百六十三条第一項において 次に掲げるものとする。 法第百五十一条第一項第四号に規定する内閣府令で定め 次に掲げるも 法第百五十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定め)に規定する内閣府令で定める率は、 のの出資の持分とする。 次の各 第四十四条 2 第四十三条 第四十五条 3 るもの 号に掲げる法人の株式又は出資の持分の区分ごとに、 準用する場合を含む。 へ 資 るものは、 \ \ \ \ \ める率とする。 --_ ≤ = (余裕金の運用の方法) (株式等の取得等の制限) --\ = 次に掲げるものとする。 次に掲げるものの出資の持分とする。 法第百五十一条第一項第三号に規定する総理府令で定めるものは 法第百五十一条第一 産 ıά の取得の制限) (略) (略) (略) (略) (略) 次に掲げるものの出資の持分とする 法第百五十一条第二項(法第百六十三条第一項において 次に掲げるものとする。 法第百五十一条第一項第四号に規定する総理府令で定め 法第百五十一条第一項第一号に規定す)に規定する総理府令で定める率は、 項第二号に規定する総理府令で定めるもの る 総理 当該各号に定 府令で定 次 の 各 は

は、金銭信託(元本の損失の補てん契約があるものに限る。)とす、四十六条(法第百五十三条第三号に規定する内閣府令で定める方法)

資産の取得の制限の例外等)

ಶ್

第 五十条 第二号中「 府 定 も 準 お 第四十三条第一 令で定めるものについて、 項において準用する法第百五十一条第一項第三号に規定する総理 用する法第百五十一条第一 えるものとする。 めるものについて、 いて準用する法第百五十一条第一 のについて、 第四十三条第一項の規定は法第百六十三条第一 特定目的会社」 第四十三条第二項の規定は法第百六十三条第一項に 項第一号口及び第二号並びに第二項 第四十三条第三項の規定は法第百六十三条第 とあるのは、 それぞれ準用する。 項第一号に規定する内閣府令で定める 項第二号に規定する内閣府令で 「受託信託会社等」と読み この場合において 第一号口及び 項に お いて 第

四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。2 法第百六十三条第一項において準用する法第百五十一条第一項第

兀

(略)

(特定目的信託契約届出書に添付すべき書類

る書類は、次に掲げる書類とする。第五十二条 法第百六十四条第二項第四号に規定する内閣府令で定め

·二 (略)

は、金銭信託 (元本の損失の補てん契約があるものに限る。)とす第四十六条 法第百五十三条第三号に規定する総理府令で定める方法

へ 資

産

の取得の制限の例外等)

ಠ್ಠ

五十条 替えるものとする。 第二号中「特定目的会社」とあるのは、 府令で定めるものについて、 定めるものについて、 おいて準用する法第百五十一条第一 ものについて、 準用する法第百五十一条第一項第一号に規定する総理府令で定め 項 第 四十三条第一項第一号口及び第二号 において準用する法第百五十一条第一項第三号に規定する総 四十三条第一 第四十三条第二項の規定は法第百六十三条第一項 第四十三条第三項の 項の規定は法第百六十三条第一 それぞれ準用 項第二号に規定する総理府令で 「受託信託会社等」 並びに第二項第一号 する。 規定は法第百六十三条 この場合において 項に と読 ロ及び おい て

四号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。2 法第百六十三条第一項において準用する法第百五十一条第一項第

一~四 (略)

(特定目的信託契約届出書に添付すべき書類)

る書類は、次に掲げる書類とする。第五十二条 法第百六十四条第二項第四号に規定する総理府令で定め

·二 (略)

第五十六条 第五十五条 2 第五十七条 2 第五十四条 一 ~ 六 Ιţ 項) める事項は、 る事項は、 る事項は、 一~七 (特定目 (特定資産の管理及び処分に関する事項) (受益権に関する事項) 特定資産に関する事項) 法第百六十五条第一項第三号八に規定する内閣府令で定める事項 略) 次に掲げる事項とする。 四 (略) (略) (略) 的信託契約の期間及び特定目的信託契約の期間に関する事 (略) 法第百六十五条第一項第三号イに規定する内閣府令で定 法第百六十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定め 次に掲げる事項とする。 法第百六十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定め 次に掲げる事項とする 法第百六十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定め 次に掲げる事項とする。 第五十七条 2 第五十六条 第五十五条 第五十四条 2 一 ~ 六 Ιţ --める事項は、 る事項は、 — 〈 四 項) - ~七 る事項は、 (受益権に関する事項) (特定資産に関する事項) (特定目的信託契約の期間及び特定目的信託契約の期間に関する事 (特定資産の管理及び処分に関する事項) 法第百六十五条第一項第三号八に規定する総理府令で定める事項 略) 次に掲げる事項とする。 (略) (略) (略) 法第百六十五条第一項第三号イに規定する総理府令で定 略) 次に掲げる事項とする。 法第百六十五条第一項第四号に規定する総理府令で定め 法第百六十五条第一項第二号に規定する総理府令で定め 次に掲げる事項とする。 法第百六十五条第一項 次に掲げる事項とする。 第 号 に規定する総理府令で定め

第 第六十一条 第 第五十八条 六十三条 五十九条 に応じ、 第二号に規定する内閣府令で定める書類は、 す る事項は、 る事項は、 る事項は、 5 (資産信託流動 5 (その他資産信託流動化計画記載事項) 5 特定目的信託契約) 受 る書類) 兀 + 六 託 六 信 当該各号に定める書類とする。 (略) (略) 託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項 (略) (略) 次に 法第百六十八条第七号に規定する内閣府令で定める事項 法第百六十六条第二項において準用する法第九条第三項 法第百六十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定め 次に掲げる事項とする。 法第百六十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定め 次に掲げる事項とする。 掲げる事項とする。 化 計画 の変更が法の規定に基づき行われたことを証 次の各号に掲げる区分 第五十九条 第五十八条 第六十三条 第六十一条 る事項: — { 四 第二号に規定する総理府令で定める書類 する書類) る事項は、 <u>_</u> る事項は、 に応じ、 (資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行 _ { + (その他資産信託流動化計画記載事項) (受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事 (特定目的信託契約) 六 六 ίţ 当該各号に定める書類とする。 (略) 略) 略) 法第百六十八条第七号に規定する総理府令で定める事 法第百六十六条第二項において準用する法第九条第三項 次に掲げる事項とする。 法第百六十五条第一項第六号に規定する総理府令で定 略 次に掲げる事項とする。 法第百六十五条第一項第五号に規定する総理府令で定 次に掲げる事項とする。 ű 次の各号に掲げる区分 われたことを 項 項

第七十条 2 第六十七条 第六十六条 六十五条 は、 掲げる要件のすべてを満たす場合とする。 微な内容は、 める事項は、 は、次に掲げる方法とする。 一~三 (略) 一~三 (略) (特定目的信託契約の変更) 一・二 (略) (受益証券の記載事項) (金銭の運用方法) (資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外) 法第二百八条第一 五 次に掲げる事項とする。 (略) 法第二百八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める軽 (略) 法第百七十三条第五項第十二号に規定する内閣府令で定 法第百七十一条第二号に規定する内閣府令で定める方法 法第百七十条に規定する内閣府令で定める場合は、 次に掲げる内容とする。 次に掲げる事項とする。 項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、 次に 第七十条 第六十六条 第六十五条 2 第六十七条 掲げる要件のすべてを満たす場合とする。 Ιţ 微な内容は、次に掲げる内容とする。 める事項は、次に掲げる事項とする。 は、次に掲げる方法とする。 (特定目的信託契約の変更) 一・二 (略) (受益証券の記載事項) _ { = (金銭の運用方法) _ _ _ (資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外) 一 ~ 五 法第二百八条第一項第四号に規定する総理府令で定める場合は、 次に掲げる事項とする。 (略) (略) (略) 法第二百八条第一項第三号に規定する総理府令で定める軽 (略) 法第百七十三条第五項第十二号に規定する総理府令で定 法第百七十一条第二号に規定する総理府令で定める方法 法第百七十条に規定する総理府令で定める場合は、 次に

第七十三条 2 第七十一条 (削る) ものは、 類は、次に掲げる書類とする。 口に掲げる事項とする。 八条第一号イ及びロ、同条第二号イ及びロ並びに同条第三号イ及び 項第二号イから八まで、第五十七条第一号から第三号まで、 法第百六十五条第一項第三号口に掲げる事項並びに第五十六条第一 当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結した者に係る事項を除 る事項については、 次に掲げる場合とする。 一・二 (略) ر ا (受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類) (資産信託流動化計画の変更禁止事項) 法第二百八条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、)とする。 第五十五条第一号及び第五号に掲げる事項(第五号に掲げ (略) 法第二百二十五条第二項に規定する内閣府令で定める書 法第二百八条第二項第一号に規定する内閣府令で定める 開発により特定資産を取得する場合において、 第五十 第七十三条 2 第七十一条 第七十六条 項第二号イから八まで、 法第百六十五条第一項第三号口に掲げる事項並びに第五十六条第一 **<** された権限 類は、次に掲げる書類とする。 口に掲げる事項とする。 八条第一号イ及びロ、 当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結した者に係る事項を除 る事項については、 ものは、 _ ≤ = 次に掲げる場合とする。 (受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類) (資産信託流動化計画の変更禁止事項) 一・二 (略) 権 法第二百八条第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、) とする。 限の委任) (略) 第五十五条第一号及び第五号に掲げる事項(第五号に掲げ 法第二百二十五条第二項に規定する総理府令で定める書 法第二百八条第二項第一号に規定する総理府令で定め 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任 (法第百五十三条及び第百七十一条の規定による権限 開発により特定資産を取得する場合において、 同条第二号イ及び口並びに同条第三号イ及び 第五十七条第一号から第三号まで、 第五十

等(信) におい 金融 準用する場合を含む。 法第二百二十五条第一 ものとする。 の L١ 営業所、 の う。 管 規定による権限 に 庁長官が自ら行うことを妨げない。 轄 法 てっ 第 百 区域内にある場合にあっては、 託会社を除く。 主たる事務所又は住所 (以下この条において「 の 長官権限」 所 六十四 ただし、 在地を管轄する財務局長 1条第一 (信託会社に係るものに限る。 項において準用する場合を含む。 という。 法第百五十六条第一項(法第百五十条の四 次項において同じ。 項、 特定譲渡人又は原委託者の本店、 第百六十六条第 ıά 福岡財務支局長) 特定目的会社、 当 該 の規定による権限は、 所在地が福岡財務支局 項 及び第百 を除く。 受託信託会社 に委任する 本店等」と において 六十七条 主 た る 第 四

2 ば 局 店等」 所そ 目 長又は福岡財務支局長のほか、 立入検査若しくは質問(次項において「 長 的 法 会社、 福 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあって の他の施設 第百五十六条第一 岡財 という。 務支局長) 特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所又は事務 (代理店を含む。 に関するものについては、 項の規定による報告若しくは資料の徴収又は も行うことができる。 当該支店等の所在地を管轄する財務 以下この項及び次項において「支 検査等」 前項に規定する財務局 という。 で特定

3 外 の 店 等 特定目的会社、 前 支店等に対して検査等の必要を認めたときは、 に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、 項 の 規 定 により、 特定譲渡人又は原委託者の本店等又は当該支店等以 特定目的会社、 特定譲渡人又は原委託者の支 当該本店等又は

則

(経過措置)

第二条 特定資産の流動化に関する法律施行規則(平成十年総理府令・大蔵 する事項については、この府令による改正前の特定目的会社による 改正法附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社に関

省令第八号) 令 (第三十条及び第三十二条第二号を除く。 の規定は、 なお効力を有する。 この場合において、 中「 総理府令」 とあ 同

閣府令で」 るのは「内閣府令」と、 ۲ 第三十条中「総理府令で」とあるのは「 とあるのは 内

企業内容等の開 企業内容等の開示に関する総理府令」 示に関する内閣府令」 ۲ 第三十二条第二号中「

企業内容等の開示に関する総理府令」 示 に関する内閣府令」とする。 とあるのは「企業内容等の開

附

第二条 (経過措置) 改正法附則第二条第一項本文に規定する旧特定目 的会社に 関

する事項については、 特定資産の流動化に関する法律施行規則(平成十年総理府令・ この府令による改正前の特定目的会社によ 大蔵

省令第八号)の規定は、 なお効力を有する。

附 則 5

金

融庁長官は、

前

項の指定をした場合に

İτ そ

の

旨を告示する

いて

Ιţ

適

用しない。

のとする。

これを廃止し、

又は変更したときも、

同様とする。

4

前

三項の規定は、

長官権限のうち金融庁長官の指定するものにつ

検査等を行うことができる。

該

支店等以外の支店等に対し、

改正案	現
(訳文の添付)	(訳文の添付)
第二条 法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「令」	第二条 法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「令」
という。) 又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官	という。) 又はこの府令の規定により金融再生委員会又は金融庁長
に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類で、特別の	官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類で、特別
事情により日本語で記載することができないものがあるときは、そ	の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、
の訳文を付さなければならない。	その訳文を付さなければならない。
(外国通貨の換算)	(外国通貨の換算)
第三条 法、令又はこの府令の規定により作成し、内閣総理大臣又は	第三条 法、令又はこの府令の規定により作成し、金融再生委員会又
金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類	は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書
中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を	類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額
本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた換算率を付記しなけ	を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた換算率を付記しな
ればならない。ただし、これらを付記することが困難な場合は、こ	ければならない。ただし、これらを付記することが困難な場合は、
の限りでない。	この限りでない。
第四条(令第三条第十四号に規定する内閣府令で定める取引は、次に(特定資産の範囲)	第四条 令第三条第十四号に規定する総理府令で定める取引は、次に(特定資産の範囲)
掲げるものとする。	掲げるものとする。
一一一一一(略)	一~七 (略)

(令第七条に規定する内閣府令で定める方式等)

第 第三項 て同じ。 五 お て交付される当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類に 益証券である場合には、 となる名称が付されていること、 この項において「転売制限」 格 ることとする。 機関投資家(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第一号に規定する適格機関投資家をいう。 令第七条に規定する内閣府令で定める方式は、 当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されてい)に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下 当該受益証券を取得しようとする者に対し という。 及び受益証券が外国投資信託の受)が付されていることが明白 以下この条に 受益証券に適 第二条 おい

2 すべてを満たす場合とする 令第七条に規定する内閣府令で定める場合は、 次に掲げる要件の

Ξ (略)

受益 証券の記載事項)

第六条 法第五条第六項第十一 号に規定する内閣府令で定める事項は

次に掲げる事項とする

(略)

七条 (金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信託 第八条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める有価

第

令

(令第七条に規定する総理府令で定める方式等)

第五条 益証 格機関投資家 (証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) おいて、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されて て交付される当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類に この項において「転売制限」という。 て同じ。 第三項第 となる名称が付されていること、及び受益証券が外国投資信託の 券である場合には、 令第七条に規定する総理府令で定める方式は、 一号に規定する適格機関投資家をいう。 に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制 当該受益証券を取得しようとする者に対し)が付されていることが明 以下この条にお 受益証券に 限 第二条 **(**以 白 下 ŀ١

2 ることとする。 令第七条に規定する総理府令で定める場合は、 次に掲げる要件

すべてを満たす場合とする

の

_ ≤ = へ 略

(受益証券の記載事項)

第六条 法第五条第六項第十一号に規定する総理府令で定める事項 は

次に掲げる事項とする。

--

へ 略

へ 金 銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信

第七条 令 第八条第一号及び第二号に規定する総理 府令で定める有 価

証券は、 第二十五条第一項第一号イから八までに掲げる有価証券と

す る。

2 . (略)

投資信託委託業等の認可に当たり審査の対象となる使用人)

第 九条 当 該認可を受けようとする者の投資信託委託業又は投資法人資 令第九条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める者は 次長、 課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わ

投資信託委託業等の認可申請書の様式)

な

いものを除く。

の委任を受けたものとする。

事項(投資者の利益を損なうおそれの

産運用業に関するある種類の

第 十 IJ 作成した認可申請書及びその添付書類を、 法第六条の認可を受けようとする者は、 金融庁長官を経由して 別紙様式第一号によ

投資信託委託業等の認可申請書の添付書類)

閣総

理大臣に提出しなければならない。

第十一条 掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、 申請の日前三月以 次に

+ = (略) 内に作成されたものに限る。)とする。

2 ŀ١ る者が、 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の事業を現に営んで 法第六条の認可を受けようとする場合には、 法第八条第

> 証券は、 第二十五条第一 項第一号イから八までに掲げる有価証券と

す る。

略)

2

. 3

(投資信託委託業等の認可に当たり審査の対象となる使用人)

第

令

九条 ず、 ないものを除く。 産運用業に関するある種類の事項(投資者の利益 部 当該認可を受けようとする者の投資信託委託業又は投資法人資 長、 次長、 第九条第一号及び第二号に規定する総理府令で定める者は 課長その他いかなる名称を有する者であるかを問 の委任を受けたものとする。 を損なうおそれ

ゎ

(投資信託委託業等の認可申請書の様式)

第十条 金融再生委員会に提出しなければならない IJ 作 成した認可申請書及びその添付書類を、 法第六条の認可を受けようとする者は、 金融庁長官を経由し 別紙様式第一 号によ

(投資信託委託業等の認可申請書の添付書 類)

第十一条 掲げる書類 (官公署が証明する書類の場合 内に作成されたものに限る。 法第八条第二項に規定する総理府令で定める書類は、)とする。 に İţ 申請の日前三月以 次に

5 + 略

2 しし る者が、 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の事業を現に営ん 法第六条の認可を受けようとする場合には、 法第八条第

ほか、 二項に規定する内閣府令で定める書類は、 業の沿革及び内容並びに最近の三営業年度の貸借対照表 当該法第六条の認可を受けようとする者が現に営んでいる事 前項各号に掲げる書類の 損益計算 ほか、 二項に規定する総理府令で定める書類は、 業の沿革及び内容並びに最近の三営業年度

(略)

及び利益の処分又は損失の処理に関する書類とする。

3

(業務方法書の記載事項等)

第十二条 法第八条第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は

次に掲げる事項とする。

(略)

(投資信託委託業等の認可に係る予備審査)

第十三条 びに第三項及び前三条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を 法第六条の認可を受けようとする者は、 法第八条第二項並

経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(審査の具体的基準)

十四条 たっては、 が法第九条第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当 内閣総理大臣は、 次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければなら 法第八条第一項の規定による認可の申請

ない。

(略)

(業務方法書の記載事項等)

3

(略)

書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類とする。

当該法第六条の認可を受けようとする者が現に営んでいる事

の貸借対照表、

損益計

前項各号に掲げる書類

第十二条 法第八条第三項第四号に規定する総理府令で定める事項

次に掲げる事項とする。

八

(略)

(投資信託委託業等の認可に係る予備審査)

第十三条 経由して金融再生委員会に提出して予備審査を求めることができる びに第三項及び前三条に定めるところに準じた書類を金融庁長官 法第六条の認可を受けようとする者は、 法第八条第二項 を

審 査の具体的基準)

第 十四四 当たっては、 請が法第九条第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに 条 金融再生委員会は、 次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければ 法第八条第一項の規定による認可の

な

8

5

ない。

、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。 ることができる知識及び経験並びに十分な社会的信用については一 法第九条第一項第二号に規定する業務を公正かつ的確に遂行す

イ~二 (略)

(略)

(令第十一条に規定する使用人)

益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする該信託財産の運用を行う部門に関するある種類の事項(投資者の利、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当第十五条(令第十一条第三号に規定する内閣府令で定める者は、部長

うおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。の引受けを行う部門に関するある種類の事項(投資者の利益を損な、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該信託・ 令第十一条第四号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長

、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。ることができる知識及び経験並びに十分な社会的信用については二善法第九条第一項第二号に規定する業務を公正かつ的確に遂行す

イ~二 (略)

朩 理 法 府 られること。 あっては、 規則の制定及び管理体制の整備が適切になされていると認 令 運用の指図又は運用を行う資産に有価証券が含まれる場合に 人関係情報をいう。)について、その管理責任者の選任、 (昭和四十年大蔵省令第六十号)第四条第九号に規定する 法人関係情報(証 券会社の 行為規制等に関 する総理 め

へ (略)

(令第十一条に規定する使用人)

益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする該信託財産の運用を行う部門に関するある種類の事項(投資者の利、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当第十五条 令第十一条第三号に規定する総理府令で定める者は、部長

うおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。の引受けを行う部門に関するある種類の事項(投資者の利益を損な、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該信託2)令第十一条第四号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長

(令第十三条に規定する使用人)

十六条 け 項 委託業又は投資法 問 者 たものとする 投 資者の 部 長、 法に相当する 令第十三条第一号及び第二号に規定する内閣 利益 次 長 人資産 を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受 課 外国の 長その他 運用 業に相当する業に関するある種 法令により当該外国において投 ١J かなる名称を有する者であ 府 令で定 類 資 る 信託 つめる の事 かを

- 2 玉 の 部 を に 関 す る 兼営 の法令により当該外国において信託業又は信託業務に相当する業 信 第十三条第三号及び第四 託業法 (大正十一年 次長、 等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)に相当する外 ある の 委任を受けたものとする。 種 課長その他 類 の事 項 法律第六十五号) 又は金融機関の信 ١J (投資者の利益を損なうおそれのない か 号に規定する内閣府令で なる名称を有する者であるかを問わず 定める 託 者 もの 業務 は
- 類 す 兀 に 任 る 係る投資顧 受け 投 該 長その他 、第十三条第五号に規定する内閣府令で定める者は、 事 項 外国に 以下「 資 顧問 たものとする へ 投 資者 業 お 投 問 11 を いて投資顧問 資顧問 業 かなる名 いう。 の利益 の規制等に関する法律(昭和六十一年法律 『業法』 以下同じ。 称を有する者であるかを問わず、 を 損なうおそ 業(投資顧問業法第二条第二項に規定 という。)に相当する外国 れのないものを除く。 に相当する業に関するある種 部長、 の法令によ 有 [価証券 第 次長 の委 七十

3

(令第十三条に規定する使用人)

第

十六条 項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。 問 者は、 け 委託業又は投資法人資産運用業に相当する業に関す らわず、 で、 たものとする。 部 法に相当する外国の法令により当 長 令 第十三条第一号及び第二号に規 次長、 課長その他い かなる名称 1該外国 定 する を有す に 総 おい 理府 るある種 る者で の委任を 令 て '投資信 あ で 類の るか 定め を 託

に関 玉 の 部 を 除く。 長、 の 信 兼営等に関する法律 令第十三条第三号及び第四号に規定する す 法令により当該外国において信託業又は信託業務に相当する 託業法 (大正十一 次長、 るある種類の事項 の 課長その他いかなる名称を有 委任を受けたものとする。 年法律第六十五号) 又は金融 (昭和十八年法律第四十三号) (投資者の 利益を損なうおそれの する者で 総 理府 令 機関の で定 あるか に 相当する め ない 信 を問わず る者は 託業 も 務

2

- 3 四 類 す IJ に 任 る投 の 当 号。 係 課 令 を 事項 第十三条第五号に規定する総理府令で定める 受けたものとする。 該外国に る投資顧問業 長その他 以下「 資顧問業をい 投 投資顧問業法」 資者の利益を損なうおそれの お ١J いて投資顧問業(投資顧問 かなる名称を有する者であるかを の う。 規制等に関する法律 以下同じ。 という。 に に 相 昭昭 な 当する業 業法第二条第二項 相当する 和六十一 しし も の 問わず、 者 外 国 を除く。 に関する ば 年 の 法 部 2律第七 法 有 長 に規 価証 ある 令に の 次 委 + 券
- 4 令第十三条第八号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長

4

、第十三条第八号に規定する

内閣府令

で定める者は、

部長、

次長

も 該 投 る る に 外国 の 法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業をいう。 係る事業の 課長そ を 顧 除く。 関 に 問 の他 する おいて商品投資顧問業(商品投資に係る事業の規制に関す 業に関する部分に限る。 あ 規 ١١ の委任を受けたものとする。 る種類 制 かなる名称を有する者であるかを問わず、 に関する法律 (平成三年法律第六十六号) (商品 の事項 (投資者の利益を損なうおそれのない $\overline{}$ に相当する外国の法令により当) に相当す 商 品 投資

5 の 業 第二条第四項 ょ 定 共同 に関するある種類の事項 を除く。 当 長その他い 、第十三条第九号に規定する内閣府令で定める者は、 事業法 該外国において不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法)の委任を受けたものとする に規定する不動 (平成六年法律第七十七号)に相当する外国の かなる名称を有する者であるかを問わず、 (投資者の利益を損なうおそれのないも 産特定共同事業をいう。)に相当する 部長、 不 動 法 令に 次長 産特 5

(掲示すべき標識の様式)

紙様式第七号によるものとする。第二十条 法第十一条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別

(顧客分別金信託の要件)

すべてを満たさなければならない。 託」という。)について、投資信託委託業者は、次に掲げる要件の第二十三条 令第十五条第二項に規定する信託(以下「顧客分別金信

もの に係 る業に関する る法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業 該外国において商品投資顧問業(商品投資に係る事業の規制 投資顧問業に関する部分に限る。 課 を除く。 る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号) 長その 他)の委任を受けたものとする。 ある種類の事項 いかなる名称を有する者であるかを問 (投資者の利益 に相当する外国 を損なうおそれのな ^余をい う。 わず、 の法令に に 商 (商品 相当 に関 より 品投 す 当 資

業に の 第二条第四項 より当該外国において不動産特定共同事業 定共同事業法 を除く。 課 令第十三条第九号に規定する総理府令で定める者は、 関 長その他 するある種類の事項(投資者の利益 の委任を受けたものとする。 に規定する不動産特定共同事業をい (平成六年法律第七十七号)に相当す いかなる名称を有する者であるかを問わず、 を損なうおそれのない (不動 う。 産特定共同事業法 る外国 に 部 長 相当する の 不動産 法令に 次 も 特

(掲示すべき標識の様式)

紙様式第七号によるものとする。第二十条 法第十一条第一項に規定する総理府令で定める様式は、

別

顧客分別金信託の要件)

第二十三条 す 託」という。 べてを満たさなければならない 令)について、 第十五条第二項に規定する信 投資信託 委託業者 託 は (以下「 次 に掲げ 顧 客 る要件 分別金 の

| ~ 三 (略)

をした金銭信託とする場合は、この限りではない。する場合を含む。以下同じ。)の規定により元本の補てんの契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用限るものとすること。ただし、顧客分別金信託を信託業法第九条四 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用は、次の方法に

・ 次に掲げる有価証券の保有

(1) (2) (**略**)

第三十二号)第二十一条第二号イから八までに規定する証券(3) 証券会社に関する内閣府令 (平成十年総理府令・大蔵省令

投資信託の受益証券

口・八 (略)

2 (略)

五~十三

(略)

(令第十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合)

第二十四条(令第十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、

次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(令第十七条第一号口等に規定する内閣府令で定める取引等)

第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する内閣府令第二十五条(令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、

一~三 (略)

四 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用は、次の方法に

する場合を含む。以下同じ。)の規定により元本の補てんの契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用限るものとすること。ただし、顧客分別金信託を信託業法第九条

をした金銭信託とする場合は、この限りではない。

- 次に掲げる有価証券の保有

(1) (2) (**略**)

(3) 証券会社に関する総理府令 (平成十年総理府令・大蔵省 <

投資信託の受益証券第三十二号)第二十一条第二号イから八までに規定する証

ロ・ハ (略)

五~十三 (略)

2 (略)

(令第十六条第六号に規定する総理府令で定める場合)

第二十四条 令第十六条第六号に規定する総理府令で定める場合は、

次に掲げる場合とする。

| -- | (略)

(令第十七条第一号口等に規定する総理府令で定める取引等)

第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する総理府令第二十五条(令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、

で定める取引は、 S 兀 (略) 次に 掲 げる も のとする。 で定める取引は、 S 兀 略) 次に掲げるものとする。

2

(略)

第二十六条 令第十九条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める 第二(令第十九条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める資産等) (

2

略)

値は、当事者で取り決めた者の信用状態に係る事象とする。2~令第十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定める指数又は数

資産は、

オプション取引に係るものとする。

(委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為)値は、当事者で取り決めた者の信用お見に係る事象とする

2~5 (略) 為は、次に掲げる行為とする。

第二十七条

法第十五条第一項第

六号に規定する内閣府令で定める行

(関係親法人等又は他の法人等に準ずる者)

第二十八条 Ŕ 超える株式(議決権のあるものに限る。 る る 又は出資を一の法人その他の団体 (以下この条において「法人等 ものに限る。 ものに限る。 同号イの(4)に規定する関係親法人等の発行済株式 (議決権 令 第二十条第一号イの(4)に規定する内閣府令で定める者 次項において同じ。 以下この条において同じ。)の総数又は出資(議決権のあ 以下この条において同じ。)の総額の百分の五十を のあ

という。

)又は当該法人等及びその関係子法人等 (同号イの)(同

(令第十九条第一項第十一号に規定する総理府令で定める資産等)

第二十六条 令第十九条第一項第十一号に規定する総理府令で定め

資産は、

オプション取引に係るものとする。

値は、当事者で取り決めた者の信用状態に係る事象とする。2(令第十九条第二項第四号に規定する総理府令で定める指数又は数

(委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為)

為は、次に掲げる行為とする。第二十七条(法第十五条第一項第六号に規定する総理府令で定める行

2~5 (略)

(関係親法人等又は他の法人等に準ずる者)

第二十八条 超える株式(議決権のあるものに限る。 ıά る るものに限る。 又は出資を一の法人その他の団体 (以下この条において「法人等 という。 ものに限る。 同号イの(4)に規定する関係親法人等の発行済株式)又は当該法人等及びその関係子法人等 令第二十条第一号イの(4)に規定する総理府令で定 以下この条において同じ。 次項において同じ。 の 以下この条において同じ。 総 |数又は出資 (議 の総 額 (同号イの(6)に の百分の五十を へ 議 設決権の 決 権の める あ あ

いる場合における当該法人等とする。人(仮設人を含む。次項において同じ。)の名義をもって所有して規定する関係子法人等をいう。次項において同じ。)が自己又は他

を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の「行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の発」2 令第二十条第一号イの⑥に規定する内閣府令で定める者は、関係 2

(投資口等の募集の取扱い等に係る投資口等の合計額

法

人等とする

第三十条 投 て 者 用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の る額とする。 資口又は投資法 を行う者が直近二営業年度において当該募集の取扱い等を行っ 内閣府令で定めるところにより計算した額は、 該募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計 令第二十条第四号に規定する投資信託委託業者が資 人債 仮の合計 額 の 一 営業年度当たりの平均額 募集の取扱い等を行う 当該募集の取扱い に相当 額 産 とし 一の運

資法人債の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とするは、当該投資法人が直近二営業年度において発行した投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額2(令第二十条第四号に規定する投資法人が発行を行う投資口又は投

人(仮設人を含む。次項において同じ。)の名義をもって所有し規定する関係子法人等をいう。次項において同じ。)が自己又は

いる場合における当該法人等とする。

法人等とする。 を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の発金第二十条第一号イの(6)に規定する総理府令で定める者は、関係

(投資口等の募集の取扱い等に係る投資口等の合計類

第三十条 投資口又は投資法人債の合計額の一営業年 用を行う投資法人の投資口又は投資法人債 する額とする。 等を行う者が直近二営業年度において当該募集の取扱い等を行っ て総理府令で定めるところにより計算した額は、 者が当該募集の取扱い等を行う投資口又は 令第二十条第四号に規定する投資信託委託 1. 投資法 度当たり の募集の取扱い等を行う 当該募集 人債の合 の平均 業者が 額 の 計 資 取扱 産の に相 額とし

資法人債の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とするは、当該投資法人が直近二営業年度において発行した投資口又は投資法人債の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額2 令第二十条第四号に規定する投資法人が発行を行う投資口又は投

第三十一条 (利害関係人等との間の取引が禁止される行為) 法第十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める行

一~四 (略)

為は、

次に掲げる行為とする。

(同一の法人の発行する株式の取得割合)

第三十二条 法第十六条第二号に規定する内閣府令で定める率は、 百

(指定資産)

分の五十とする。

第三十三条 法第十六条の二第一項 (法第四十九条の十一において準 用する場合を含む。 に規定する内閣府令で定める資産は、 次に掲

七 (略) げる資産とする。

合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、 法第十六条の二第一項 (法第四十九条の十一において準用する場 次に掲げる行為

一~十二 (略)

る特定資産(法第十六条の二に規定する特定資産をいう。 合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、 に応じ、当該各号に掲げる事項とする。 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一において準用する場 次の各号に掲げ)の種類

一~十八 (略)

利害関係人等との間の取引が禁止される行為

第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する総理府令で定める行

為は、次に掲げる行為とする。

— 〈 四 (略)

同 一の法人の発行する株式の取得割合)

第三十二条 法第十六条第二号に規定する総理府令で定める率は、 百

(指定資産)

分の五十とする。

第三十三条 用する場合を含む。 法第十六条の二第一項 (法第四十九条の十一において)に規定する総理府令で定める資産は、 次に掲

げる資産とする。 一~七 (略)

2 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一において準用する場

合を含む。)に規定する総理府令で定める行為は、 次に掲げる行

- ~ 十二 (略)

3 る特定資産(法第十六条の二に規定する特定資産をいう。 合を含む。 法第十六条の二第一項 (法第四十九条の十一において準用する場)に規定する総理府令で定める事項は、 次の各号に掲げ)の種類

一~十八 略 に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(指図行使すべき株主権等)

第 三 十 権 に 利は、 基づく株主の 条第一項、 끄 商法第二百八十条ノ十、 法第二十二条第一 第四百八条ノ三第 権利とする 項に規定する内閣 項及び第四百十五条第一 第三百四十九条第一項、 府令で定める 項 第三百八 の規定 株 主の

- 2 項 法 頂 第三百 にお 法第百四十一条第 規定に基づく権利、 `第二十四 の 規定に基づく ١J て準用 八十条第 条第一号に規定する する商法第四百八条ノ三第一項及び第四百十五条第 項 権利 — 項 の規定に基づく権利並びに法第百五十条第一 にお とする。 法第百四十二条第一 いて準用する商法第三百四十九条 内閣府令で定める投資主の 項におい て準用する商 権 利は 第
- 3 兀 兀 権 び 利 に おい 第十 は 条第一 利 + 应 並 第二十四 - 四条に び 協同組織 τ 項の規定に基づく権利並びに優先出資法第二十一条第三項 準 に優先出資法第二十一 甪 以下この項に する おい 条第二号に規定する 金融機 て準 商法第三百八十条第一 甪 関 する お の優先出資に関する法律(平成五年 ١J て 商 条第二項において準用する商 法第二百八十条ノ十の規定に基づく 優先出資法」という。 内閣府令で定める優先出資者 項の規定に基づく権利とす)第六条及 法第百 法 I の 権 律第
- 権 この号に は、 第二十四 おい 資産の 条第三号に規定する て 流動化に関する法律(平成十 資 産 流 動化 法 ح 11 内閣府 う。 令で定める 第四十 年法律第百五号。 九条におい 優先出資社員の て準 以 下

4

る。

指図行使すべき株主権等)

第 十条第 権 利 三 十 に基づく株主 かは、 兀 条 項、 商法第二百八十条ノ十、 法第二十二条第一項に規定する 第四百八条ノ三第一 の権利とする。 項及び第四百十五条第一 第三百四)総理府 十九条第一 令 で定 項、 んめる 第三百 項 株主 の 規 定 八

項に 法第三百八十条第一 項 項 の 令 法 の規定に基づく権利とする おいて準用する商法第四百八条ノ三第一項及び第四百十五条 規定に基づく 第百四十一 第二十四条第一号に規定する総理府令で定める 条第一項において準用する商 権利、 項の規定に基づく権利 法第百四十二 条第一 並びに 項に 法第三百四十 法 お いて準 投資 第百五十条第 主 用 九 の する 条第 権 利 商

2

- 3 四十四 る。 にお 四 権 利 び 利 I条 第 ij 第十四条に 令 第二十四 ١J 並 て準 号。 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五 びに優先出資法第二十一 項の規定に基づく権利並びに優先出資法第二十一条第三項 用 以下この項において「 おい 条第二号に規定する する商法第三百八十条第一項 て準用する商法第二 条第二 優先出資法」という。 総理府令で定める優先出 項 一百八十条ノ十 E の規定に基づく権利とす お いて 準用する商法第 の規定)第 に基づく 年法律 資 者の 六条 第
- 4 この 権 利 令 は、 号 第二十 に 資 産 お ١J 兀 て の流動化に関する法律(平成十年法 条第三号に規定する総理府令で 資産流動化法」 という。 第 四 定め (律第百 + る 九条に 優 先出 五号。 お 資社員 ١J 以 て

用する 商 法第二百八十 ١J 条 て準 ノ十の規定に基づく権利及び資産流 用する商法第三百八十条第一 項 の規定 動 化法

第百十八条第三項にお

に基づく権利とする。

投資信 託約款の記載事項)

第三十五条 る事項は、 次に掲げるものとする。 法第二十五条第一項第十八号に規定する内閣府令で定め

六 (略)

投資信 託約款の記載事項の細目)

第三十六条 法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定める細目は 次の各号に掲げる事項に応じ、 当該各号に定める細目とする。

5 (略)

直接 募集に係る取引報告書の記載事項等

第 三十七条 (略)

2

て当 取得する場合であって、 規定する内閣府令で定めるものは、 て当該受益証券に係る委託者指図型投資信託の受益証券を新たに 法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に 該 関する当該顧客からの照会に対して、 取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、 当該受益証券を新たに取得し 受益証券から生ずる収益金 速やかに回答できる体 た顧客 かつ、 に対し 個 I 別 の ーをも

制

が整

備されているものとする

第 百 用する商法第二百八十条ノ十の規定に基づく権利及 十八条第三項において準用する商法第三百八十条第一 び資産 項 流 の 動 化 規 定 法

に基づく権利とする。

へ 投 資信託約款の記載事項)

第三十五条 法第二十五条第一項第十八号に規定する総理府令で定

<u>_</u> 六 略 る事項は、

次に掲げるものとする。

(投資信託約款の記載 事項の細目)

第三十六条 法第二十五条第三項に規定する総理府令で定める細目

5 + (略)

次の各号に掲げる事項に応じ、

当該各号に定める細目とする。

(直 接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第三十七条 (略)

2 制が 取 規定する総理府令で定めるものは、 て当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知 引に関する当該顧客からの照会に対して、 得する場合であって、 て当該受益証券に係る委託者指図型投資信託の受益証券を新たに 法第二十七条において準用する証券取引法第四 整備されているものとする 当該受益証券を新 受益証 がたに取 券から生ずる収益金を 速やか 得し + ŕ に回 かつ、 条ただし書に た顧客 答できる 個別 に対し

2 第三十八条 第三十九条 四十条 二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、 合とする。 第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、 の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼ いて「代表者等」という。)が、 につき、投資信託委託業者の代表者、 5 (直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合) (直接募集に係る事故) (直接募集に係る禁止行為) 一・二 (略) 項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、 たものとする。 (次条、 略) 四 五 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二 (略) (略) 第四十二条、 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第 第八十七条、第八十八条及び第九十条にお 当該投資信託委託業者の直接募集 代理人、使用人その他の従業 直接募集に係る取引 次に掲げる行為と 次に掲げる場 2 第四十条 第三十八条 第三十九条 第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、 二第三項に規定する総理府令で定めるものは、 合とする。 一 { 五 し の業務に関し、 いて「代表者等」という。 者(次条、第四十二条、 につき、投資信託委託業者の代表者、代理人、 直 直 一項第九号に規定する総理府令で定める行為は、 (直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合) _ { 四 たものとする (略) 接募集に係る事故) 接募集に係る禁止行為) 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二 (略) (略) (略) 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条 次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼ 第八十七条、) が、 当該投資信託委託業者の直接募集 第八十八条及び第九十条にお 使用人その他 直接募集に係る取 次に掲げる行為と 次に掲げる場

の従

引

3 2 第四十五条 第四十三条 第四十二条 二第五項に規定する内閣府令で定める書類は、 二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとす 客は、次に掲げるものとする。 ಠ್ಠ 一 〈 六 (令第三十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める顧客) (直接募集に係る確認申請書の記載事項) 一・二 (略) (直接募集に係る確認申請書の添付書類) ・二 (略) 投資信託約款の重大な内容の変更) 第三十三条第一 令第三十条第三項第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は 令五十七条第三号から第五号までに掲げるものとする 令第三十条第三項第六号に規定する総理府令で定める金融機関は (略) 令第三十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める顧 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の 項第一号に掲げる有価証券以外のものとする。 次に掲げるものとす 3 2 第四十五条 第四十三条 第四十二条 客は、次に掲げるものとする。 ಕ್ಕ 二第五項に規定する総理府令で定める書類は、 直 ಠ್ಠ 二第五項に規定する総理府令で定める事項は、 (令第三十条第二項第五号に規定する総理府令で定める顧客) - 六 (直接募集に係る確認申請書の記載事項) (投資信託約款の重大な内容の変更) 一・二 (略) -= 第三十三条第一項第一号に掲げる有価証 令五十七条第三号から第五号までに掲げるものとする。 令第三十条第三項第六号に規定する総理府令で定める金融機関 令第三十条第三項第一号に規定する総理府令で定める有価証券は 接募集に係る確認申請書の添付書類) (略) (略) 令第三十条第二項第五号に規定する総理府令で定める 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の 券以外のものとする。 次に掲げるものとす 次に掲げるものとす

第四十六条 る信託の運用に関する事項については、 こととなるものとする。 約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせる 並びに第三十五条各号に掲げる事項の変更であって、 が重大なものとして内閣府令で定めるものは、 第二号、 第五号から第十一 法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容 ただし、 号まで及び第十三号から第十五号 法第二十五条第 次に掲げるものとする。 法第二十五条第一号 一項第六号に掲げ 当該投資信託 まで

第五十一 三十条第二項に規定する期間が一月を下らないこととすることが困 に照らし、 る場合は、 条 真にやむを得ない事情が生じている場合であって、 投資信託契約の解約をしようとする投資信託財産の状態 法第三十二条第二項ただし書に規定する内閣府令で定め 法第

投資法人の資産の運用に係る禁止行為)

難な場合とする

第五十二条 法第三十四条の三第一 項第八号に規定する内閣府令で定

五 (略) める行為は、次に掲げる行為とする。

2 へ 略

五十三条 利害関係人等との間の取引が禁止される行為) 法第三十四条の三第二

第

第四十六条 こととなるものとする。 る信託の運用に関する事項については、 約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせる 並びに第三十五条各号に掲げる事項の変更であって、 が重大なものとして総理府令で定めるものは、 第二号、 第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号ま 法第三十条第一項に規定する投資信託約 ただし、 法第二十五条第一項第六号に掲げ 次に掲げるものとする。 法第二十五条第一号 款の変更の内 当該投資信 で 託

六 へ 略

(略)

第五十一条 難な場合とする。 三十条第二項に規定する期間が一月を下らないこととすることが に照らし、 る場合は、 投資信託契約の解約をしようとする投資信託財産の状 真にやむを得ない事情が生じている場合であっ 法第三十二条第二項ただし書に規定する総理府令で定 て、 法 木 態

(投資法人の資産の運用に係る禁止行為)

第五十二条 める行為は、次に掲げる行為とする。 法第三十四条の三第一項第八号に規定する総理府令で

定

一 { 五 (略)

2 (略)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

|項第五号に規定する内閣府令で定 第五十三条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する総 理 府 令で定

第五十六条 法第三十四条の六第一項第二号に規定する内閣府令で定 第五十五条 3 2 第五十四条 2 る。 Ŕ る者とする。 する者として内閣府令で定める者は、 める事項は、 める行為は、次に掲げる行為とする。 三十三条第三項各号に掲げる事項とする。 (書面の交付) 一・二 (略) (資産保管会社の利害関係人等) (特定資産の価格の調査等) 法第三十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、 法第三十四条の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項 (略) 兀 次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める事項とす 第三十三条第二項各号に掲げる行為とする。 (略) (略) 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有 法第三十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める行 次に掲げる事項とする。 次の各号のいずれかに該当す 第 第五十六条 第五十四条 2 第五十五条 3 2 Ŕ _ _ = 為は、 る める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二 (略) る者とする。 する者として総理府令で定める者は、 — 〈 四 める行為は、次に掲げる行為とする。 (書面の交付) 三十三条第三項各号に掲げる事項とする。 (特定資産の価格の調査等) (資産保管会社の利害関係人等) 法第三十四条の四第一項に規定する総理府令で定める事項は、 法第三十四条の六第一項第四号に規定する総理府令で定める事項 (略) 次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める事項とす 第三十三条第二項各号に掲げる行為とする。 (略) (略) 法第三十四条の六第一項第二号に規定する総理府令で定 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を 法第三十四条の四第一項に規定する総理府令で定める行 次の各号のいずれかに該当す

第

必要な事項に関することとする。
及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日3)令第三十五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、

及び当該地上権を特定するために必要な事項に関することとする。価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日4.令第三十五条第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、

(令第三十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める顧客)

顧客は、次に掲げるものとする。第五十七条(令第三十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める

一・二 (略)

(誇大広告をしてはならない事項)

条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とす五十九条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十三

 ಠ್ಠ

(資産運用委託契約締結前の書面の交付

第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする第六十条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十四条

及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日3)令第三十五条第三項第一号に規定する総理府令で定める事項は、

価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日4(令第三十五条第三項第二号に規定する総理府令で定める事項は、

必要な事項に関することとする。

及び当該地上権を特定するために必要な事項に関することとする。価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日

(令第三十六条第一項第五号に規定する総理府令で定める顧客)

顧客は、次に掲げるものとする。第五十七条(令第三十六条第一項第五号に規定する総理府令で定め

る

一・二 (略)

(誇大広告をしてはならない事項)

第五十九条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十三

条第二項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とす

ಕ್ಕ

一~五 (略)

(資産運用委託契約締結前の書面の交付)

る 第四号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする条 第六十条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十四条

2 • 3 ತ್ತ 六十一条 条第七号に規定する内閣府令で定める事項は、 5 資産 七 六 運用委託契約締結 (略) (略) (略) 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五 時の書面の交付) 次に掲げる事項とす 第 2 ತ್ತ 条第七号に規定する総理府令で定める事項は、 六十一条 (資産運用委託契約締結時の書面の交付) 5 3 七 六 略) へ 略 (略) 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五 次に掲げる事項とす

特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に 特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘 法第三十四条の十第四項に規定する内閣府令で定める書類は、 の業務を兼業する場合の禁止行為) 不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動 法第三十四条の十二第四号に規定する内閣府令で定める 当該不動産特定共同事業契約の締結額 が不動 次 第 2 第 六十五条 他 産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額 をする場合において、 産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧 行為は、 に掲げる書類とする。 六十二条 S 法第三十四条の十第四項に規定する総理府令で定める書類は、 兀 の業務を兼業する場合の禁止行為) 不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動 (略) 法第三十四条の十二第四号に規定する総理府令で定め (略) 当該不動産特定共同事業契約の締結額が不

六十五条

他

行為は、

達しないと見込まれる状況の下で、

当該不動産特定共同事業契約に

達 し

ないと見込まれる状況の下で、

当該不動産特定共同事業契約に

動

産 を 産

する場合において、

2

に掲げる書類とする。

兀

(略)

六十二条

(略)

兼業の認可申請の手続及び認可申請書の添付書類)

2 .

(略)

2

• 3

略)

兼業の認可申請の手続及び認可申請書の添付書類

次

会社に指図する行為とする。係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得することを受託

六十六 て な 額 L١ 価 為は、 取得し、 いと見込まれる状況の下で、 が証券会社である当該投資信託委託業者が予定していた額に達し を行う場合にお 証券の 条 募集若しくは売出し又は募集、 証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社として有 又 は 法第三十四条の十三第四号に規定する内閣府令で定 買い付けることを受託会社に指図する行為とする。 いて、 当該有価証券の取得又は買付けの申込 当該有価証券を投資信 私募若しくは 託財産をもっ 売出し の取 つみの める 扱 第

六十七条 係 達 産 を 産 行 特定共同事業者である当 特定共同事業者として不動 為は、 しないと見込まれる状況の下で、 する場合において、 る匿名組合出資持分を取得する行為とする。 不 動 法第三十四条の十四第四号に規定する内閣府令で定める |産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者 当該不動産特定共同事業契約の締結額 該 投資信託委託業者が予定してい 産特定共同事業契約の締結に係る 当該不動産特定共同事 業 た額に が不動 契約 が 不動 勧誘 に

六十八条 ŀ١ 価 行為は、 を行う場合に 証券の募集若しくは売出し又は募集、 証券業を営んで 法第三十四 おい て、 条の十五第四号に規定する内閣府令で定 当 いる投資信託委託業者が証券会社として有 該 有価証券の取得又は買付けの申込 私募若しくは売出しの取扱 んめる みの

会社に指図する行為とする。係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得することを受

て 取 ない 六十六条 額が証券会社である当該投資信託委託業者が予定し しし 価 行為は、 を行う場合において、 証 得 と見込まれる状況の下で、 券の募集若しくは売出し又は募集、 ŕ 証券業を営んでいる投資信託委託業者が 又は買い付けることを受託会社に指図 法第三十四条の十三第四号に 当該有価証券の取得又は買付けの 当該有価証 2規定 私募若しくは売出しの取 券 する を投資信託 す 証券会社として 総 てい る行為とする。 理府令で定め 財 た額に達 産をもっ 申込み の 扱

第 達しな 六十七条 係る匿名組合出資持分を取得する行為とする 産特定共同事業者である当該投資信 産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の 行為は、 をする場合において、 いと見込まれる状況の下で、 不動産特定共同事業を営んでいる投資信 法第三十四条の十四第四号に規定する 当該不動産特定共同事業契約 託委託 当該不動産特定共同事業契約 業者が予定してい 託 総 の締 締結に係る勧 委託業者 理府令で定め 結 額 が不 が 不 た額 動 動 誘

第 ŀ١ 価 行為は、 六十八条 証 を 行 券の募集若しくは売出し又は募集、 う場合におい 証 券業を営んでいる投資信託委託 法 第三十四条の十五第四号に ヾ 当該有価 証券の 取 私募若しくは売出しの取 規定する 得又は買付け 業者が 証 総理府令で定め 券会社として の 申 込 み 扱

ける行為とする。ないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し、又は買い付額が証券会社である当該投資信託委託業者が予定していた額に達し

(投資信託約款の記載事項)

定める事項は、次に掲げるものとする。第七十六条(法第四十九条の四第二項第十九号に規定する内閣府令で

〜五 (略)

(投資信託約款の記載事項の細目)

目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする第七十七条 法第四十九条の四第四項に規定する内閣府令で定める細

一~十 (略)

(受益証券の記載事項)

第七十八条 法第四十九条の五第二項第十一号に規定する内閣府令で

一・二 (略)

定める事項は、

次に掲げる事項とする。

(令第四十四条第六号に規定する総理府令で定める場合)

、次に掲げる場合とする。第七十九条(令第四十四条第六号に規定する総理府令で定める場合は

額が証券会社である当該投資信託委託業者が予定していた額に達し

ないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し、又は買い

付

ける行為とする。

(投資信託約款の記載事項)

定める事項は、次に掲げるものとする。第七十六条 法第四十九条の四第二項第十九号に規定する総理府令で

|〜五 (略)

(投資信託約款の記載事項の細目)

第七十七条 法第四十九条の四第四項に規定する総理府令で定める!

•

目は、

次の各号に掲げる事項に応じ、

当該各号に定める細目とする

一~十 (略)

(受益証券の記載事項)

| 第七十八条 法第四十九条の五第二項第十一号に規定する総理府令で

定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(令第四十四条第六号に規定する総理府令で定める場合)

、次に掲げる場合とする。

第 第 第 2 2 { 5 八十二条 八十四条 める行為は、 図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところ 八 十 一 八十条 定した委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一営業年度 により計算した額は、 る行為は、 (委託 (利害関係人等との間 (受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額 同一法人の発行する株式の取得割合) たりの平均 令第四十七条第三号に規定する信託会社等が設定する委託者非指 六 兀 条 者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為) (略) 法第四十九条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定め (略) (略) (略) 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定 次に掲げる行為とする 法第四十九条の十一において準用する法第十六条第二号 (略) 次に掲げる行為とする。 額に相当する額とする。 当該信託会社等が直近二営業年度において設 の 取引が禁止される行為) 第八十二条 第八十条 第八十四条 2 第八十一条 2 { — { 四 図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところ (委託 める行為は、次に掲げる行為とする。 当たりの平均額に相当する額とする。 定した委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一営業年 により計算した額は、 る行為は、 (同一法 (利害関係人等との間の取引が禁止される行為) (受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額) 令第四十七条第三号に規定する信託会社等が設定する委託者非 5 六 (略) 者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為) 法第四十九条の九第一項第八号に規定する総理府令で定 (略) (略) 人の発行する株式の取得割合) 法第四十九条の九第二項第五号に規定する総理府令で定 略) 法第四十九条の十一において準用する法第十六条第二号 (略) 次に掲げる行為とする。 当該信託会社等が直近二営業年度において設

度

指

に規定する内閣府令で定める率は、百分の五とする。

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第八十五条 (略)

2 す の照会に対して、 た書類を定期的 該 者 の 受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載し は、 非指図型投資信託の受益証券を新たに取得する場合であって、 る証券取引法第四十一条ただし書に規定する内閣府令で定めるも 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準 受益証券から生ずる収益金をもって当該受益証券に係る委託 に通知し、 速やかに回答できる体制が整備されているものと かつ、 個別の取引に関する当該顧客から 当 甪 2

(直接募集に係る禁止行為)

一・二 (略)

令で定める行為は

次に掲げる行為とする。

(直接募集に係る事故)

令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、信託会社等の代表いて準用する証券取引法第第四十二条の二第三項に規定する内閣府第八十七条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条にお

に規定する総理府令で定める率は、百分の五とする。

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第八十五条 (略)

のは、 す の照会に対して、 た書類を定期的に通知し、 該受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取 者非指図型投資信託の受益証券を新たに取得する場合であって、 る証 法 第四十九条の十一において準用する法第二十七条におい 受益証券から生ずる収益金をもって当該受益証券に係る委 券取引法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるも 速やかに回答できる体制が整備されているものと かつ、 個別の取引に関する当該顧客から 引の内容を記載し て準 託 用

(直接募集に係る禁止行為)

令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 いて準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する総理府第八十六条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条にお

一・二 (略)

(直接募集に係る事故)

第 第 2 八十八条 九十一条 九 で定める書類は、 いて準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令 定める事項は、 て準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で 内 しし 者等が、 5 を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。 (直接募集に係る確認申請書の添付書類) (直接募集に係る確認申請書の記載事項) (直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合) 5 閣府令で定める場合は、 て準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する 略 兀 五 法第四 当該信託会社等の直接募集の業務に関し、 (略) (略) (略) (略) 法 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条にお 第四十九条の十一において準用する法第二十七条にお 次に掲げるものとする。 十九条の十一において準用する法第二十七条におい 次に掲げるものとする。 次に掲げる場合とする。 次に掲げる行為 第 第 2 第 九十条 九十一条 直 ハ十八条 で定める書類は、 いて準用する証券取引法第四十二条の二第 直 5 定める事項は、 て準用する証券取引法第四十二条の二第五 総 いて準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する へ 直 を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。 者等が、 S 理府令で定める場合は、 (略) 接募集に係る確認申請書の添付書類) 六 接募集に係る確認申請書の記載事項) 兀 接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合) 五 当該信託会社等の直接募集の業務に関し、 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条にお (略) 略) 略 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条にお 略 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条に 次に掲げるものとする。 次に掲げるものとする。 次に掲げる場合とする。 五項に規定する総理府 項に規定する総理府令で 次に 掲げる行為

(令第五十二条第四号に規定する内閣府令で定める顧客

九十三条 令第五十二条第四号に規定する内閣府令で定める顧客は

次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第 九十四条 法第四十九条の十一において準用する法第三十条第一項

で定めるものは、 に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令 法第四十九条の四第二項第一号、第三号から第十

げ る事項の変更であって、 当該投資信託約款に係る委託者非指図型 二号まで及び第十四号から第十六号まで並びに第七十六条各号に掲

ただし、 投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。 法第四十九条の四第二項第五号に掲げる信託の運用に関す

る事項については、 次に掲げるものとする。

(略)

外国投資信託の届出等)

第 九十八条 (略)

2 法第五十八条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

5 兀 (略)

げ

る書類とする

3 法第五十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、 次に掲

(令第五十二条第四号に規定する総理府令で定める顧客)

第九十三条 令第五十二条第四号に規定する総理府令で定める顧客は

次に掲げるものとする。

一・二 (略)

資信託約款の重大な内容の変更)

へ 投

第九十四条 法第四十九条の十一において準用する法第三十条第一 項

に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして総理府 第三号から第十

二号まで及び第十四号から第十六号まで並びに第七十六条各号に掲 で定めるものは、 法第四十九条の四第二項第一号、

げる事項の変更であって、 当該投資信託約款に係る委託者非指図

ただし、 投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。 法第四十九条の四第二項第五号に掲げる信託の運用に関

る事項については、 次に掲げるものとする

六 へ 略

(外国投資信託の届出等)

第 九十八条 (略)

2 法 第五十八条第一項第五号に規定する総理府令で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

5 兀 (略)

3 法第五十八条第二項に規定する総理府令で定める書類は、 次に 掲

げる書類とする

五 (略)

外国 投資信託 の信託約款の変更)

第

百条 ŕ 信 款又はこれに類する書類の記載事項の変更であって、 な 外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更の内容が重大 託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。 ものとして内閣 当該外国投資信託 法第五十九条において準用する法第三十条第一項に規定する 府令で定めるものは、 の 運用に関する事項については、 当該外国投資信託の信託約 当該外国投資 次の各号に ただ

六 (略) 掲げるものとする。

規約 の記載事項の細目

百三条 次の各号に掲げる事項に応じ、 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目 当該各号に定める細目とする。 は

七 (略)

投資法人設立届出書の添付書類)

第百五条 (略)

2

げ る書類(官公署が証明する書類の場合には、 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、 申請の日前三月以内

に 作成されたものに限る。 とする。

5 (略)

> S 五 略)

(外国投資信託の信託約款の変更)

第百条 款又はこれに類する書類の記載事項の変更であっ なものとして総理府令で定めるものは、 外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更の内容が重大 法第五十九条において準用する法第三十条第一 当 T該外国 て、 投資信託の信託 項に 当該外国投 規定す 資 約 る

掲げるものとする。

ŕ 信 託

当該外国投資信託

の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。

の運用に関する事項については、

次の各号に

ただ

- 六 (略)

の記載事項の細目)

へ 規

約

第百三条 法第六十七条第五項に規定する総理府令で定める細目は

次の各号に掲げる事項に応じ、 当該各号に定める細目とする!

七 略)

投 資法人設立届出書の添付書類)

百五条 略)

次に掲 2 げる書類 (官公署が証明する書類の場合に に作成されたものに限る。 法 第六十九条第二項に規定する総理府令で定める書類は、) とする İţ 申 請 の日前三月以 次に掲 内

5 七 略)

第 第百十条 第 第 (投資口申込証の記載事項) 百十一条 項は、 百九条 百八条 各号に掲げる投資口の区分に応じ、 る場合を含む。 項 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 一・二 (略) (自己投資口の処分の方法) (執行役員等による調査の対象事項) (設立の際発行する投資口申込証の記載事項の細目) 投資口 ίţ 兀 次に掲げる事項とする。 次に掲げる事項とする。 (略) (略) の端数処理の方法) 法第七十三条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事 法第七十一条第二項第九号に規定する内閣府令で定める事 (略) 法第七十一条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、 法第八十条第三項(法第八十一条第四項において準用す)に規定する内閣府令で定める処分の方法は、 当該各号に定める方法とする。 当該各号に定めるものとする。 次 の 第百十条 第百八条 第百十一条 第 項 は、 投資口申込証 — 〈 匹 項は、 百九条 _ ~ 七 各号に掲げる投資口の区分に応じ、 る場合を含む。 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 -= (自己投資口の処分の方法) (執行役員等による調査の対象事項) (設立の際発行する投資口申込証の記載事項の細目) (投資口の端数処理の方法) 次に掲げる事項とする。 次に掲げる事項とする。 (略 法第七十三条第一項第三号に規定する総理府令で定める事 (略) 法第七十一条第四項に規定する総理府令で定める細目は、 法第七十一条第二項第九号に規定する総理府令で定める (略) (略) 法第八十条第三項 (法第八十一条第四項において準用す の記載事項))に規定する総理府令で定める処分の方法は、 当該各号に定める方法とする。 当該各号に定めるものとする。 次の

第 第百十二条 2 百十五条 百十四条 百二十三条 げる事項とする。 っては、 げる者とする。 支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、 事項は、 に掲げる投資口の区分に応じ、 する場合を含む。 (投資口 一・二 (略) 一 九 (監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者) 法第八十八条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、 当該投資法人の営業期間 投資口の分割の通知) 三(略) 兀 六月)とする。 の分割に関する規約の記載事項 (略) 次に掲げる事項とする。 (略) 法第八十八条第三項に規定する内閣府令で定める期間は 法第八十六条第一項 (法第八十七条第六項において準用 法第八十八条第二項第三号に規定する内閣府令で定める 法第百)に規定する内閣府令で定める方法は、 一条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に (営業期間が六月を超える投資法人にあ 当該各号に定める方法とする。 次の各号 次に掲 次に掲 第百十二条 第百二十三条 2 第百十五条 第百十四条 _ ≤ = げる事項とする。 っては、六月)とする。 する場合を含む。 げる者とする。 支障を来すおそれがある者として総理府令で定めるものは、 へ 監 5 事項は、 一・二 (略) に掲げる投資口の区分に応じ、 一 ~ 九 (投資口の分割に関する規約の記載事項) 当 投資口の分割の通知) 法第八十八条第三項に規定する総理府令で定める事項は、 督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者) 該投資法人の営業期間 (営業期間が六月を超える投資法人にあ 兀 (略) (略) 次に掲げる事項とする。 略) 法第八十八条第三項に規定する総理府令で定める期間 法第八十八条第二項第三号に規定する総理府令で定める 法第八十六条第一項 (法第八十七条第六項において準用 法第百一条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に)に規定する総理府令で定める方法は、 当該各号に定める方法とする。 次の各号 次に掲 次に掲

投資法人のその他 般事務)

第百二十四条 (略)

2 げる事務とする。 法第百十一条第六号に規定する内閣府令で定める事務は、 次に掲

一 〈 八 (略)

3 • 4 (略)

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第百三十二条 法第百六十三条第一項において準用する法第百一条第

六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある

者として内閣府令で定めるものは、 次に掲げる者とする。

5 九 (略)

投資法人の登録申請書の記載事項)

百三十五条 法第百八十八条第一項第七号に規定する内閣府令で定

める事項は、 次に掲げる事項とする。

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第百三十六条 法第百八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定

める書類は、 次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、

申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

(投資法人のその他一 般事務

第百二十四条 (略)

2 法第百十一条第六号に規定する総理府令で定める事務は、 次に

掲

げる事務とする。

一 〈 八 (略)

3 • (略)

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第百三十二条 法第百六十三条第一項において準用する法第百一条

六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがあ

者として総理府令で定めるものは、 次に掲げる者とする。

一 ~ 九 (略)

(投資法人の登録申請書の記載事項)

第百三十五条 法第百八十八条第一項第七号に規定する総 理府

令で定

める事項は、 次に掲げる事項とする。

一 ~ 九 (略)

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第百三十六条 法第百八十八条第二項第四号に規定する総理府令で定

める書類は、 次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、

申 請の日前三月以内に作成されたものに限る。 とする

一~十三 (略)

(同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合)

は、百分の五十とする。第百四十二条 法第百九十四条第二号に規定する内閣府令で定める率

(令第九十六条第七号に規定する総理府令で定める場合)

第百四十三条 令第九十六条第七号に規定する内閣府令で定める場合

一・二 (略)

ıτ

次に掲げる場合とする

(投資証券の募集等に係る取引報告書の記載事項)

第百四十四条 (略)

に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券の投資口から生ずる 2 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書 2

資口を取得する場合であって、当該投資口に係る投資証券を新たに分配金をもって当該投資証券に係る投資法人の新たに発行される投

知し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に通

(投資証券の募集等に係る禁止行為)

ゃ

かに回答できる体制が整備されているものとする。

| 第百四十五条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二

| ~ 十三 (略)

(同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合)

第百四十二条 法第百九十四条第二号に規定する総理府令で定める率

は、百分の五十とする。

(令第九十六条第七号に規定する総理府令で定める場合)

第百四十三条 令第九十六条第七号に規定する総理府令で定める場合

は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(投資証券の募集等に係る取引報告書の記載事項

第百四十四条 (略)

に規定する総理府令で定めるものは、投資証券の投資口から生ずる

法第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし

資口を取得する場合であって、当該投資口に係る投資証券を新たに分配金をもって当該投資証券に係る投資法人の新たに発行される投

知し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に通

やかに回答できる体制が整備されているものとする。

(投資証券の募集等に係る禁止行為)

| | 第百四十五条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二

2 同じ。 百四十七条 百四十六条 げ 条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、 顧客に損失を及ぼしたものとする。 の う投資証券の募集等又は特定投資信託委託業者等が行う投資証券等 託委託業者等をいう。 画 等又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引につき、 条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、 為とする。 条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、 (投資証券の募集等に係る事故) 一・二 (略) S 投資証券の募集等に係る金融庁長官の事故確認が不要の場 募集の 人等(法第百九十七条に規定する特定設立企画人等をいう。 る場合とする。 略 兀 五 又は特定投資信託委託業者等(同条に規定する特定投資信 取扱い等の業務に関し、 (略) (略) 法第百九十七条に 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二 以下同じ。 お 次に掲げる行為を行うことにより いて準用する証券取引法第四十二 が、 当該特定設立企画人等が行 投資証券の募集 次に掲げる行 特定設立企 合) 次に掲 以 下 2 第百四十七条 第百四 同じ。 げ 条の二第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、 顧客に損失を及ぼしたものとする。 の募集の取扱い等の業務に関し、 う投資証券の募集等又は特定投資信託委託業者等 託委託業者等をいう。 画 等又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引につき、 条の二第三項に規定する総理府令で定めるも 為とする。 条第一項第九号に規定する総理府令で定める行為は、 (投資証券の募集等に係る金融庁長官の事故 (投資証券の募集等に係る事故) 一・二 (略) **5** 四 S 1人等 る場合とする。 (略) 一十六条 五 $\overline{}$ (法第百九十七条に規定する特定設立企画人等をいう。 又は特定投資信託委託業者等(同条に規定する特定投資 (略) へ 略 法第百九十七条において準用する証 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二 以下同じ。 次に掲げる行為を行うことにより が、 当 該特定設立企画人等が行 確認 のは、 券取引法第四十二 が が行う投資証券等 投資証 不要 次に の場 特定設立 券の募集 掲げる行 次に掲 以

信 下

第百五十一条 す る。 百五十条 百五十二条 とする。 百四十九条 る資産は、 次に掲げるものとする。 害関係を有する投資信託委託業者として内閣府令で定めるものは、 の二第五項に規定する内閣府令で定める書類は、 条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、 一・二 (略) 一~六 (略) (資産の保管に係る業務を証券会社に委託することができる資産) 一・二 (略) (監督役員と利害関係を有する投資信託委託業者) (投資証券の募集等に係る確認申請書の添付書類) (投資証券の募集等に係る確認申請書の記載事項) 七 (略) 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条 次に掲げるものとする。 法第二百条第三号に規定する投資法人の監督役員と利 法第二百八条第二項第二号に規定する内閣府令で定め 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二 次に掲げるものと 次に掲げる事項 第百五十二条 第百五十一条 第百五十条 第百四十九条 へ 監 一 〈 六 とする。 5 る資産は、 次に掲げるものとする。 一・二 (略) の二第五項に規定する総理府令で定める書類は、 条の二第五項に規定する総理府令で定める事項は、 (資産の保管に係る業務を証券会社に委託することができる資産) 害関係を有する投資信託委託業者として総理府令で定めるものは (投資証券の募集等に係る確認申請書の添付書類) (投資証券の募集等に係る確認申請書の記 七 督役員と利害関係を有する投資信託委託業者) (略) (略) 略 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条 次に掲げるものとする。 法第二百条第三号に規定する投資法人の監督役員と利 法第二百八条第二項第二号に規定する総理府令で定め 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二 載 事項) 次に掲げるものと 次に掲げる事

項

第 3 2 2 . 第百五十四条 第 2 百五十三条 百六十二条 掲げる書類とする。 を有する法人(利 係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成 る法人は、 \ = (資産保管会社とすることが適当な法人) S 投資法人の資産の分別保管方法) 次に掲げる事項とする 外国投資法人等の届出等) 次の各号に掲げる区分に応じ、 法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、 法第二百二十条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は 略) 五 兀 (略) (略) (略) (略) (略) 当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管に 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は 法第二百八条第二項第三号に規定する内閣府令で定め (略) 害関係人等を除く。)とする。 当該各号に定める方法とする。 次に 3 2 第百六十二条 2 第百五十四条 2 第百五十三条 • 3 係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成 掲げる書類とする。 を有する法人(利害関係人等を除く。)とする。 る法人は、 (投資法人の資産の分別保管方法) (資産保管会社とすることが適当な法人) (外国投資法人等の届出等) 5 一 彡 五 _ ≤ = 法第二百二十条第一項第七号に規定する総理府令で定める事項 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 法第二百二十条第二項に規定する総理府令で定める書類は、 次に掲げる事項とする。 (略) Д (略) (略) (略) (略) (略) 当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管に 法第二百八条第二項第三号に規定する総理府令で定め (略) 法第二百九条の二に規定する総理府令で定める方法 次に

は

百六十四条 事由は、 次に掲げるものとする。 法第二百二十二条第一項に規定する内閣府令で定める

(外国投資法人の解散事由)

一 分 五

(略)

第百六十六条

削除

(外国投資法人の解散事由)

第百六十四条 法第二百二十二条第一項に規定する総理府令で定める

一 分 五 (略)

事由は、

次に掲げるものとする。

対 務局長等 への権限の委任)

第百六十六条 法第三編第一章及び第二章の規定による権限(法第百

九十七条に規定する特定投資信託委託業者等に関するものを除く。

) の 規定による権限、 令第九十六条第九号に規定する承認の権限並

びに令第百一条第三項第九号から第十一号まで及び法第百八十七条

に規定する登録に係る権限は、 投資法人の本店の所在地を管轄する

っては、 財務局長 福岡財務支局長)に委任する。 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ ただし、 法第二百十三条の

規定による権限は、 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二百十三条の規定による権限は、 第一項に規定する財務局長

又は福岡財務支局長のほか、 投資法人の資産の運用を行う投資信託

が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 委託業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長 福岡財務支局 (当該所在 地

長) も行うことができる。

適用しない。

3

第

項及び前項の規定は、

金融庁長官の指定する権限については

4 融庁長官は、 前項の指定をした場合には、 その旨を告示する

のとする。 これを廃止し、 又は変更したときも、 同様とする。

標準処理期間)

第百六十九条

金融庁長官、

財務局長及び福岡財務支

努めるものとする。 所に到達してから一月以内(令第百一条第二項に掲げる命令その他 又は登録に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務 局長は、 の処分については二月以内) 法、令又はこの府令の規定による認可、 内閣総理大臣、 ただし、 ĺĆ 当該期間には、 当該申請に対する処分をするよう 次に掲げる期間を含ま 承認、 確認、 許 可

(標準処理期間)

第百六十九条 他の処分については二月以内)に、 可又は登録に関する申請 (予備審査に係るものを除く。 支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可、 務所に到達してから一月以内(令第百一条第二項に掲げる命令そ 金融再生委員会、 金融庁長官、 当該申請に対する処分をするよ 財務局長及び福岡財 承認、)がその事 確認、 の 許 務

_ ≤ = (略)

な

(略)

いものとする。

まないものとする。 う努めるものとする。

ただし、当該期間には、

次に掲げる期間を含

三十二 資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する総理府令 (平成十二年総理府令第百三十号)

第六条 証券取引法第四十二条の二第三項に規定する総理府令で定め	第六条 証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定め
(事故)	(事故)
一・二(略)	一・二(略)
る 言為は、 吹こ条 証券取引法	らうあは、マニ易げらうあった条 証券取引法第四十二条第一
(禁止行為)	(禁止行為)
府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。	府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。
)第四十一条、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の総理)第四十一条、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の内閣
四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。	四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。
以下同じ。)の取扱いを行うときの届出方法並びに法第百五十条の	以下同じ。)の取扱いを行うときの届出方法並びに法第百五十条の
二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。	二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。
条の三第二項の特定譲渡人が資産対応証券の募集等(証券取引法第	条の三第二項の特定譲渡人が資産対応証券の募集等(証券取引法第
第一条 資産の流動化に関する法律 (以下「法」という。)第百五十	第一条 資産の流動化に関する法律 (以下「法」という。)第百五十
(趣旨)	(趣旨)
制等に関する総理府令	制等に関する内閣府令
資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規
現行	改正案

第 十 第 2 第七条 九条 る事項は、 令で定める場合は、 行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの(以下「事故」という。 譲渡人の代表者、 るものは、次に掲げるものとする。 人が行う資産対応証券の募集等の取扱いに関し、 るものは、資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引につき、 (確認申請書の添付書類) (確認申請書の記載事項 <u>_</u> (事故の確認が不要の場合) とする。 (略) 六 四 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定め 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定め 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府 (略) (略) (略) 次に掲げる事項とする 代理人、 次に掲げる場合とする。 使用人その他の従業者が、当該特定譲渡 次に掲げる行為を 特定 第十条 第 2 第七条 九条 — 〈 四 一 { 五 行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの(以下「事故」という。 るものは、資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引につき、 るものは、次に掲げるものとする。 一 〈 六 る事項は、 令で定める場合は、 事 人が行う資産対応証券の募集等の取扱いに 譲渡人の代表者、 (確認申請書の添付書類))とする。 (確認申請書の記載事項) (略) 故の確認が不要の場合) 証券取引法第四十二条の二第五項に 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理 へ 略 (略) (略) (略) 次に掲げる事項とする。 代理人、使用人その他の従業者が、 次に掲げる場合とする。 |関し、 規定する総理府令で定 次に掲げる行為を 当該特定譲渡 特定 府

一・二 (略)	(弊害防止措置)	(弊害防止措置)
・二(略) ー・二(略) 一・二(略) に掲げる行為とする。 においる においる においる においる においる においる においる においる	十一条 証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める	十一条 証券取引法第
	為は、次	は、次に掲げる行
	一•二 (略)	一•二 (略)

三十三 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する総理府令(平成十二年総理府令第百三十一号)

(事故)	一・二 (略)める行為は、次に掲げる行為とする。第五条 証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する内閣府令で定(禁止行為)	閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。 (趣旨) (趣名) (証券取引法(以下「法」という。)第二百二十条の四において準用する証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の四において準用する証券取引法(以下「法」という。)第二百二十条の四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。)第二百二十条の四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。)第二百二十条の四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。)第二百二十条の四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。)第二百二十条の四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。)第二百二十条の四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。)第二百二十条の四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。)第二百二十条の四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。)第二百二十条の四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。)第二百二十条の四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。)第二百二十条の四において準用する法第百五十条の四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。)第二百二十条の四において準用する法第百五十条の四において準用する法第百五十条の四において準用する法第百五十条の回において準用する法第百五十条の回において準用する法第百五十条の回において準用する法第百五十条の回において準用する法第百五十条の回において準用する法第百五十条の回において準用する法第百五十条の回において表別を記述されて表記されて表記されて表記されて表記されて表記されて表記されて表記されて表記	改正案
(事故)	一・二 (略) める行為は、次に掲げる行為とする。 第五条 証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する総理府令で定(禁止行為)	理府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。 (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (地旨) (地) (地) (証券取引法(以下「法」という。)第四十一条、第四十二条、第四十二条の三第二項の原委託者方法並びに法第二百二十五条第一項において準用する証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の四において準用する証券取引法(以下単に「証券取引法」という。)第四十一条、第四十二条、第四十二条の三第二項の原委託者で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。	現

第 十 第 2 第 第六条 七条 九条 るものは、 る事項は、 令で定める場合は、 ぼ の募集等に関し、 るものは、 (確認申請書の添付書類) (確認申請書の記載事項 5 代理人、 したもの (以下「 (略) 四 故 五 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定め 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定め 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府 の確認が不要の場合 証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定め (略) (略) (略) (略) 次に掲げるものとする。 次に掲げる事項とする 使用人その他 受益証券の募集等に係る取引につき、 次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及 事故」という。)とする。 次に掲げる場合とする。 の使用人が、 当該原委託者が行う受益証券 原委託者の代表者 第十条 第 第 2 第七条 九条 六条 確 — { 四 事 の募集等に関し、 るものは、 るものは、 る事項は、 令で定める場合は、 ぼしたもの (以下「事故」という。)とする 5 一 ~ 五 (確認申請書の記載事項) 代理人、 (略) 六 認申請書の添付書類) 故 証券取引法第四十二条の二第五項に 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理 の確認が不要の場合) 証券取引法第四十二条の二第三項に規定する (略) へ 略 (略) (略) 受益証券の募集等に係る取引につき、 次に掲げるものとする。 使用人その他の使用人が、 次に掲げる事項とする。 次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及 次に掲げる場合とする。 当該原委託者が行う受益証 規定する総理府令で定 原委託者の代表者 総理府令で定

府

一・二 (略)	(弊害防止措置)	(弊害防止措置)
・二(略) ー・二(略) 一・二(略) に掲げる行為とする。 においる においる においる においる においる においる においる においる	十一条 証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める	十一条 証券取引法第
	為は、次	は、次に掲げる行
	一•二 (略)	一•二 (略)

三十四 投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則(平成十二年総理府令第百三十三号)

2

(略)

ハ~ト

略)

券と同等以上に安全に運用できるものであること。 号において同じ。 行から償還までの期間が一年未満の有価証券をいう。 与された長期有価証券 て「特定格付」という。 第九条の三第四項ホに規定する特定格付 (以下この号にお のうち第二位以上の特定格付が付与された短期有価証券(発 価証券をいう。 以下この号において同じ。)若しくは特定格)又はこれらの特定格付が付与された有価証 (発行から償還までの期間が一年以)のうち、第三位以上の特定格付が付 以下この 上の て「 行 付

有

令

券と同等以上に安全に運用できるものであること。 号において同じ。 有価証券をいう。 与された長期有価証券 (発行から償還までの期間が一年以上 令第九条の三第四項ホに規定する特定格付 (以下この号にお から償還までの期間が一年未満の有価証券をいう。 のうち第二位以上の特定格付が付与された短期有価証券(発 特定格付」という。)のうち、第三位以上の特定格付が)又はこれらの特定格付が付与された有価 以下この号において同じ。)若しくは特定 以下この の 付

ハ~ト 略)

2

(略)

三 十 五 投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則(平成十二年総理府令第

百三十四号)

法第百三十三条第三項に規定する内閣府令で定める取引は、次に 2.:一~六 (略)	じ、当該各号に定める額とする。 - 応がらるできるとである。 - 応	員夫とすることを目当とする領は、欠か各号こ場げる双引の区分こ 員:五条 法第百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める利益又は 第五4	(特定取引) (特定取引)	に準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とする。 にま	を行う日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれ を行	法第百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める時価は、計算 2 、	->三 (略)	含む。)とする。 含:	とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを とこ	券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券 券に	第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であってこれらの有価証 第1	次に掲げる有価証券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 次・次・	四条 法第百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める財産は、 第四日	(資産評価の方法) (温度評価の方法)	改正案	
法第百三十三条第三項に規定する総理府令で定める取引は、次に〜 六 (略)	当該各号に定める額とする。	(夫とすること)を相当とする領は、欠の各号こ曷げる双引の区分こ為、 法第百三十三条第二項に規定する総理府令で定める利益又は	特定取引)	準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とする。	行う日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれ	法第百三十三条第一項に規定する総理府令で定める時価は、計算	√ 三 (略)	(む。) とする。	みなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを	に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券	第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であってこれらの有価証	に掲げる有価証券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)	条 法第百三十三条第一項に規定する総理府令で定める財産は、	資産評価の方法)	現	

3 (略) ———————————————————————————————————	掲げる費用とする。	第三十二条 (略)	(繰延資産)	一~十九 (略)	掲げる取引とする。
3 (略) ———————————————————————————————————	掲げる費用とする。 掲げる費用とする。 温泉では、次には、一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一	第三十二条 (略)	(繰延資産)	一~十九 (略)	掲げる取引とする。

二十七 証券会社の自己資本規制に関する総理府令(平成十一年 総理府 令第二十八号) 総理府

	特定社債券	先出資引受権証偏生出资引受権	·新株引受権付社債券·新 株 引 受 権 証 書										換特定社債	•転換社債券	(器)	有価証券等の区分	別表第1(第1条、第6条関係)	改
券 <u>、</u> 新優 型 分離後の新株引	社債 離	分	新株 分離前の新株号	; ;	店頭売買有価証券				証券 額以下のもの 『	時価が額面価	ተ 9	٦	時価が額面価					正
又はその他の債券に係る率 引 同一の発行者が発行する株	存期間が同一の一般債証券	換社債券に係る率回一の発行者が終行する	引 同一の発行者が発行する転	優先出資証券に係る率	同一の発行者が発行する株券又	る率のうちいずれか低い率	株券若しくは優先出資証券に係	の債券若しくは特定社債券又は	間が同一の一般債証券、その他	同一の発行者が発行する残存期		は優先出資証券に係る率	同一の発行者が発行する株券又		(器)	樹		案
		•												•			坦表	
		優先出資引受権証書	新株引受権付社債券新 株 引 受 権 証 書											転換 社債券	(略)	有価証券等の区分	第1(第1条、第6条関係)	現
権 付 型 分離後の新株引	対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象	先出資引受権証書 株 分	株引受権付社債株 引 受 権 証	その街	店頭売買有価証券				証券 額以下のもの	場有価 時価が額面価	証券取しいるもの	額を上回って		換 社 債	(配)	価証券等の区	1 (第1条、第6	現

	3_(略)			<u>をいう。</u> 4_ (點)
	1・2 (磊)	2 (略) 転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券とは、それぞれ資産の流動化に関する 律(平成10年法律第105号)に規定する転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券	引受権付特定社債券とは. 定する転換特定社債券又!	1・2 (略) 3 転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券とは、それぞれ資産の流動化に関する 法律(平成10年法律第105号)に規定する転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券
	備老			備老
(器)	(路)	(路)		(器)
新 株 引 受 権 証 書 同一の発行者が発行する株券優先出資引受権証書 又は優先出資証券に係る率に4を乗じた率		同一の発行者が発行する株 券又は優先出資証券に係る 率に4を乗じた率	株 引 受 権 証 書先出資引受権証書	慶
		換社債券 <u>又は転換特定社債</u> 券に係る率		
非 分 離 型 同一の発行者が発行する転換		同一の発行者が発行する転	# 分 離 型	
		乗じた率		
		先出資証券に係る率に4を	出資引受権証券	
		同一の発行者が発行する優	分離後の新優先	
		に係る率		
		存期間が同一の特定社債券	債券	
		同一の発行者が発行する残	定社 分離後の特定社	定
			付特 定社債券	位
***		換特定社債券に係る率	受権 出資引受権付特	Ma
()		同一の発行者が発行する転	引 分離前の新優先	<u> </u>
社 受権証券 に係る率に4を乗じた率		券に係る率に4を乗じた率	先出 受権証券	

라	Ī	5			3		1	
別表第2(第1条、第6条、第8条)	条第2項関係)			別表第2(第1条、第	第6条、第8条	第8条第2項関係)		
有価証券等の区分		樹		有価証券等	の 区 分		樹	
・受 益 証 券 国内で発行・海外カード・ロ されたもの ーン債権信託受 益権証書	短期公社債投資信託 公社債投資信託 その他	把	1.70% 5.35% 16.00%	・受 協 証 券 ・海外カード・ロ ーン債権信託受 益権証書	国内で発行されたもの	短期公社債投資信託 公社債投資信託 株式投資信託	ER .	1.70% 5.35% 16.00%
外国で発行					外国で発行			
されたもの	短期公社債投資信託	常	3.40%		されたもの	短期公社債投資信託	曹	3.40%
	指定国等で発行されたもの	れたもの	16.00%			指定国等で発行されたもの	れたもの	16.00%
(略)		(略)		(略)			(略)	
抵当証券				· 描	計			
基本債権の証書	残存期間の区分	指定格付を有する	指定格付を有しな	・基本債権	빰	残存期間の区分	指定格付を有する	指定格付を有しな
小口債権の証書		ተ ወ	いもの	・小口債権	の計畫		もの	いもの
•特 定 社 債 券				· 特 定 社	債券			
(転換特定社債券及び新優先出	超以下					超以下		
資引受権付特定社債券を除く	0 ~ 6か月	0.65%	10.00%			0 ~ 6か月	0.65%	10.00%
<u></u>	6か月~1年	1.70%	20.00%			6か月~1年	1.70%	20.00%
特定约束手形	1年 ~ 3年	3.75%	50.00%	・特 定 答]	東手思	1年 ~ 3年	3.75%	50.00%
投資法人債券	3年 ~ 5年	4.35%	70.00%			3年 ~ 5年	4.35%	70.00%
商品投資受益権の受益権証書	5 年超	5.00%	100.00%	・商品投資受益権の受益権証書	D受益権証書	5 年超	5.00%	100.00%
・上記以外の金銭債権				・上記以外の	金 銭 債 権			

(器)	(思)	(略)	(
着		盖	
1・2 (略)		1・2 (器)	
3 特定約束手形とは、資産の	産の流動化に関する法律第2条第9項に規定する特定約束手形(特	3 特定約束手形とは	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法
定目的会社による特定資産の	定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第	105号)第2条第8項	に規定する特定約束手形をいう。
97号)附則第2条の規定によ	第2条の規定によりなお効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正		
前の特定目的会社による特定	定資産の流動化に関する法律第2条第7項に規定する特定約束手		
形を含む。)をいう。			
4 (略)		4 (略)	

第一号様式

<u>有 価 証 券</u> 通 知 書 (1)

、特定有価証券の内容等の開示に関する) 、総理府令第 条に基づく有価証券通知書

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名

ED

本店の所在の場所

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

- 1 募集(売出)要項
 - (1) 内国投資信託受益証券又は内国投資証券(投資法人債券を除く。)
 - (イ) ファンドの名称
 - (1) 内国投資信託証券の形態等
 - (ハ) 発行(売出)数
 - (二) 発行(売出)価額の総額
 - (ホ) 発行(売出)価格
 - (1) 申込手数料
 - (ト) 申込単位
 - (チ) 申込期間
 - (リ) 申込証拠金
 - (ヌ) 申込取扱場所
 - (ル) 払込期日及び払込取扱場所
 - (ヲ) 引受け等の概要
 - (ワ) その他
 - (2) 投資法人債券
 - (イ) 銘柄
 - (1) 内国投資信託証券の形態等
 - (川) 券面総額
 - (二) 各投資法人債の金額
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格
 - (ト) 利率
 - (チ) 利払日及び利息支払の方法
 - (リ) 償還期限及び償還の方法
 - (ヌ) 募集の方法
 - (ル) 申込証拠金
 - (7) 申込期間及び申込取扱場所

- (7) 払込期日及び払込取扱場所
- (カ) 引受け等の概要
- (3) 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社
- (タ) 登録機関に関する事項
- (レ) 投資法人の登録年月日及び登録番号
- (ソ) その他
- 2 最近における募集(売出し)の状況(2)
 - (1) 内国投資信託受益証券又は内国投資証券(投資法人債券を除く。)
 - (イ) ファンドの名称
 - (1) 内国投資信託証券の形態等
 - (ハ) 発行(売出)数
 - (二) 発行(売出)価額の総額
 - (ホ) 発行(売出)価格
 - (1) 申込期間
 - (卜) 申込証拠金
 - (チ) 払込期日
 - (2) 投資法人債券
 - (イ) 銘柄
 - (ロ) 内国投資信託証券の形態等
 - (川) 券面総額
 - (二) 各投資法人債の金額
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格
 - (ト) 利率
 - (チ) 利払日及び利息支払の方法
 - (リ) 償還期限及び償還の方法
 - (对) 申込証拠金
 - (1) 申込期間
 - (ヲ) 払込期日
 - (9) 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
 - b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上 の注意」に準ずるものとする。
- (2) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規

定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国投資信託証券 の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第一号の二様式

有 価 証 券 通 知 書 (1)

 特定有価証券の内容等の開示に関する[→] 総理府令第 条に基づく有価証券通知書[→]

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名 代表者の役職氏名 署 名 本店の所在の場所 事務連絡者氏名

> 連絡場所 電話番号

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

- 1 募集(売出)要項
 - (1) 外国投資信託受益証券又は外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)
 - (イ)ファンドの名称
 - (1) 外国投資信託証券の形態等
 - (ハ) 発行(売出)数
 - (二) 発行(売出)価額の総額
 - (ホ) 発行(売出)価格
 - (1) 申込手数料
 - (ト) 申込単位
 - (チ) 申込期間
 - (リ) 申込証拠金
 - (ヌ) 申込取扱場所
 - (ル) 払込期日及び払込取扱場所
 - (ヲ) 引受け等の概要
 - (ワ) その他
 - (2) 外国投資法人債券
 - (イ) 銘柄
 - (ロ) 外国投資信託証券の形態等
 - (川) 券面総額
 - (二) 各外国投資法人債の金額
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格
 - (ト) 利率
 - (チ) 利払日及び利息支払の方法
 - (リ) 償還期限及び償還の方法
 - (ヌ) 募集の方法
 - (ル) 申込証拠金
 - (7) 申込期間及び申込取扱場所

- (7) 払込期日及び払込取扱場所
- (カ) 引受け等の概要
- (3) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社
- (タ) 登録機関に関する事項
- (レ) その他
- 2 最近における募集(売出し)の状況(2)
 - (1) 外国投資信託受益証券又は外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)
 - (イ) ファンドの名称
 - (ロ) 外国投資信託証券の形態等
 - (ハ) 発行(売出)数
 - (二) 発行(売出)価額の総額
 - (ホ) 発行(売出)価格
 - (1) 申込期間
 - (卜) 申込証拠金
 - (チ) 払込期日
 - (2) 外国投資法人債券
 - (イ) 銘柄
 - (ロ) 外国投資信託証券の形態等
 - (川) 外国投資法人の商号
 - (二) 券面総額
 - (ホ) 各外国投資法人債の金額
 - (^) 発行(売出)価額の総額
 - (ト) 発行(売出)価格
 - (チ) 利率
 - (リ) 利払日及び利息支払の方法
 - (ヌ) 償還期限及び償還の方法
 - (ル) 申込証拠金
 - (7) 申込期間
 - (9) 払込期日
 - (カ) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
 - b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規

定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国投資信託証券 の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第二号の二様式

<u>有 価 証 券 通 知 書</u> (1)

【特定有価証券の内容等の開示に関する 総理府令第 条に基づく有価証券通知書

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名

印

本店の所在の場所

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

- 1 募集(売出)要項
 - (1) 社債
 - (イ) 銘柄
 - (1) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (川) 券面総額
 - (二) 各社債の金額
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格
 - (ト) 利率
 - (チ) 利払日及び利息支払の方法
 - (リ) 償還期限及び償還の方法
 - (ヌ) 募集の方法
 - (ル) 申込証拠金
 - (7) 申込期間及び申込取扱場所
 - (9) 払込期日及び払込取扱場所
 - (カ) 引受け等の概要
 - (3) 社債管理会社又は社債の管理会社
 - (タ) 登録機関に関する事項
 - (レ) その他
 - (転換社債に関する事項)
 - (ソ) 転換の条件
 - (ツ) 転換により発行する優先出資の内容
 - (ネ) 転換請求期間
 - (t) 転換請求の受付場所及び取次場所
 - (ラ) その他
 - (新優先出資引受権付社債に関する事項)
 - (4) 新優先出資引受権の内容
 - (ウ) 新優先出資引受権の行使請求期間
 - (#)新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所

- (ノ) 新優先出資引受権の譲渡に関する事項
- (オ) 代用払込みに関する事項
- (ク) その他
- (2) 特定優先出資証券
 - (イ) 銘柄
 - (ロ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (八) 額面金額
 - (二) 発行口数
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格
 - (ト) 優先出資の内容
 - (チ) 消却・併合に関する事項
 - (リ) 単位未満優先出資に関する事項
 - (ヌ) 発行の条件に関する事項
 - (ル) 募集の方法
 - (7) 申込証拠金
 - (7) 申込期間及び申込取扱場所
 - (カ) 払込期日及び払込取扱場所
 - (3) 引受け等の概要
 - (タ) その他
- (3) コマーシャル・ペーパー
 - (イ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (ロ) 振出日及び振出地
 - (八) 券面総額
 - (二) 発行(売出)価額の総額
 - (ホ) 発行(売出)価格
 - (^) 発行限度額及び発行限度額残高
 - (ト) 支払期日及び支払場所
 - (チ) バックアップラインの設定
 - (リ) その他
- (4) 売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称
- (5) 手取金の使途
- 2 最近における募集(売出し)の状況(2)
 - (1) 社債
 - (イ) 銘柄
 - (1) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (川) 券面総額
 - (二) 各社債の金額
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格
 - (ト) 利率
 - (チ) 利払日及び利息支払の方法
 - (リ) 償還期限及び償還の方法
 - (ヌ) 申込期間

- (ル) 払込期日
- (7) 社債管理会社又は社債の管理会社
- (転換社債に関する事項)
 - (ワ) 転換の条件
 - (カ) 転換により発行する優先出資の内容
 - (3) 転換請求期間
- (新優先出資引受権付社債に関する事項)
 - (タ) 新優先出資引受権の内容
 - (レ) 新優先出資引受権の行使請求期間
 - (ソ) 新優先出資引受権の譲渡に関する事項
- (2) 特定優先出資証券
 - (イ) 銘柄
 - (1) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (八) 額面金額
 - (二) 発行口数
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格
 - (ト) 優先出資の内容
 - (チ) 消却・併合に関する事項
 - (リ) 単位未満優先出資に関する事項
 - (ヌ) 発行の条件に関する事項
 - (ル) 申込期間
 - (ヲ) 払込期日
- (3) コマーシャル・ペーパー
 - (イ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (ロ) 振出日及び振出地
 - (川) 券面総額
 - (二) 発行(売出)価額の総額
 - (ホ) 発行(売出)価格
 - (^) 発行限度額及び発行限度額残高
 - (ト) 支払期日

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。
 - b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産流動化証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第二号の三様式

<u>有 価 証 券 通</u> 知 書 (1)

【特定有価証券の内容等の開示に関する | |総理府令第 条に基づく有価証券通知書

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名 代表者の役職 医 名 署 名名 本店の所在の場所 事務連絡者氏名 連絡場場 電話番

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

- 1 募集(売出)要項
 - (1) 社債
 - (イ) 銘柄
 - (1) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (八) 券面総額
 - (二) 各社債の金額
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格
 - (ト) 利率
 - (チ) 利払日及び利息支払の方法
 - (リ) 償還期限及び償還の方法
 - (ヌ) 募集の方法
 - (ル) 申込証拠金
 - (ヲ) 申込期間及び申込取扱場所
 - (7) 払込期日及び払込取扱場所
 - (カ) 引受け等の概要
 - (3) 社債管理会社又は社債の管理会社
 - (タ) 登録機関に関する事項
 - (レ) 保管に関する事項
 - (ソ) その他
 - (転換社債に関する事項)
 - (ツ) 転換の条件
 - (ネ) 転換により発行する株式の内容
 - (t) 転換請求期間
 - (ラ) 転換請求の受付場所及び取次場所
 - (4) その他
 - (新株引受権付社債に関する事項)

- (ウ) 新株引受権の内容
- (井) 新株引受権の行使請求期間
- (ノ) 新株引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所
- (オ) 新株引受権の譲渡に関する事項
- (ク) 代用払込みに関する事項
- (ヤ) その他
- (2) 株式
 - (イ) 種類
 - (1) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (八) 額面金額
 - (二) 発行数
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格
 - (ト) 資本組入額の総額
 - (チ) 資本組入額
 - (リ) 株式の内容
 - (ヌ) 配当の方法
 - (ル) 募集の方法
 - (ヲ) 申込証拠金
 - (7) 申込期間及び申込取扱場所
 - (カ) 払込期日及び払込取扱場所
 - (3) 引受け等の概要
 - (タ) その他
- (3) コマーシャル・ペーパー
 - (イ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (ロ) 振出日及び振出地
 - (川) 券面総額
 - (二) 発行(売出)価額の総額
 - (ホ) 発行(売出)価格
 - (^) 発行限度額及び発行限度額残高
 - (ト) 支払期日及び支払場所
 - (チ) バックアップラインの設定
 - (リ) 保管に関する事項
 - (ヌ) その他
- (4) 売出しに係る外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称
- (5) 手取金の使途
- 2 最近における募集(売出し)の状況(2)
 - (1) 社債
 - (イ) 銘柄
 - (ロ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (川) 券面総額
 - (二) 各社債の金額
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格

- (ト) 利率
- (チ) 利払日及び利息支払の方法
- (リ) 償還期限及び償還の方法
- (ヌ) 申込期間
- (ル) 払込期日
- (7) 社債管理会社又は社債の管理会社
- (転換社債に関する事項)
 - (ワ) 転換の条件
 - (カ) 転換により発行する株式の内容
 - (3) 転換請求期間
- (新株引受権付社債に関する事項)
 - (タ) 新株引受権の内容
 - (レ) 新株引受権の行使請求期間
 - (ソ) 新株引受権の譲渡に関する事項
- (2) 株式
 - (イ) 種類
 - (ロ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (八) 額面金額
 - (二) 発行数
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格
 - (ト) 資本組入額の総額
 - (チ) 資本組入額
 - (リ) 株式の内容
 - (ヌ) 配当の方法
 - (ル) 申込期間
 - (ヲ) 払込期日
- (3) コマーシャル・ペーパー
 - (イ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (ロ) 振出日及び振出地
 - (八) 券面総額
 - (二) 発行(売出)価額の総額
 - (ホ) 発行(売出)価格
 - (1) 発行限度額及び発行限度額残高
 - (ト) 支払期日

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示 する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
 - b 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した 換算の基準を注記すること。
 - c 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
 - d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。

- e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 最近における募集(売出し)の状況 第二号の二様式の「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。

第二号の四様式

<u>有 価 証 券 通 知</u> 書 (1)

【特定有価証券の内容等の開示に関する | |総理府令第 条に基づく有価証券通知書

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発行者

受託者名 称

代表者の役職氏名 印

本店の所在の場所

事務連絡者氏名 印

電話番号

原委託者 氏名又は名称

代表者の役職氏名 印

本店の所在の場所

事務連絡者氏名 印

電話番号

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

- 1 募集(売出)要項
 - (イ) 内国資産信託流動化受益証券の形態等
 - (1) 発行(売出)数
 - (川) 発行(売出)価額の総額
 - (二) 発行(売出)価格
 - (ホ) 分配金の分配時期及び場所
 - (1) 申込単位
 - (ト) 申込期間
 - (チ) 申込証拠金
 - (J) 申込取扱場所
 - (ヌ) 払込期日及び払込取扱場所
 - (ル) 引受け等の概要
 - (ヲ) その他
- 2 最近における募集(売出し)の状況(2)
 - (イ) 内国資産信託流動化受益証券の形態等
 - (口) 発行(売出)数
 - (川) 発行(売出)価額の総額
 - (二) 発行(売出)価格
 - (ホ) 申込期間
 - (1) 申込証拠金
 - (ト) 払込期日

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。
- b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第二号の五様式

有 価 証 券 通 知 書 (1)

【特定有価証券の内容等の開示に関する │ 総理府令第 条に基づく有価証券通知書

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

印

印

発行者

受 託 者 名 称

代表者の役職氏名 本店の所在の場所 代理人の氏名又は名称

署 名

代理人の住所又は所在地 事 務 連 絡 者 氏 名 連絡場所

電話番号

原委託者 氏 名 又 は 名 称

代表者の役職氏名 本店の所在の場所 代理人の氏名又は名称

署 名

代理人の住所又は所在地 事 務 連 絡 者 氏 名

連絡場所

電話番号

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

- 1 募集(売出)要項
 - (イ) 外国資産信託流動化受益証券の形態等
 - (口) 発行(売出)数
 - (ハ) 発行(売出)価額の総額
 - (二) 発行(売出)価格
 - (ホ) 分配金の分配時期及び場所
 - (1) 申込単位
 - (ト) 申込期間
 - (チ) 申込証拠金
 - (J) 申込取扱場所
 - (ヌ) 払込期日及び払込取扱場所
 - (ル) 引受け等の概要
 - (ヲ) その他

- 2 最近における募集(売出し)の状況(2)
 - (イ) 外国資産信託流動化受益証券の形態等
 - (1) 発行(売出)数
 - (ハ) 発行(売出)価額の総額
 - (二) 発行(売出)価格
 - (ホ) 申込期間
 - (1) 申込証拠金
 - (ト) 払込期日

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示 する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
 - b 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した 換算の基準を注記すること。
 - c 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
 - d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。
 - e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

有 価 証 券 届 出 書 (1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名(2)

EП

本店の所在の場所

事務連絡者氏名

電話番号

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)内国投資信託証券に係るファンドの名称

募集(売出)内国投資信託証券の形態及び金額(3)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第一部 証券情報

- 第1 内国投資信託受益証券又は内国投資証券(投資法人債券を除く。)
 - (イ) ファンドの名称
 - (ロ) 内国投資信託証券の形態等(4)
 - (ハ) 発行(売出)数
 - (二) 発行(売出)価額の総額(5)
 - (*) 発行(売出)価格(6)
 - (1) 申込手数料(7)
 - (ト) 申込単位
 - (チ) 申込期間
 - (リ) 申込証拠金
 - (3) 申込取扱場所
 - (ル) 払込期日及び払込取扱場所
 - (ヲ) 引受け等の概要(8)
 - (ワ) その他(9)
- 第2 投資法人債券
 - (イ) 銘柄
 - (ロ) 内国投資信託証券の形態等(4)
 - (八) 券面総額
 - (二) 各投資法人債の金額
 - (*) 発行(売出)価額の総額(5)
 - (1) 発行(売出)価格(6)
 - (ト) 利率
 - (チ) 利払日及び利息支払の方法

- (リ) 償還期限及び償還の方法
- (ヌ) 募集の方法
- (ル) 申込証拠金
- (7) 申込期間及び申込取扱場所
- (9) 払込期日及び払込取扱場所
- (カ) 引受け等の概要(8)
- (3) 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社(10)
- (タ) 登録機関に関する事項
- (ル) 投資法人の登録年月日及び登録番号
- (ソ) その他(9)

第二部 発行者情報

- 第1 ファンドの状況
 - 1 概況
 - (イ) ファンドの目的及び基本的性格(11)
 - (ロ) ファンドの沿革(12)
 - (ハ) ファンドの関係法人(13)
 - 2 投資方針
 - (イ) 投資の基本方針(14)
 - (1) 投資対象(15)
 - (八) 投資制限(16)
 - (二) 配当(分配)方針(17)
 - 3 管理及び運営の仕組み
 - (イ) 資産管理等の概要
 - a 資産の評価(18)
 - b 管理報酬等(19)
 - c 販売、買戻し及び保管(20)
 - d その他(21)
 - (ロ) 利害関係人との取引制限(22)
 - 4 受益者(投資主・投資法人債権者)の権利行使等
 - (イ) 受益者(投資主・投資法人債権者)の権利(23)
 - (ロ) 課税上の取扱い(24)
 - 5 運用状況
 - (イ) 投資状況(25)
 - (1) 運用実績
 - a 純資産の推移(26)
 - b 配当(分配)の推移(27)
 - (川) 販売及び買戻しの実績(28)
- 第2 委託会社等又は投資法人の概況 (29)
 - (イ) 委託会社等又は投資法人の目的(30)
 - (ロ) 委託会社等又は投資法人の沿革(31)
 - (川) 資本の額又は出資総額(32)
 - (二) 委託会社等又は投資法人の機構(33)
 - (ホ) 大株主又は主要な投資主の状況(34)
 - (1) 役員及び従業員の状況(35)

- (ト) 事業の内容及び営業の概況(36)
- (チ) その他(37)
- 第3 その他の関係法人の概況
 - (イ) 名称、資本の額及び事業の内容(38)
 - (ロ) 関係業務の概要(39)
 - (川) 資本関係(40)
 - (二) 役員の兼職関係(41)
- 第4 ファンドの経理状況(42)
 - 1 財務諸表
 - (イ) 貸借対照表(43)
 - (1) 損益計算書(44)
 - (八) 附属明細表(45)
 - 2 ファンドの現況(46)
 - (1) 純資産額計算書

平成 年 月 日

- 資産総額
- Ⅱ 負債総額
- Ⅲ 純資産総額(Ⅱ Ⅱ)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額($\dfrac{\mathrm{III}}{\mathrm{IV}}$)
- (ロ) 投資有価証券の主要銘柄(47)
- (ハ) 投資不動産物件(48)
- (二) その他投資資産の主要なもの(49)
- 第5 その他(50)

第三部 特別情報

- 第1 内国投資信託証券事務の概要(51)
- 第2 委託会社等の経理状況(52)
 - (1) 貸借対照表(53)
 - (1) 損益計算書(54)
 - (ハ) 利益金処分又は損失金処理(55)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 有価証券届出書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
 - b 記載事項のうち「第二部 発行者情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解 できるよう、図表等による表示をすることができる。
 - c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定

預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第4 ファンドの経理状況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令(昭和48年大蔵省令第5号)の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

e 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国 投資信託証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時 報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併 せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載 事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当 該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出 書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

- (2) 代表者の役職氏名
 - a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
 - b 投資法人の設立の場合にあっては、設立企画人全員の氏名を記載すること。
- (3) 募集(売出)内国投資信託証券の形態及び金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託証券の形態(受益証券、投資証券、投資法人債券の別)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額若しくは券面総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (4) 内国投資信託証券の形態等
 - a 受益証券・投資証券・投資法人債券の別、記名・無記名の別、額面・無額面の別、単位型・追加型の別を記載すること。
 - b 当該届出に係る内国投資信託証券について、届出法人(発行者たる内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託業者又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第4条に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。)の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する総理府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。
- (5) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行(売出)価格

投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。

なお、「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 申込手数料

- a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。なお、手数料につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(8) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(9) その他

- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他申込み等に 関し必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国投資信託証券の発行が 行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (10) 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社
 - a 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社(以下この様式において「投資法人債管理会社等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件(投資法人債管理会社等に支払う手数料等)を記載すること。
 - b 投資法人債管理会社等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の投資法人 債管理会社等を記載すること。
 - c 「投資法人債管理会社等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を 提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。
- (11) ファンドの目的及び基本的性格

定款、約款又は規約に記載された目的及び基本的性格(株式型・債券型・不動産型・その他の別、分散型・非分散型の別、成長型・安定型の別等)を記載すること。

(12) ファンドの沿革

設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(13) ファンドの関係法人

ファンドの委託会社等又は投資法人のほか、ファンドの運営に関与する関係法人(委託者 指図型投資信託の受託信託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場 合の当該委託先、投資法人の一般事務受託者、投資法人の資産の運用を行う委託会社又は投 資顧問会社、資産保管会社、投資法人債管理会社、販売会社等をいう。以下この様式におい て同じ。)についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。

(14) 投資の基本方針

ファンドの運用に関する基本的態度について具体的に記載すること。

(15) 投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別、地域別等による投資予定がある場合に はその割合を記載すること。

(16) 投資制限

- a 法令、定款、約款又は規約に定められたすべての投資制限についてその根拠を記載する
- b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に 欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容 を記載すること。

(17) 配当(分配)方針

定款、約款又は規約に規定された配当(分配)方針を記載すること。

(18) 資産の評価

内国投資信託証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、不動産 その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載す ること。

(19) 管理報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

(20) 販売、買戻し及び保管

- a 内国投資信託証券の販売及び買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 内国投資信託証券 1 単位当たりの販売価格及び買戻し価格についてその算出方法、算出 頻度、公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。
- d 販売及び買戻しについて、手数料の金額又は料率(逓減又は逓増する場合には、各段階 ごとの金額又は料率)及びその徴収方法を記載すること。
- e 内国投資信託証券の保管に関する事項を記載すること。

(21) その他

- a ファンドの存続期間、計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)、増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
- b オプションの発行についてその可否及び可能である場合はその根拠を記載すること。
- c 定款、約款又は規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の 開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(22) 利害関係人との取引制限

当該ファンドの届出法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(23) 受益者(投資主・投資法人債権者)の権利

議決権、投資主総会又は投資法人債権者集会に関する権利、配当又は利息の受領権、償還金の受領権、当該内国投資信託証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。

(24) 課税上の取扱い

配当金(分配金)、解約代金等についての課税上の取扱いについて記載すること。

(25) 投資状況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。)にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。)、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比

率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。

(26) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンド(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下同じ。)にあっては、20計算期間)の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び内国投資信託証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当(分配)が行われているときは、配当(分配)付及び配当(分配)落の額を記載すること。

なお、当該内国投資信託証券が証券取引所に上場されている場合には、証券取引所の市場相場及び当該証券取引所の名称を付記すること。

(27) 配当(分配)の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、内国投資信託証券1単位当たりの配当(分配)の額を記載すること。

(28) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量(本邦内における販売数量及び買戻し数量については、内書)を記載すること。

(29) 委託会社等又は投資法人の概況

当該届出により募集又は売出しをしようとする有価証券が、内国投資信託受益証券である場合にあってはファンドの委託会社等、内国投資証券である場合にあっては当該投資法人について記載すること。ただし、「第1 ファンドの状況」の項で記載した事項の内容と重複する場合には、当該事項の記載に代えて参照項目を示すこと。

(30) 委託会社等又は投資法人の目的

定款、約款又は規約に規定された目的を記載すること。

(31) 委託会社等又は投資法人の沿革

創立経緯、商号の変更、合併、事業目的の変更等主な変遷について記載すること。

(32) 資本の額又は出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の委託会社等の資本の額(投資法人の出資総額)、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数(投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数)を記載すること。

なお、最近5年間における資本の額又は出資総額の増減についても併せて記載すること。

(33) 委託会社等又は投資法人の機構

投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(34) 大株主又は主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日現在における委託会社等の株主(所有株式数の多い順に5名程度) 又は投資法人の投資主(所有投資口数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、 住所並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率又は所有投資口数及び総 投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(35) 役員及び従業員の状況

有価証券届書提出日現在における委託会社等又は投資法人の役員(設立中の委託会社にあっては発起人。設立中の投資法人にあっては設立企画人及び役員の候補者)の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数又は所有投資口数(設立中の委託会社等にあっては引受予定株式数。設立中の投資法人にあっては引受予定投資口数)並びに従業員の人数を記載すること。

(36) 事業の内容及び営業の概況

内国投資信託受益証券の委託会社等が複数のファンドを運用している場合には、すべてのファンドについてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び内国投資信託受益証券1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべてのファンドについて記載することができない場合は、その旨を記載し、主要なファンドについて記載すること。

(37) その他

- a 委託会社等又は投資法人の役員の変更についての監督官庁、受託信託会社、投資主等による承認等の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。
- b 定款、約款又は規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
- c 訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実が ある場合には、その内容を記載すること。
- (38) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(39) 関係業務の概要

ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(40) 資本関係

届出法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(41) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、届出法人の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(42) ファンドの経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第 1 条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する総理府令(昭和32年大蔵省令第12号)第 3 条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項 又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に 含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていない ものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は 中間監査報告書の写しをとじ込むこと。

- b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により 記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由 及びその内容を記載すること。

(43) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(44)において同じ。)をも記載すること。

(44) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、 当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期 間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)をも記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、 印を付記すること。
- (45) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(46) ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

- (47) 投資有価証券の主要銘柄
 - a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
 - b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。

(48) 投資不動産物件

投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(49) その他投資資産の主要なもの

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方がある ものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資 産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について 記載すること。))及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容(種類、存 続期間等)及び当該権利の目的物の内容((47)b又は(48)に掲げる事項)を記載すること。
- d 投資資産が c に掲げる権利以外の権利である場合には、 c に準じて記載すること。

(50) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(51) 内国投資信託証券事務の概要

当該内国投資信託証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 投資主(受益者等)名簿の閉鎖の時期
- c 投資主総会又は受益者集会等の開催時期、場所及び手続

- d 投資主(受益者等)に対する特典
- e 内国投資信託証券の譲渡制限の内容
- f その他内国投資信託証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(52) 委託会社等の経理状況

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は中間監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しをとじ込むこと。

(53) 貸借対照表

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。 ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の 日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度 に係る中間貸借対照表(事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表 をいう。以下この様式において同じ。)をも記載すること。

(54) 損益計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。 ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)をも記載すること。

(55) 利益金処分又は損失金処理

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

第四号の二様式

有 価 証 券 届 出 書 (1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

代表者の役職氏名(2)

署 名

本店の所在の場所

代理人の氏名又は名称(3) 印

署 名(4)

代理人の住所又は所在地

事 務 連 絡 者 氏 名(5)

連絡場所

電話番号

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)外国投資信託証券に係るファンドの名称

募集(売出)外国投資信託証券の形態及び金額(6)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第一部 証券情報

- 第1 外国投資信託証券(外国投資法人債券を除く。)
 - (イ) ファンドの名称
 - (ロ) 外国投資信託証券の形態等(7)
 - (ハ) 発行(売出)数
 - (二) 発行(売出)価額の総額(8)
 - (*) 発行(売出)価格(9)
 - (1) 申込手数料(10)
 - (ト) 申込単位
 - (チ) 申込期間
 - (リ) 申込証拠金
 - (ヌ) 申込取扱場所
 - (ル) 払込期日及び払込取扱場所
 - (ヲ) 引受け等の概要(11)
 - (ワ) その他(12)
- 第2 外国投資法人債券
 - (イ) 銘柄
 - (ロ) 外国投資信託証券の形態等(7)
 - (ハ) 券面総額
 - (二) 各外国投資法人債の金額
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額(8)
 - (1) 発行(売出)価格(9)

- (ト) 利率
- (チ) 利払日及び利息支払の方法
- (リ) 償還期限及び償還の方法
- (ヌ) 募集の方法
- (ル) 申込証拠金
- (7) 申込期間及び申込取扱場所
- (7) 払込期日及び払込取扱場所
- (カ) 引受け等の概要(11)
- (3) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社(13)
- (タ) 登録機関に関する事項
- (レ) その他(12)

第二部 発行者情報

- 第1 ファンドの状況
 - 1 概況
 - (イ) ファンドに係る法制度の概要(14)
 - (ロ) 監督官庁の概要(15)
 - (N) ファンドの目的及び基本的性格(l6)
 - (二) ファンドの沿革(17)
 - (ホ) ファンドの関係法人(18)
 - 2 投資方針
 - (イ) 投資の基本方針(19)
 - (1) 投資対象(20)
 - (川) 投資制限(21)
 - (二) 配当(分配)方針(22)
 - 3 管理及び運営の仕組み
 - (イ) 資産管理等の概要
 - a 資産の評価(23)
 - b 管理報酬等(24)
 - c 販売、買戻し及び保管(25)
 - d その他(26)
 - (ロ) 開示制度の概要(27)
 - (ハ) 利害関係人との取引制限(28)
 - 4 株主(受益者等)の権利行使等
 - (イ) 株主(受益者等)の権利(29)
 - (ロ) 課税上の取扱い(30)
 - (川) 為替管理上の取扱い(31)
 - (二) 本邦における代理人(32)
 - (ホ) 裁判管轄等(33)
 - 5 運用状況
 - (イ) 投資状況(34)
 - (口) 運用実績
 - a 純資産の推移(35)
 - b 配当(分配)の推移(36)
 - (ハ) 販売及び買戻しの実績(37)

第2 発行会社又は管理会社の概況(38) (1)設立準拠法 (ロ)監督官庁の概要(39) (川)発行会社又は管理会社の目的(40) (二)発行会社又は管理会社の沿革(41)

- (ホ) 資本の額(42)
- (1) 発行会社又は管理会社の機構(43)
- (ト) 大株主の状況(44)
- (チ) 役員及び従業員の状況(45)
- (リ) 事業の内容及び営業の概況(46)
- (ヌ) その他(47)
- 第3 その他の関係法人の概況(48)
 - (イ) 名称、資本の額及び事業の内容(49)
 - (ロ) 関係業務の概要(50)
 - (川) 資本関係(51)
 - (二) 役員の兼職関係(52)
- 第4 ファンドの経理状況(53)
 - 1 財務諸表
 - (イ) 貸借対照表(54)
 - (1) 損益計算書(55)
 - (川) 投資有価証券明細表等
 - a 投資株式明細表(56)
 - b 株式以外の投資有価証券等明細表(57)
 - c 投資不動産明細表(58)
 - d その他資産明細表(59)
 - e 借入金明細表(60)
 - 2 ファンドの現況(61)
 - (イ) 純資産額計算書

平成 年 月 日

- I 資産総額
- Ⅱ 負債総額
- III 純資産総額(I II)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額($\frac{III}{IV}$)
- (ロ) 投資株式の主要銘柄(62)
- 第5 外国投資信託証券事務の概要(63)
- 第6 その他(64)

第三部 特別情報

- 第1 投資信託制度の概要(65)
- 第2 管理会社の経理状況(66)
 - (イ) 貸借対照表
 - (口) 損益計算書
- 第3 外国投資信託証券の様式(67)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 有価証券届出書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項のうち「第二部 発行者情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解 できるよう、図表等による表示をすることができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した 換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第四号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。
- h 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国 投資信託証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時 報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併 せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載 事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当 該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したものとする。この場合にお いて、当該継続開示書類を当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書にそ の旨を分かりやすく記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
- b 会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。
- (3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。

(4) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

(5) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

- (6) 募集(売出)外国投資信託証券の形態及び金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託証券の形態(株式、受益証券等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (7) 外国投資信託証券の形態等
 - a 株式・受益証券等の別、記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。
 - b 当該届出に係る外国投資信託証券について、届出会社(会社型外国投資信託証券の発行会社又は契約型外国投資信託証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。)の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する総理府令第1条第

13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(8) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(9) 発行(売出)価格

外国投資法人債券については、券面額100円についての発行価格又は売出価格を記載する こと。

なお、「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(10) 申込手数料

- a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。なお、手数料につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。
- (11) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(12) その他

- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他申込み等に 関し必要な事項を記載すること。
- b 会社設立に際し特記すべき事項がある場合には、その概要を記載すること。
- c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国投資信託証券の発行が 行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (13) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社
 - a 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社(以下この様式において「外国投資法人債管理会社等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件(外国投資法人債管理会社等に支払う手数料等)を記載すること。
 - b 外国投資法人債管理会社等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の外国 投資法人債管理会社等を記載すること。
 - c 「外国投資法人債管理会社等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出 書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。
- (14) ファンドに係る法制度の概要

会社型・契約型等の別、準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。

(15) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(16) ファンドの目的及び基本的性格

定款又は約款等に記載された目的及び基本的性格(株式型・債券型の別、分散型・非分散型の別、成長型・安定型の別等)を記載すること。

(17) ファンドの沿革

設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(18) ファンドの関係法人

会社型外国投資信託証券の発行会社又は契約型外国投資信託証券のファンドの管理会社のほか、ファンドの運営に関与する関係法人(受託会社、引受会社、投資顧問会社(投資顧問会社から運用の指図の権限を委託された者を含む。)、資産保管会社、外国投資法人債管理会社等及び販売会社をいう。以下この様式において同じ。)についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。この場合において、資産保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なものについてのみ記載すること。

(19) 投資の基本方針

ファンドの運用に関する基本的態度について具体的に記載すること。

(20) 投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別地域別等による投資予定がある場合には 、その割合を記載すること。

(21) 投資制限

- a 法令、定款又は約款等に定められたすべての投資制限についてその根拠を記載すること。
- b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に 欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容 を記載すること。

(22) 配当(分配)方針

定款又は約款等に定められた配当(分配)方針を記載すること。

(23) 資産の評価

外国投資信託証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、不動産 その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載す ること。

(24) 管理報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

(25) 販売、買戻し及び保管

- a 外国投資信託証券の販売及び買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 外国投資信託証券 1 単位当たりの販売価格及び買戻し価格について、その算出方法、算 出頻度、公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。
- d 販売及び買戻しについて、手数料の金額又は料率(逓減又は逓増する場合には、各段階 ごとの金額又は料率)及びその徴収方法を記載すること。
- e 外国投資信託証券の保管に関する事項を記載すること。

(26) その他

- a ファンドの存続期間、計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)、増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
- b ワラント、新株引受権証書、オプションの発行についてその可否及び可能である場合は その根拠を記載すること。
- c 定款又は約款等の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示 方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(27) 開示制度の概要

ファンドの設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主(受益者等)に対する

開示(公告を含む。)内容、方法、頻度等について記載すること。

(28) 利害関係人との取引制限

当該ファンドの届出会社及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(29) 株主(受益者等)の権利

議決権、株主総会、受益者集会等に関する権利、配当・利息受領権、償還金の受領権、当該外国投資信託証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。

(30) 課税上の取扱い

配当金(分配金)、売却代金等についての課税上の取扱いについて記載すること。

(31) 為替管理上の取扱い

配当金(分配金)、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(32) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国投資信託証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。

(33) 裁判管轄等

当該外国投資信託証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(34) 投資状況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。)にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。)、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。

(35) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び外国投資信託証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当(分配)が行われているときは、配当(分配)付及び配当(分配)落の額を記載すること。なお、当該外国投資信託証券が証券取引所に上場されている場合には、主要な証券取引所の市場相場及び当該証券取引上の名称を付記すること。

(36) 配当(分配)の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、外国投資信託証券1単位当たりの配当(分配)の額を記載すること。

(37) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量(本邦内における販売数量及び買戻し数量については、内書)を記載すること。

(38) 発行会社又は管理会社の概況

当該届出により募集又は売出しをしようとする有価証券が、会社型外国投資信託証券の場合にあっては当該有価証券の発行会社、契約型外国投資信託証券の場合にあってはファンドの管理会社について記載すること。ただし、「第1 ファンドの状況」の項で記載した事項の内容と重複する場合には、当該事項の記載に代えて参照項目を示すこと。

(39) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(40) 発行会社又は管理会社の目的

定款に定められた目的を記載すること。

(41) 発行会社又は管理会社の沿革

創立経緯、商号の変更、合併、事業目的の変更等主な変遷について記載すること。

(42) 資本の額

有価証券届出書提出日の直近日現在の資本の額、発行会社又は管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における主な資本の額の増減についても併せて記載すること。

(43) 発行会社又は管理会社の機構

投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(44) 大株主の状況

有価証券届出書提出日現在における発行会社又は管理会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(45) 役員及び従業員の状況

有価証券届出書提出日現在における役員(又は発起人)の氏名、役職名、主要略歴及び所 有株式数(又は引受予定株式数)並びに従業員の人数を記載すること。

(46) 事業の内容及び営業の概況

契約型外国投資信託証券の管理会社が複数のファンドを運用している場合には、すべてのファンドについてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び外国投資信託証券1単位当たりの額)を記載すること。

なお、やむを得ない事情によりすべてのファンドについて記載することができない場合は 、その旨を記載し、主要なファンドについて記載すること。

(47) その他

- a 発行会社又は管理会社の役員の変更についての監督官庁、受託者、株主等による承認等の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。
- b 定款の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること
- c 訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (48) その他の関係法人の概況

資産保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なものについての み記載すること。 (49) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(50) 関係業務の概要

ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(51) 資本関係

届出会社と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(52) 役員の兼職関係

当該関係会社の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

- (53) ファンドの経理状況
 - a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する総理府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)は該当する財務書類の直前に添付すること。
 - b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により 記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
 - c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由 及びその内容を記載すること。
 - d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。
- (54) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。

- (55) 損益計算書
 - a 最近2計算期間について記載すること。
 - b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、 印を付記すること。
- (56) 投資株式明細表
 - a 投資株式については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄 ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)及び投資比率を 記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。
 - b 非上場証券及び他の外国投資信託証券については、その旨を記載すること。
- (57) 株式以外の投資有価証券等明細表
 - a 株式以外の有価証券については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別並び に公社債等の種類別、その他の有価証券の種類別及び有価証券以外の投資運用資産の種類 別に区分し、銘柄ごとの銘柄の名称、数量、金額(簿価及び時価)及び投資比率を記載す ること。
 - b 他の外国投資信託有価証券についてはその旨、特殊な有価証券についてはその内容を記載すること。
- (58) 投資不動産明細表

投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せ

て評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(59) その他資産明細表

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方がある ものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資 産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について 記載すること。))及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容((56)、(57)又は(58)に掲げる事項)を記載すること。
- d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(60) 借入金明細表

借入先ごとに、最近2計算期間の前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、利率、返済期限を記載すること。

(61) ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(62) 投資株式の主要銘柄

投資株式のうち、評価額上位30銘柄について(56)に準じて記載すること。

(63) 外国投資信託証券事務の概要

当該外国投資信託証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 株主(受益者等)名簿の閉鎖の時期
- c 定時株主総会又は受益者集会等の開催時期、場所及び手続
- d 株主(受益者等)に対する特典
- e 外国投資信託証券の譲渡制限の内容
- f その他外国投資信託証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(64) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(65) 投資信託制度の概要

届出会社の属する国、州等における投資信託制度全般にわたり、投資信託の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、株主(受益者等)の権利の差異等その概要について記載すること。

なお、当該国、州等において、投資信託に関して協会等による規制が定められている場合は、その概要を記載すること。

(66) 管理会社の経理状況

- a 契約型外国投資信託証券のファンドの管理会社の最近2事業年度における財務書類について記載すること。
- b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは、該当する財務書類の直前に添付すること。
- c 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第 号)別紙様式第8号中「(二)経理の状況」に準じて記載すること。

(67) 外国投資信託証券の様式

当該外国投資信託証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

((転換社債券等	(愚)	前 月 末 当 月 末 対前月増減額	ポジション	(略) (1)- b 市場リスク相当額(分解法又は内部管理モデル方式)	(器)	転換社債券等	(器)	前 月 末 当 月 末 対前月増減額	ポッション	(1)- a 市場リスク相当額	4 . リスク相当額	別紙樣式第1号(第13条関係)	改正案
(品)	(転 換 社 債 券	(郡)			(略) (第3面) (1)-b 市場リスク権	(郡)	転 換 社 債 券	(郡)			(第2面) (I)-a 市場リスク相当額	(略) (略)	別紙樣式第1号(第13条関係)	
		~AP		前月末当月末対前月増減額	ポジション	(略) (1)- b 市場リスク相当額(分解法又は内部管理モデル方式)		MP		前 月 末 当 月 末 対前月増減額	ポジション	∃当額		专関係)	現行
						(第3面)						(第2面)			

第五号の二様式

<u>有 価 証 券</u> 届 出 書 (1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

印

代表者の役職氏名(2)

本店の所在の場所

事務連絡者氏名

電 話 番 号

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)内国資産流動化証券の名称

募集(売出)内国資産流動化証券の金額(3)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第一部 証券情報

- 1 社債
 - (イ) 銘柄
 - (1) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(4)
 - (11) 券面総額
 - (二) 各社債の金額
 - (*) 発行(売出)価額の総額(5)
 - (1) 発行(売出)価格(6)
 - (ト) 利率
 - (チ) 利払日及び利息支払の方法
 - (リ) 償還期限及び償還の方法
 - (ヌ) 募集の方法
 - (ル) 申込証拠金
 - (ヲ) 申込期間及び申込取扱場所
 - (7) 払込期日及び払込取扱場所
 - (カ) 引受け等の概要(7)
 - (3) 社債管理会社又は社債の管理会社
 - (タ) 登録機関に関する事項
 - (レ) その他(8)

(転換社債に関する事項)

- (ソ) 転換の条件
- (ツ) 転換により発行する優先出資の内容
- (ネ) 転換請求期間

- (t) 転換請求の受付場所及び取次場所
- (ラ) その他
- (新優先出資引受権付社債に関する事項)
 - (4) 新優先出資引受権の内容
 - (ウ) 新優先出資引受権の行使請求期間
 - (ヰ) 新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所
 - (ノ) 新優先出資引受権の譲渡に関する事項
 - (オ) 代用払込みに関する事項
 - (ク) その他
- 2 特定優先出資証券
 - (イ) 銘柄
 - (ロ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(4)
 - (八)額面金額
 - (二) 発行口数
 - (*) 発行(売出)価額の総額(5)
 - (1) 発行(売出)価格(6)
 - (ト) 優先出資の内容
 - (チ) 消却・併合に関する事項
 - (リ) 単位未満優先出資に関する事項
 - (ヌ) 発行の条件に関する事項
 - (ル) 募集の方法
 - (7) 申込証拠金
 - (7) 申込期間及び申込取扱場所
 - (カ) 払込期日及び払込取扱場所
 - (3) 引受け等の概要(7)
 - (タ) その他(8)
- 3 コマーシャル・ペーパー
 - (イ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(4)
 - (ロ) 振出日及び振出地
 - (八) 券面総額
 - (二) 発行(売出)価額の総額⁽⁵⁾
 - (*) 発行(売出)価格(6)
 - (1) 発行限度額及び発行限度額残高
 - (ト) 支払期日及び支払場所
 - (チ) バックアップラインの設定
 - (リ) その他(8)
- 4 売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称
- 5 手取金の使途(9)

第二部 管理資産情報

- 第1 管理資産の状況
 - 1 概況
 - (イ) 管理資産に係る法制度の概要(10)
 - (ロ) 管理資産の基本的性格(11)
 - (八) 管理資産の沿革(12)

- (二) 管理資産の関係法人(13)
- 2 管理資産を構成する資産の概要
 - (イ) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要(14)
 - (ロ) 管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要(15)
 - (川) 管理資産を構成する資産の内容(16)
 - (二) 管理資産を構成する資産の回収方法(17)
- 3 管理及び運営の仕組み
 - (イ) 資産管理等の概要
 - a 管理資産の管理(18)
 - b 管理報酬等(19)
 - c その他(20)
 - (1) 信用補完等(21)
 - (ハ) 利害関係人との取引制限(22)
- 4 証券所有者の権利(23)
- 5 管理資産を構成する資産の状況
 - (イ) 管理資産を構成する資産の管理の概況(24)
 - (ロ) 損失及び延滞の状況(25)
 - (川) 収益状況の推移(26)
- 第2 管理資産の経理状況(27)
 - 1 主な資産の内容

平成 年 月 日

- 管理資産残高
 - 元本相当部分

利息相当部分

- Ⅱ 証券所有者への利息支払基金の残高
- Ⅲ 証券所有者への元本償還基金の残高
- Ⅳ 管理資産の維持管理費支払基金の残高
- 2 主な損益の内容
 - (第期) 自平成年月日

至 平成 年 月 日

I 総収入

管理資産の回収額

うち元本返済相当部分

利息相当部分

その他の手数料収入

管理資産の再譲渡に伴う収入

その他

Ⅱ 総費用

管理報酬

管理資産の維持管理費

信用補完手数料

その他の手数料

管理資産の貸倒償却額

うち元本相当部分

利息相当部分

Ⅲ 収入金(又は損失金) ([Ⅱ)

3 収入金(又は損失金)の処理(28)

平成 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる資産への再投資証券所有者への利息支払(又は基金への積立)証券所有者への償還(又は基金への積立)管理資産の維持管理費(又は基金への積立)その他

- 4 監査等の概要(29)
- 第3 証券事務の概要(30)
- 第4 その他(31)

第三部 発行者及び関係法人情報

- 第1 発行者の状況(32)
 - (イ) 発行者の概況
 - (ロ) 事業の状況
 - (ハ) 設備の状況
 - (二) 経理の状況
 - (ホ) その他(33)
- 第2 原保有者その他関係法人の概況(34)
 - (イ) 名称、資本の額及び事業の内容(35)
 - (ロ) 関係業務の概要(36)
 - (川) 資本関係(37)
 - (二) 経理の概況(38)
 - (ホ) その他(39)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払 込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特 定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- (2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

- (3) 募集(売出)内国資産流動化証券の金額
 - a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - a 記名・無記名の別等を記載すること。
 - b 当該内国資産流動化証券を組成する仕組みの概要(発行者、原保有者(管理資産を構成 する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者(保有する資産を証書等に化体させること 等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。)をいう。以下この様式 において同じ。)、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内 国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等との関係及びその間の資金の流れ等) 及び当該内国資産流動化証券の償還又は消却の仕組みの概要について、図表による表示な どを用いて明瞭に記載すること。
 - c 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態等について、概略を簡潔に記載すること。
 - d 当該内国資産流動化証券の仕組み等に、元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の 支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について 記載すること。
 - e 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条第11項に規定する特定目的借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件(利率及びその積算根拠を含む。)等当該特定目的借入れの内容を記載すること。
 - f 契約等において、当該届出に係る内国資産流動化証券について債権者保護のために一定 の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約 が設定されている場合には、その内容を記載すること。
 - g 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者が申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する総理府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。
 - h 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行日前に成立した同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この様式において「旧資産流動化法」という。)第2条第2項に規定する特定目的会社である場合にあっては、旧資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画)に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該届出書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。
- (5) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その 決定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。

(8) その他

- a 申込みの方法その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国資産流動化証券の発行が行われる場合には、有価証券届出書提出日現在における発行予定数、発行価額の総額の 予定額について記載すること。
- (9) 手取金の使途

発行者及び原保有者が取得する手取金の使途の内容(例えば、管理資産の取得、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等)を記載すること。

(10) 管理資産に係る法制度の概要

原保有者から発行者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

(11) 管理資産の基本的性格

当該管理資産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該管理資産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。

(12) 管理資産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(13) 管理資産の関係法人

原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。

- (14) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要
 - a 管理資産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称並びに主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産である場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称並びに主な内容を記載すること。
 - b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても管理資産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、管理資産を構成する資産に係る記載について同じ。
- (15) 管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要

原保有者が管理資産を構成する資産に関係する事業を行っている場合には、当該事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。

- (16) 管理資産を構成する資産の内容
 - a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。
 - b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建 物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じ

て公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、担保の内容等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約両で10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約両で10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約両で10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約両で10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約両で10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約両額できるい場合には、その旨を記載すること。

- c 管理資産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利(h の信託受益権を除く。) である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容(a 又は b に掲げる事項)を記載すること。
- d 管理資産を構成する資産が有価証券(hの有価証券を除く。)である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。
- e 管理資産を構成する資産が動産(有価証券を除く。)である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容(リース期間、受取リース料等)について具体的に記載すること。
- f 管理資産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、 登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること 。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏 名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。
- g 管理資産を構成する資産が a から f までに掲げる資産以外の資産(h に掲げるものは除く。)である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から f までに準じて記載すること
- h 管理資産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受託者、委託者及び信託管理人(特定目的信託の受益権にあっては、代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産がaからgまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じaからgまでに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。
- i 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査が行われている場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要等について記載すること
- (17) 管理資産を構成する資産の回収方法 管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権に係る延滞債務及び貸倒債権の 回収の方法及び手続(担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。)について記載す ること。
- (18) 管理資産の管理
 - a 原保有者が譲渡する管理資産を構成する資産について、一定の要件を満たすものに限定 している場合には当該要件の内容を記載すること。

- b 当該届出に係る内国資産流動化証券の所有者(以下この様式において「証券所有者」という。)以外に、当該管理資産に関し他の種類の証券等(証券に係る管理資産が同一であり、かつ、元本の償還若しくは出資の消却、利息若しくは配当の支払又は元本の償還期限若しくは出資の消却時期が異なる他の証券(出資持分を含む。)をいう。以下この様式において同じ。)を有している者がいる場合には、当該管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等の回収額の配分方法並びに債務不履行による当該管理資産を構成する資産の償却額の配分方法等を記載すること。
- c 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等に つき回収したものに係る処理の方法(新たに管理資産に組み入れる資産へ再投資をする場合には当該投資の対象及び時期等、管理資産に係る維持管理費等がある場合には当該経費 の内訳、金額及び支払の時期等、証券所有者に償還する場合にはその時期、方法及び当該 金額の計算方法等)を記載すること。
- d 処分又は償還条件等について定款等に定めがあるときは、その内容を記載すること。
- e その他元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。

(19) 管理報酬等

- a 管理資産から支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法及び支払時期を記載すること。
- b 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券を有している者がいる場合には、上記の管理報酬等の負担の配分方法について記載すること。

(20) その他

定款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する 事項その他重要事項を記載すること。

(21) 信用補完等

当該届出に係る内国資産流動化証券の元本の償還等について信用補完及び流動性補完がなされている場合には、その内容を記載すること。

(22) 利害関係人との取引制限

当該届出に係る内国資産流動化証券の発行者及び関係法人の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及びその内容を記載すること。

(23) 証券所有者の権利

- a 証券所有者に対する利息金額又は配当金額及び償還金額又は消却金額の計算方法(その 積算根拠を含む。)等について記載すること。
- b 利息又は配当受領権、償還金の受領権、当該内国資産流動化証券の買戻し請求権、信用 補完措置に対する権利その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。) 、他の債権者との優先劣後関係及び権利行使の手続について記載すること。

(24) 管理資産を構成する資産の管理の概況

- a 当該内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の 残高別、支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)別及び当該債権等の発生からの期間別に 、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに管 理資産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。
- b 当該内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。
- c 当該内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産がその他の財産権である場合には、

上記a及びbに準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(25) 損失及び延滞の状況

- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに管理 資産を構成する資産に係る純損失の金額(元本及び利息等の償却額)及び延滞となってい る債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。
- b 管理資産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
- c 有価証券届出書提出日が管理資産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、 管理資産を構成することとなった原保有者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について 、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

(26) 収益状況の推移

有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

- a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
- b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入 に占める比率

(27) 管理資産の経理状況

- a 「1 主な資産の内容」、「2 主な損益の内容」及び「3 収入金(又は損失金)の 処理」の様式は、社債又はコマーシャル・ペーパーに関する標準を示したものであり、当 該有価証券がこれらの有価証券以外の有価証券である場合には、これに準じて記載するこ と。また、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること ができる。
- b 最近2計算期間について記載すること。
- c 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券等を有している者がいる場合には、証券所有者の持分に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。

(28) 収入金(又は損失金)の処理

- a 「証券所有者への利息支払(又は基金への積立)」、「証券所有者への償還(又は基金への積立)」又は「管理資産の維持管理費(又は基金への積立)」の金額が、契約等においてあらかじめ定められた金額に満たない場合には、その旨及び金額を注記すること。
- b 証券所有者への利息支払基金又は償還基金への積立がされている場合には、当該計算期間において当該基金から証券所有者へ支払われた利息又は元本の償還金の金額を注記すること。

(29) 監査等の概要

当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士等による報告書を添付すること。

(30) 証券事務の概要

当該内国資産流動化証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典

- c 内国資産流動化証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国資産流動化証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(31) その他

当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(32) 発行者の状況

「(1) 発行者の概況」から「(二) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(33) その他

- a 発行者について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡及び営業譲受その他の 重要事項について記載すること。
- b 管理資産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。管理 資産の管理業務以外の業務につき、管理資産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合に は、その内容を記載すること。
- c 発行者について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実 がある場合には、その内容を記載すること。
- (34) 原保有者その他関係法人の概況

原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等について記載すること。

(35) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(36) 関係業務の概要

管理資産との関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。

(37) 資本関係

他の関係法人との資本関係を記載すること。

(38) 経理の概況

最近2事業年度における主な資産、負債及び損益について、その概況を記載すること。

(39) その他

- a 当該関係業務につき、当該関係法人の不履行があった場合又は当該関係法人が倒産した場合の取扱い等につき契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。
- b 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡及び営業譲受その他 の重要事項について記載すること。
- c 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事 実がある場合には、その内容を記載すること。

第五号の三様式

有 価 証 券 届 出 書 (1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発行者名

代理人の氏名又は名称(2) 印

署 名(3)

代理人の住所又は所在地

事 務 連 絡 者 氏 名 (4)

連絡場所

電話番号

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)外国資産流動化証券の名称

募集(売出)外国資産流動化証券の金額

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第一部 証券情報

- 1 社債
 - (イ) 銘柄
 - (ロ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (川) 券面総額
 - (二) 各社債の金額
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格
 - (ト) 利率
 - (チ) 利払日及び利息支払の方法
 - (リ) 償還期限及び償還の方法
 - (ヌ) 募集の方法
 - (ル) 申込証拠金
 - (7) 申込期間及び申込取扱場所
 - (7) 払込期日及び払込取扱場所
 - (カ) 引受け等の概要
 - (3) 社債管理会社又は社債の管理会社
 - (タ) 登録機関に関する事項
 - (レ) 保管に関する事項(5)
 - (ソ) その他
- (転換社債に関する事項)
 - (ツ) 転換の条件

- (ネ) 転換により発行する株式の内容
- (t) 転換請求期間
- (ラ) 転換請求の受付場所及び取次場所
- (4) その他
- (新株引受権付社債に関する事項)
 - (ウ) 新株引受権の内容
 - (‡) 新株引受権の行使請求期間
 - (ノ) 新株引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所
 - (オ) 新株引受権の譲渡に関する事項
 - (ク) 代用払込みに関する事項
 - (ヤ) その他
- 2 株式
 - (イ) 種類
 - (ロ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (八)額面金額
 - (二) 発行数
 - (ホ) 発行(売出)価額の総額
 - (1) 発行(売出)価格
 - (ト) 資本組入額の総額
 - (チ) 資本組入額
 - (リ) 株式の内容
 - (ヌ) 配当の方法
 - (ル) 募集の方法
 - (7) 申込証拠金
 - (7) 申込期間及び申込取扱場所
 - (カ) 払込期日及び払込取扱場所
 - (3) 引受け等の概要
 - (タ) その他
- 3 コマーシャル・ペーパー
 - (イ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (ロ) 振出日及び振出地
 - (川) 券面総額
 - (二) 発行(売出)価額の総額
 - (ホ) 発行(売出)価格
 - (^) 発行限度額及び発行限度額残高
 - (ト) 支払期日及び支払場所
 - (チ) バックアップラインの設定
 - (リ) 保管に関する事項(5)
 - (ヌ) その他
- 4 売出しに係る外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称
- 5 手取金の使途

第二部 管理資産情報

- 第1 管理資産の状況
 - 1 概況

- (イ) 管理資産に係る法制度の概要
- (ロ) 管理資産の基本的性格
- (川) 管理資産の沿革(6)
- (二) 管理資産の関係法人
- 2 管理資産を構成する資産の概要
 - (イ) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要
 - (1) 管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要
 - (ハ) 管理資産を構成する資産の内容
 - (二) 管理資産を構成する資産の回収方法
- 3 管理及び運営の仕組み
 - (イ) 資産管理等の概要
 - a 管理資産の管理
 - b 管理報酬等
 - c その他
 - (口) 信用補完等
 - (ハ) 情報開示の概要(7)
 - (二) 利害関係人との取引制限
- 4 証券所有者の権利行使等
 - (イ) 証券所有者の権利
 - (ロ) 証券の上場等に関する事項(8)
 - (ハ) 課税上の取扱い(9)
 - (二) 為替管理上の取扱い(10)
 - (*) 本邦における代理人(11)
 - (12) 裁判管轄等(12)
- 5 管理資産を構成する資産の状況
 - (イ) 管理資産を構成する資産の管理の概況
 - (ロ) 損失及び延滞の状況
 - (川) 収益状況の推移
- 第2 管理資産の経理状況
 - 1 主な資産の内容

平成 年 月 日

[管理資産残高

元本相当部分

利息相当部分

- Ⅱ 証券所有者への利息支払基金の残高
- Ⅲ 証券所有者への元本償還基金の残高
- IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高
- 2 主な損益の内容

 (第 期)
 自 平成 年 月 日

 至 平成 年 月 日

I 総収入

管理資産の回収額

うち元本返済相当部分

利息相当部分

その他の手数料収入

管理資産の再譲渡に伴う収入 その他

Ⅱ 総費用

管理報酬

管理資産の維持管理費

信用補完手数料

その他の手数料

管理資産の貸倒償却額

うち元本相当部分

利息相当部分

Ⅲ 収入金(又は損失金) (Ⅰ Ⅲ)

3 収入金(又は損失金)の処理

平成 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる資産への再投資証券所有者への利息支払(又は基金への積立)証券所有者への償還(又は基金への積立)管理資産の維持管理費(又は基金への積立)その他

- 4 監査等の概要(13)
- 第3 証券事務の概要
- 第4 その他

第三部 発行者及び関係法人情報

- 第1 発行者の状況(14)
 - (イ) 設立準拠法
 - (ロ) 監督官庁の概要(15)
 - (川) 発行者の概況
 - (二) 事業の概況
 - (ホ) 営業の状況
 - (1) 設備の状況
 - (ト) 経理の状況
 - (チ) その他
- 第2 原保有者その他関係法人の概況
 - (イ) 設立準拠法
 - (ロ) 監督官庁の概要
 - (川) 名称、資本の額及び事業の内容
 - (二) 関係業務の概要
 - (ホ) 資本関係
 - (1) 経理の概況
 - (ト) その他

第四部 特別情報

外国資産流動化証券の様式(16)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものに ついては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により 、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示 する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
- d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- e この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- f 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。

(3) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から指示又は連絡を受けるもの氏名を記載すること。

(5) 保管に関する事項

外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。

(6) 管理資産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産流動化証券の証券取引所への上場等主な変遷 について記載すること。

(7) 情報開示の概要

特別目的法人の設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主に対する開示(公告を含む。)及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

(8) 証券の上場等に関する事項

当該届出に係る外国資産流動化証券が証券取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは証券会社等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該証券取引所又は当該金融機関若しくは証券会社等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。

(9) 課税上の取扱い

利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。

(10) 為替管理上の取扱い

利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(11) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国資産流動化証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。

(12) 裁判管轄等

当該届出に係る外国資産流動化証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(13) 監査等の概要

当該届出に係る外国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計 士又は監査法人(外国においてこれに相当する者を含む。)の監査等を受けることとなって いる場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書 提出日前直近の日に提出された当該公認会計士等による報告書を添付すること。

(14) 発行者の状況

「(ハ) 発行者の概況」から「(ト) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 会社の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(15) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(16) 外国資産流動化証券の様式

当該外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

第五号の四様式

有 価 証 券 届 出 $\mathbf{a}(1)$

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

印

印

印

発行者

受 託 者 名

代表者の役職氏名(2) 印

称

本店の所在の場所

事 務 連 絡 者 氏 名

電話番号

原委託者 氏 名 又 は 名 称

代表者の役職氏名(2)

住所又は本店の所在の場所

事務連絡者

電話番号

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の名称

募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の金額(3)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210 × 297ミリメートル)

第一部 証券情報

- (1) 内国資産信託流動化受益証券の形態等(4)
- (2) 発行(売出)数
- (3) 発行(売出)価額の総額(5)
- (4) 発行(売出)価格(6)
- (5) 分配金の分配時期及び場所
- (6) 募集の方法
- (7) 申込単位
- (8) 申込期間及び申込取扱場所
- (9) 申込証拠金
- (10) 払込期日及び払込取扱場所
- (11) 引受け等の概要(7)
- (12) その他(8)

第二部 特定信託財産情報

第1 特定信託財産の状況

- 1 概況
 - (1) 特定信託財産に係る法制度の概要(9)
 - (2) 特定信託財産の基本的性格(10)
 - (3) 特定信託財産の沿革(11)
 - (4) 特定信託財産の関係法人(12)
- 2 特定信託財産を構成する資産の概要
 - (1) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要(13)
 - (2) 特定信託財産を構成する資産の内容(14)
 - (3) 特定信託財産を構成する資産の回収方法(15)
- 3 特定目的信託の仕組み
 - (1) 特定目的信託の概要
 - (イ) 特定目的信託の基本的仕組み(16)
 - (1) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項(17)
 - (ハ) 原委託者の義務に関する事項
 - (二) 信託権利等
 - (ホ) その他
 - (2) 受益権(18)
 - (3) 受益証券の取得者の権利
- 4 特定信託財産を構成する資産の状況
 - (1) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
 - (2) 損失及び延滞の状況(19)
 - (3) 収益状況の推移(20)
- 第2 特定信託財産の経理状況(21)
 - (1) 貸借対照表(22)
 - (2) 損益計算書(23)
 - (3) 附属明細表(24)
- 第3 証券事務の概要(25)
- 第4 その他(26)
- 第三部 受託者、原委託者及び関係法人の情報
 - 第1 受託者の状況(27)
 - (1) 受託者の概況
 - (2) 事業の状況
 - (3) 設備の状況
 - (4) 経理の状況
 - (5) その他(28)
 - 第2 原委託者の状況(29)
 - (会社の場合)
 - (1) 会社の概況
 - (2) 事業の状況
 - (3) 設備の状況
 - (4) 経理の状況
 - (5) その他(28)
 - (会社以外の団体の場合)
 - (1) 団体の沿革

- (2) 団体の目的及び事業の内容
- (3) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
- (4) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴

(個人の場合)

- (1) 生年月日
- (2) 本籍地
- (3) 職歴
- (4) 破産の有無

第3 その他関係法人の概況

- (1) 名称、資本の額及び事業の内容(30)
- (2) 関係業務の概要(31)
- (3) 資本関係(32)
- (4) 役員の兼職関係(33)
- (5) その他(34)

第四部 特別情報

内国資産信託流動化受益証券の様式(35)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものに ついては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により 、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- (2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

- (3) 募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国資産信託流動化受益証券に係る当該 募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等
 - a 記名・無記名の別を記載すること。
 - b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の申込みにより格付(指

定格付機関(企業内容等の開示に関する総理府令第 1 条第13号の 2 に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(5) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その 決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

- (8) その他
 - a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産の振替、その他申込み等 に関し必要な事項を記載すること。
 - b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国資産信託流動化受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (9) 特定信託財産に係る法制度の概要

原委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

(10) 特定信託財産の基本的性格

当該特定信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該特定信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。

(II) 特定信託財産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(12) 特定信託財産の関係法人

原委託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該内 国資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務 の内容を簡潔に記載すること。

- (13) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
 - a 特定信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権 の発生、破産・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及主な 内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限 する法律等の名称及び主な内容を記載すること。
 - b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても特定信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、特定信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。
- (14) 特定信託財産を構成する資産の内容
 - a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該債権に担保又は保証が付されてい

る場合には、その内容を記載すること。

- b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、担保の内容等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 特定信託財産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利(h の信託受益権を除く。) である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容(a 又は b に掲げる事項)を記載すること。
- d 管理資産を構成する資産が有価証券(hの有価証券を除く。)である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。
- e 特定信託財産を構成する資産が動産(有価証券を除く。)である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容(リース期間、受取リース料等)について具体的に記載すること。
- f 特定信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること
- g 特定信託財産を構成する資産が a から f までに掲げる資産以外の資産(h に掲げるものは除く。)である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から f までに準じて記載すること。
- h 特定信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には 、当該信託に係る受託者、委託者及び信託管理人(特定目的信託の受益権にあっては、資 産流動化法に規定する代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所、当該信 託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産が a から g までに掲げる資産である場合 には、当該財産の内容に応じ a から g までに掲げる事項)等当該信託の内容について記載 すること。
- (15) 特定信託財産を構成する資産の回収方法

特定信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続(担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。)について記載すること。

(16) 特定目的信託の基本的仕組み

当該内国資産信託流動化受益証券を組成する仕組みの概要(原保有者(特定信託財産を構

成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者(保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。)をいう。)、当該内国資産信託流動化受益証券に係る信託の原委託者及び受託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該内国資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等)及び当該内国資産信託流動化受益証券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

(17) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項

- a 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに特定信託財産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。
- b 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況 (延滞の有無及び延滞の期間)を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。
- c 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(18) 受益権

資産流動化法第 169条第 4 号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権(以下この様式において「社債的受益権」という。)を定める場合には、一の社債的受益権ごとの資産の流動化に関する法律施行令(平成 1 2 年政令第号)第30条第 1 号に規定する配当額の積算根拠及び同条第 4 号の元本の償還にあてる資金の調達方法を記載すること。

(19) 損失及び延滞の状況

- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに特定信託財産を構成する債権に係る純損失の金額(元本及び利息等の償却額)及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。
- b 特定信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各 計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
- c 有価証券届出書提出日が特定信託財産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合に は、信託財産を構成することとなった原委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況につ いて、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

②② 収益状況の推移

有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

- a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
- b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- c 特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(21) 特定信託財産の経理状況

- a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計 士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る 監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する総理府令第3条に規定する監査報告書又は中 間監査報告書をいう。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により 記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由 及びその内容を記載すること。

(22) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(23)において同じ。)をも記載すること。

(23) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、 当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(当該期間開始の日から当該計算期 間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)をも記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、 印を付記すること。

(24) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(25) 証券事務の概要

当該内国資産信託流動化受益証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国資産信託流動化受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国資産信託流動化受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(26) その他

当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(27) 受託者の状況

「(1) 受託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(28) その他

- a 受託者、原委託者又は関係法人について、特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡又は営業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 特定信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。 特定信託財産の信託業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等 がある場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者又は原委託者について、特定信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響 が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(29) 原委託者の状況

原委託者が会社である場合、「(1) 原委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(30) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(31) 関係業務の概要

特定信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(32) 資本関係

届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(33) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(34) その他

- a 特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡又は営業譲受その他重要事項について記載すること。
- b 特定信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす 契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- (35) 内国資産信託流動化受益証券の様式

当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

第五号の五様式

有 価 証 券 届 出 書(1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発行者

受託者 名 称

代表者の役職氏名(2) 本店の所在の場所

代理人の氏名又は名称(3) 印

署 名(4)

代理人の住所又は所在地

事 務 連 絡 者 氏 名(5)

連絡場所

電話番号

原委託者 氏 名 又 は 名 称

代表者の役職氏名(2)

住所又は本店の所在の場所

代理人の氏名又は名称(3) 印

署 名(4)

代理人の住所又は所在地

事 務 連 絡 者 氏 名(5)

連絡場所

電話番号

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)外国資産信託流動化受益証券の名称

募集(売出)外国資産信託流動化受益証券の金額(6)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210 × 297ミリメートル)

第一部 証券情報

- (1) 外国資産信託流動化受益証券の形態等(7)
- (2) 発行(売出)数
- (3) 発行(売出)価額の総額(8)
- (4) 発行(売出)価格(9)
- (5) 分配金の分配時期及び分配場所
- (6) 募集の方法
- (7) 申込単位
- (8) 申込期間及び申込取扱場所
- (9) 申込証拠金
- (10) 払込期日及び払込取扱場所

- (11) 引受け等の概要(10)
- (12) その他(11)

第二部 特定信託財産情報

- 第1 特定信託財産の状況
 - 1 概況
 - (1) 特定信託財産に係る法制度の概要
 - (2) 特定信託財産の基本的性格
 - (3) 特定信託財産の沿革(12)
 - (4) 特定信託財産の関係法人
 - 2 特定信託財産を構成する資産の概要
 - (1) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
 - (2) 特定信託財産を構成する資産の内容
 - (3) 特定信託財産を構成する資産の回収方法
 - 3 特定信託財産の流動化の仕組み
 - (1) 特定信託財産の流動化の概要
 - (イ) 特定信託財産の流動化の基本的仕組み
 - (1) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項
 - (ハ) 原委託者の義務に関する事項
 - (二) 信託権利等
 - (ホ) その他
 - (2) 受益権
 - (3) 受益証券の取得者の権利
 - (4) 情報開示の概要(13)
 - 4 特定信託財産を構成する資産の状況
 - (1) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
 - (2) 損失及び延滞の状況
 - (3) 収益状況の推移
 - 5 財務書類(14)
 - (1) 貸借対照表(15)
 - (2) 損益計算書(16)
 - (3) 利益処分計算書(又は損失処理計算書)
 - (4) 附属明細表(17)
 - 6 証券所有者に関する事項
 - (1) 証券の上場等に関する事項(18)
 - (2) 課税上の取扱い(19)
 - (3) 為替管理上の取扱い(20)
 - (4) 本邦における代理人(21)
 - (5) 裁判管轄等(22)
- 第2 証券事務の概要
- 第3 その他
- 第三部 受託者、原委託者及び関係法人の情報
 - 第1 受託者の状況(23)
 - (1) 受託者の概況

- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況
- (5) 監督官庁の概要(24)
- (6) その他
- 第2 原委託者の状況(25)

(会社の場合)

- (1) 会社の概況
- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況
- (5) 監督官庁の概要(24)
- (6) その他

(会社以外の団体の場合)

- (1) 団体の沿革
- (2) 団体の目的及び事業の内容
- (3) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
- (4) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴
- (5) 監督官庁の概要(24)
- (6) その他

(個人の場合)

- (1) 生年月日
- (2) 本籍地
- (3) 職歴
- (4) 破産の有無
- 第3 その他関係法人の概況
 - (1) 名称、資本の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係
 - (4) 役員の兼職関係
 - (5) 監督官庁の概要(24)
 - (6) その他

第四部 特別情報

外国資産信託流動化受益証券の様式(26)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものに ついては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により 、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特

定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示 する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- e 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した 換算の基準を注記すること。
- f 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- g この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- h 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 代表者の役職氏名
 - a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
 - b 会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。
- (3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。

(4) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

(5) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

- (6) 募集(売出)外国資産信託流動化受益証券の金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国資産信託流動化受益証券に係る当該 募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (7) 外国資産信託流動化受益証券の形態等
 - a 記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。
 - b 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、届出会社の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する総理府令第1条第13号の2に規定する指定調査 機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合 には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格 付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当 該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場 合には「格付は取得していない」旨記載すること。
- (8) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(9) 発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その 決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(10) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(11) その他

- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産への振替、その他申込み 等に関し必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国資産信託流動化受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (12) 特定信託財産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産信託流動化受益証券の証券取引所への上場等 主な変遷について記載すること。

(13) 情報開示の概要

当該外国資産信託流動化受益証券に係る信託の設立及び運営が行われている国における監督官庁、受益者に対する開示(公告を含む。)及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

(14) 財務書類

- a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する総理府令第3条に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)は該当する財務書類の直前に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により 記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由 及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- (15) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。

(16) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、 印を付記すること。
- (l//) 附属明細表

最近計算期間について記載すること。

(18) 証券の上場等に関する事項

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券が証券取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは証券会社等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該証券取引所又は当該金融機関若しくは証券会社等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。

(19) 課税上の取扱い

利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。

(20) 為替管理上の取扱い

利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(21) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国資産信託流動化受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。

(22) 裁判管轄等

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判 所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(23) 受託者の状況

「(1) 受託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(24) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(25) 原委託者の状況

原委託者が会社の場合、「(1) 原委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(26) 外国資産信託流動化受益証券の様式

当該外国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

第七号様式

 有
 価
 証
 券
 報
 告
 書(1)

 計算期間
 自
 平成
 年
 月
 日

 (第
 期)至
 平成
 年
 月
 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

ファンド名

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名

印

本店の所在の場所

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

- 第1 ファンドの状況
 - 1 概況
 - (1) ファンドの目的及び基本的性格
 - (ロ) ファンドの沿革
 - (ハ) ファンドの関係法人
 - 2 投資方針
 - (イ) 投資の基本方針
 - (口) 投資対象
 - (ハ) 投資制限
 - (二) 配当(分配)方法
 - 3 管理及び運営の仕組み
 - (イ) 資産管理等の概要
 - a 資産の評価
 - b 管理報酬等
 - c 販売、買戻し及び保管
 - d その他
 - (1) 利害関係人との取引制限
 - 4 受益者(投資主・投資法人債権者)の権利行使等
 - (イ) 受益者(投資主・投資法人債権者)の権利
 - (1) 課税上の取扱い
 - 5 運用状況
 - (イ) 投資状況
 - (1) 運用実績
 - a 純資産の推移(2)
 - b 配当(分配)の推移(3)
 - (ハ) 販売及び買戻しの実績(4)

第2 委託会社等又は投資法人の概況

- (イ) 委託会社等又は投資法人の目的
- (ロ) 委託会社等又は投資法人の沿革
- (川) 資本の額又は出資総額(5)
- (二) 委託会社等又は投資法人の機構
- (ホ) 大株主又は主要な投資主の状況
- (1) 役員及び従業員の状況
- (ト) 事業の内容及び営業の概況
- (チ) その他(6)

第3 その他の関係法人の概況

- (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
- (ロ) 関係業務の概要
- (八) 資本関係
- (二) 役員の兼職関係

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (イ) 貸借対照表
 - (1) 損益計算書
 - (八) 附属明細表
- 2 ファンドの現況
 - (イ) 純資産額計算書

平成 年 月 日

- 資産総額
- Ⅱ 負債総額
- Ⅲ 純資産総額(Ⅰ-Ⅱ)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額($\dfrac{\mathrm{III}}{\mathrm{IV}}$)
- (ロ) 投資株式の主要銘柄
- (八) 投資不動産物件
- (二) その他投資資産の主要なもの

第5 委託会社等の経理状況

- (イ) 貸借対照表
- (口) 損益計算書
- (ハ) 利益金処分又は損失金処理

第 6 参考情報(7)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 有価証券報告書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- c 「第1 ファンドの状況」及び「第4 ファンドの経理状況」の項については、法第4 条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
- d この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式「第5 委託会社等の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- f 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上 の注意」に準ずるものとする。

(2) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。

(3) 配当(分配)の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(4) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(5) 資本の額又は出資総額

有価証券報告書提出日の直近日現在の委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託業者又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第4条に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。)の資本の額又は投資法人の出資総額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数又は投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口の総口数を記載すること。

(6) その他

- a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び 重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第四号様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。

(7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

第七号の二様式

 有
 価
 証
 券
 報
 告
 書(1)

 計算期間
 自
 平成
 年
 月
 日

 (第
 期)至
 平成
 年
 月
 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

印

ファンド名発行者名代表者の役職氏名氏名本店の所在の場所代理人の氏名又は名称

署 名

代理人の住所又は所在地

事務連絡者氏名

連絡場所

電話番号

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

- 第1 ファンドの状況
 - 1 概況
 - (イ) ファンドに係る法制度の概要
 - (1) 監督官庁の概要
 - (ハ) ファンドの目的及び基本的性格
 - (二) ファンドの沿革
 - (ホ) ファンドの関係会社
 - 2 投資方針
 - (イ) 投資の基本方針
 - (口) 投資対象
 - (ハ) 投資制限
 - (二) 配当(分配)方針
 - 3 管理及び運営の仕組み
 - (イ) 資産管理等の概要
 - a 資産の評価
 - b 管理報酬等
 - c 販売、買戻し及び保管
 - d その他
 - (1) 開示制度の概要
 - (ハ) 利害関係人との取引制限
 - 4 株主(受益者等)の権利行使等
 - (イ) 株主(受益者等)の権利
 - (ロ) 課税上の取扱い

- (川) 為替管理上の取扱い
- (二) 本邦における代理人
- (ホ) 裁判管轄等
- 5 運用状況
 - (イ) 投資状況
 - (口) 運用実績
 - a 純資産の推移(2)
 - b 配当(分配)の推移(3)
 - (ハ) 販売及び買戻しの実績(4)

第2 発行会社又は管理会社の概況

- (イ) 設立準拠法
- (ロ) 監督官庁の概要
- (ハ) 発行会社又は管理会社の目的
- (二) 発行会社又は管理会社の沿革
- (*) 資本の額(5)
- (^) 発行会社又は管理会社の機構
- (ト) 大株主の状況
- (チ) 役員及び従業員の状況
- (リ) 事業の内容及び営業の概況
- (ヌ) その他(6)

第3 その他の関係会社の概況

- (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
- (ロ) 関係業務の概要
- (八) 資本関係
- (二) 役員の兼職関係

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (イ) 貸借対照表
 - (口) 損益計算書
 - (八) 投資有価証券明細表等
 - a 投資株式明細表
 - b 株式以外の投資有価証券等明細表
 - c 投資不動産の明細表
 - d その他資産の明細表
 - e 借入金明細表
- 2 ファンドの現況
 - (イ) 純資産額計算書

平成 年 月 日

- Ⅰ 資産総額
- Ⅱ 負債総額
- Ⅲ 純資産総額(Ⅰ-Ⅱ)
- IV 発行済数量

V 1単位当たり純資産額($\dfrac{\mathbb{II}}{\mathbb{IV}}$)

(ロ) 投資株式の主要銘柄

第5 管理会社の経理状況

- (イ) 貸借対照表
- (口) 損益計算書
- 第6 外国投資信託証券事務の概要
- 第 7 参考情報(7)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 有価証券報告書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
 - b 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
 - c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
 - d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した 換算の基準を注記すること。
 - e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
 - f 「第1 ファンドの状況」及び「第4 ファンドの経理状況」の項については、法第4 条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
 - g 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)がある場合には、本様式「第5 管理会社の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
 - h この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - i 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(第23条に定める計算期間をいう。以下この様式において同じ。)(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。

(3) 配当(分配)の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の二様式の「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。

(4) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の二様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。

(5) 資本の額

有価証券報告書提出日の直近日現在の資本の額、発行会社又は管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(6) その他

- a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第四号の二様式の「記載上の注意」(47)に準じて記載すること。

(7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

第八号の二様式

 有
 価
 証
 券
 報
 告
 書
 (1)

 計
 算
 期
 目
 平成
 年
 月
 日

 (第
 期
)
 至
 平成
 年
 月
 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

ED

印

代表者の役職氏名本店の所在の場所

事務連絡者氏名

電話番号

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

- 第1 管理会社の状況
 - 1 概況
 - (イ) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等(2)
 - (1) 管理資産に係る法制度の概要
 - (川) 管理資産の基本的性格
 - (二) 管理資産の沿革
 - (ホ) 管理資産の関係法人
 - 2 管理資産を構成する資産の概要
 - (イ) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要
 - (1) 管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要
 - (ハ) 管理資産を構成する資産の内容
 - (二) 管理資産を構成する資産の回収方法
 - 3 管理及び運営の仕組み
 - (イ) 資産管理等の概要
 - a 管理資産の管理
 - b 管理報酬等
 - c その他
 - (口) 信用補完等
 - (ハ) 利害関係人との取引制限
 - 4 証券所有者の権利
 - 5 管理資産を構成する資産の状況
 - (イ) 管理資産を構成する資産の管理の概況
 - (1) 損失及び延滞の状況(3)
 - (川) 収益状況の推移(4)
- 第2 管理資産の経理状況
 - 1 主な資産の内容

平成 年 月 日

管理資産残高

元本相当部分

利息相当部分

- Ⅱ 証券所有者への利息支払基金の残高
- Ⅲ 証券所有者への元本償還基金の残高
- Ⅳ 管理資産の維持管理費支払基金の残高
- 2 主な損益の内容

(第期) 自平成年月日

至 平成 年 月 日

I 総収入

管理資産の回収額

うち元本返済相当部分

利息相当部分

その他の手数料収入

管理資産の再譲渡に伴う収入

その他

Ⅱ 総費用

管理報酬

管理資産の維持管理費

信用補完手数料

その他の手数料

管理資産の貸倒償却額

うち元本相当部分

利息相当部分

- Ⅲ 収入金(又は損失金)([-Ⅱ)
- 3 収入金(又は損失金)の処理

平成 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる資産への再投資証券所有者への利息支払(又は基金への積立)証券所有者への償還(又は基金への積立)管理資産の維持管理費(又は基金への積立)その他

- 4 監査等の概要
- 第3 証券事務の概要
- 第4 発行者及び関係法人情報
 - 1 発行者の状況
 - (イ) 発行者の概況
 - (ロ) 事業の概況
 - (ハ) 営業の状況
 - (二) 設備の状況
 - (ホ) 経理の状況
 - (^) 企業集団等の状況

- (ト) その他(5)
- 2 原保有者その他関係法人の概況
 - (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
 - (ロ) 関係業務の概要
 - (八) 資本関係
 - (二) 経理の概況
 - (ホ) その他(6)

第 5 参考情報(7)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなけ ればならない。
 - b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)がある場合には、本様式「第4 発行者及び関係人情報」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
 - c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等
 - a 管理資産の流動化の仕組みの概要(発行者、原保有者(管理資産を構成する資産を直接 又は間接に発行者に譲渡した者(保有する資産を証書等に化体させること等により、実質 的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。)をいう。以下この様式において同じ。)、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び信用補完等を行ってい る会社等との関係並びにその間の資金の流れ等)について、図表等による表示などを用い て明瞭に記載すること。
 - b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を改正する法律の施行日前に成立した同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この様式において「旧資産流動化法」という。)第2条第2項に規定する特定目的会社である場合にあっては、旧資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画)に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。
- (3) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(25)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載

上の注意」(26)に準じて記載すること。

(5) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼ すことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。

(6) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び 重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。

(7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

第八号の四様式

 有
 価
 証
 券
 報
 告
 書
 (1)

 計
 算
 期
 目
 平成
 年
 月
 日

 (第
 期
)
 至
 平成
 年
 月
 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

囙

発行者

受 託 者 名 称

代表者の役職氏名 印

本店の所在の場所 事務連絡者氏名

電話番号

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

- 第1 特定信託財産の状況
 - 1 概況
 - (1) 特定信託財産に係る法制度の概要
 - (2) 特定信託財産の基本的性格
 - (3) 特定信託財産の沿革
 - (4) 特定信託財産の関係法人
 - 2 特定信託財産を構成する資産の概要
 - (1) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
 - (2) 特定信託財産を構成する資産の内容
 - (3) 特定信託財産を構成する資産の回収方法
 - 3 特定目的信託の仕組み(2)
 - (1) 特定目的信託の概要
 - (イ) 特定目的信託の基本的仕組み
 - (ロ) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項
 - (川) 原委託者の義務に関する事項
 - (二) 信託権利等
 - (ホ)その他
 - (2) 受益権
 - (3) 受益証券の取得者の権利
 - 4 特定信託財産を構成する資産の状況
 - (1) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
 - (2) 損失及び延滞の状況(3)
 - (3) 収益状況の推移(4)
 - 5 特定信託財産の経理状況

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 附属明細表

第2 証券事務の概要

- 第3 受託者、原委託者及び関係法人の情報
 - 1 受託者の状況
 - (1) 受託者の概況
 - (2) 事業の状況
 - (3) 設備の状況
 - (4) 経理の状況
 - (5) その他(5)
 - 2 原委託者の状況

(会社の場合)

- (1) 会社の概況
- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況
- (5) その他(6)
- (会社以外の団体の場合)
 - (1) 団体の沿革
 - (2) 団体の目的及び事業の内容
 - (3) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
 - (4) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴

(個人の場合)

- (1) 生年月日
- (2) 本籍地
- (3) 職歴
- (4) 破産の有無
- 3 その他関係法人の概況
 - (1) 名称、資本の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係
 - (4) 役員の兼職関係
 - (5) その他(6)

第 4 参考情報(7)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなけ ればならない。
 - b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断さ

れる会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第1中「5 特定信託財産の経理状況」の次に「6 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 特定目的信託の仕組み

- a 特定目的信託の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等 の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等につ いて、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- b 資産流動化法第2条第13項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。
- (3) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(5) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼ すことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(6) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(28)及び(34)に準じて記載すること。

(7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

第八号の五様式

 有
 価
 証
 券
 報
 告
 書
 (1)

 計
 算
 期
 目
 平成
 年
 月
 日

 (第
 期
)
 至
 平成
 年
 月
 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

印

発行者

受託者名 科

代表者の役職氏名本店の所在の場所

代理人の氏名又は名称

署 名

代理人の住所又は所在地

事務連絡者氏名

連絡場所

電話番号

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

- 第1 特定信託財産の状況
 - 1 概況
 - (1) 特定信託財産に係る法制度の概要
 - (2) 特定信託財産の基本的性格
 - (3) 特定信託財産の沿革
 - (4) 特定信託財産の関係法人
 - 2 特定信託財産を構成する資産の概要
 - (1) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
 - (2) 特定信託財産を構成する資産の内容
 - (3) 特定信託財産を構成する資産の回収方法
 - 3 特定信託財産の流動化の仕組み
 - (1) 特定信託財産の流動化の概要
 - (イ) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項
 - (ロ) 原委託者の義務に関する事項
 - (川) 信託権利等
 - (二) その他
 - (2) 受益権
 - (3) 受益証券の取得者の権利
 - (4) 情報開示の概要
 - 4 特定信託財産を構成する資産の状況
 - (1) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
 - (2) 損失及び延滞の状況(2)

- (3) 収益状況の推移(3)
- 5 特定信託財産の経理状況
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 利益処分計算書(又は損失処理計算書)
 - (4) 附属明細表
- 6 証券所有者に関する事項
 - (1) 証券の上場等に関する事項
 - (2) 課税上の取扱い
 - (3) 為替管理上の取扱い
 - (4) 本邦における代理人
 - (5) 裁判管轄等
- 第2 証券事務の概要
- 第3 その他
- 第4 受託者、原委託者及び関係法人の情報
 - 1 受託者の状況
 - (1) 受託者の概況
 - (2) 事業の状況
 - (3) 設備の状況
 - (4) 経理の状況
 - (5) その他(4)
 - 2 原委託者の状況
 - (会社の場合)
 - (1) 会社の概況
 - (2) 事業の状況
 - (3) 設備の状況
 - (4) 経理の状況
 - (5) その他(5)
 - (会社以外の団体の場合)
 - (1) 団体の沿革
 - (2) 団体の目的及び事業の内容
 - (3) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
 - (4) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴
 - (個人の場合)
 - (1) 生年月日
 - (2) 本籍地
 - (3) 職歴
 - (4) 破産の有無
 - 3 その他関係法人の概況
 - (1) 名称、資本の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係

- (4) 役員の兼職関係
- (5) その他(5)

第5 参考情報

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。 この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなけ ればならない。
 - b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第1中「5 特定信託財産の経理状況」の次に「5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
 - c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示 す場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
 - d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した 換算の基準を注記すること。
 - e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
 - f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(4) その他

第八号の四様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。

(5) その他

第八号の四様式の「記載上の注意」(6)に準じて記載すること。

第十号様式

 半
 期
 報
 告
 書(1)

 自
 平成
 年
 月
 日

 (第
 期中)

 至
 平成
 年
 月
 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

印

印

ファンド名 発 行 者 名 代表者の役職氏名 本店の所在の場所

半期報告書の写しを縦覧に供する場所 所 在 地

名 称

(本書面の枚数 表紙共 枚)

- 1 ファンドの運用状況
 - (イ) 投資状況
 - (口) 運用実績
 - a 純資産の推移(2)
 - b 配当(分配)の推移(3)
 - (ハ) 販売及び買戻しの実績(4)
- 2 委託会社等又は投資法人の概況
 - (イ) 資本の額又は出資総額(5)
 - (ロ) 大株主又は主要な投資主の状況
 - (川) 役員及び従業員の状況
 - (二) 事業の内容及び営業の状況
 - (ホ) その他(6)
- 3 ファンドの経理状況(7)
 - (1) 中間貸借対照表(8)
 - (1) 中間損益計算書(9)
- 4 委託会社等の経理状況(10)
 - (イ) 貸借対照表(11)
 - (1) 損益計算書(12)
 - (川) 利益金処分又は損失金処理(13)
- (記載上の注意)
 - (1) 一般的事項

- a 半期報告書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽 出する等により投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- c 「 1 ファンドの運用状況」及び「 3 ファンドの経理状況」の項については、法第 4 条第 1 項本文又は第 2 項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
- d 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
- e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- f 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 純資産の推移

半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。

(3) 配当(分配)の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(4) 販売及び買戻しの実績

半期報告書提出日の直近日前 1 年間について、第四号様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(5) 資本の額又は出資総額

半期報告書提出日の直近日現在の委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託業者又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第4条に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。)の資本の額(投資法人の出資総額)、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数(投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数)を記載すること。

(6) その他

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

(7) ファンドの経理状況

中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、第四号様式の「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。

(8) 中間貸借対照表

当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。

(9) 中間損益計算書

当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間 に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。

(10) 委託会社等の経理状況

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する総理府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

(11) 貸借対照表

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。 ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始 の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に 係る中間貸借対照表をも記載すること。

(12) 損益計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。 ただし、(II)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表 に係る事業年度の中間損益計算書をも記載すること。

(13) 利益金処分又は損失金処理

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

第十号の二様式

 半
 期
 報
 告
 書(1)

 自
 平成
 年
 月
 日

 (第
 期中)

 至
 平成
 年
 月
 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

ファンド 名
発 行 者 名
代表者の役職氏名
本店の所在の場所
代理人の氏名又は名称
署 名
代理人の住所又は所在地
事務連絡者氏名
連絡場所

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

電話番号

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

- 1 ファンドの運用状況
 - (1) 投資状況
 - (1) 運用実績
 - a 純資産の推移(2)
 - b 配当(分配)の推移(3)
 - (ハ) 販売及び買戻しの実績(4)
- 2 発行会社又は管理会社の概況
 - (イ) 資本の額(5)
 - (ロ) 大株主の状況
 - (川) 役員及び従業員の状況
 - (二) 事業の内容及び営業の状況
 - (ホ) その他(6)
- 3 ファンドの経理状況(7)
 - (イ) 資産及び負債の状況
 - (口) 投資有価証券明細表等
 - a 投資株式明細表
 - b 株式以外の投資有価証券等明細表
 - c 投資不動産の明細表
 - d その他資産の明細表

- e 借入金明細表
- 4 管理会社の経理の概況(8)
 - (イ) 資産及び負債の状況
 - (ロ) 損益の状況

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 半期報告書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽 出する等により投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
 - b 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
 - c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貸以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
 - d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した 換算の基準を注記すること。
 - e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
 - f 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4 条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
 - g 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)d に準じて記載すること。
 - h この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得な い事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - i 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 純資産の推移

半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。

(3) 配当(分配)の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。

(4) 販売及び買戻しの実績

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。

(5) 資本の額

半期報告書提出日の直近日現在の資本の額、発行会社又は管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(6) その他

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

(7) ファンドの経理状況

半期報告書提出日の直近日現在における当該ファンドの経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(53)に準じて記載すること。

(8) 管理会社の経理の概況

管理会社の当該期間における経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」

(66)に準じて記載すること。

第十一号の二様式

 半期
 報告
 書(1)

 自 平成年月日

 (第期中)

 至 平成年月日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名

印

本店の所在の場所

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

- 1 管理資産を構成する資産の状況
 - (イ) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等(2)
 - (口) 管理資産を構成する資産の管理の概況
 - (ハ) 損失及び延滞の状況(3)
 - (二) 収益状況の推移(4)
- 2 管理資産の経理状況(5)

主な資産の内容

平成 年 月 日

- 管理資産残高
 - 元本相当部分

利息相当部分

- Ⅱ 証券所有者への利息支払基金の残高
- Ⅲ 証券所有者への元本償還基金の残高
- Ⅳ 管理資産の維持管理費支払基金の残高
- 3 発行者及び関係法人情報
 - (1) 発行者の状況(6)
 - (イ) 発行者の概況
 - (ロ) 事業及び営業の状況
 - (ハ) 設備の状況
 - (二) 経理の状況
 - (*) その他(7)
 - (2) 原保有者その他関係法人の概況
 - (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
 - (1) 関係業務の概要

- (八) 資本関係
- (二) その他(8)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
 - b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)d に準じて記載すること。
 - c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上 の注意」に準ずるものとする。
- (2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等
 - a 管理資産の流動化の仕組みの概要(発行者、原保有者(管理資産を構成する資産を直接 又は間接に発行者に譲渡した者(保有する資産を証書等に化体させること等により、実質 的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。)をいう。)、管理資産の管理を行う会 社、管理資産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその 間の資金の流れ等)について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
 - b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行日前に成立した同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この様式において「旧資産流動化法」という。)第2条第2項に規定する特定目的会社である場合にあっては、旧資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画)に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。
- (3) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(25)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。

(5) 管理資産の経理状況

半期報告書の提出日の直近日現在における当該信託財産の経理状況について第五号の二様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(6) 発行者の状況

「(イ) 発行者の概況」から「(二) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第十号様式「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(7) その他

半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

(8) その他

半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

第十一号の四様式

 半
 期
 報
 告
 書(1)

 自
 平成
 年
 月
 日

 (第
 期中)

 至
 平成
 年
 月
 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

印

発行者

受託者 名 称

代表者の役職氏名 印

本店の所在の場所 連 絡 者 氏 名

電話番号

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

- 1 特定信託財産を構成する資産の状況
 - (1) 特定目的信託の仕組み(2)
 - (2) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
 - (3) 損失及び延滞の状況(3)
 - (4) 収益状況の推移(4)
- 2 特定信託財産の経理状況(5)
 - (1) 中間貸借対照表(6)
 - (2) 中間損益計算書(7)
- 3 受託者、原委託者及び関係法人の情報
 - (1) 受託者の状況(8)
 - (イ) 受託者の概況
 - (ロ) 事業の状況
 - (ハ) 設備の状況
 - (二) 経理の状況
 - (ま) その他(9)
 - (2) 原委託者の状況(10)
 - (会社の場合)
 - (イ) 会社の概況
 - (ロ) 事業の状況
 - (ハ) 設備の状況
 - (二) 経理の状況

(ホ) その他(11)

(会社以外の団体の場合)

- (イ) 団体の沿革
- (1) 団体の目的及び事業の内容
- (ハ) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
- (二) 役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴

(個人の場合)

- (イ) 生年月日
- (口) 本籍地
- (八) 職歴
- (二) 破産の有無
- (3) その他関係法人の概況
 - (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
 - (ロ) 関係業務の概要
 - (八) 資本関係
 - (二) 役員の兼職関係
 - (ホ) その他(11)

4 参考情報

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
 - b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式「記載上の注意」(1)d に準じて記載すること。
 - c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上 の注意」に準ずるものとする。
- (2) 特定目的信託の仕組み
 - a 特定目的信託の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等 の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等)に ついて、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
 - b 資産流動化法第 2 条第13項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。
- (3) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(5) 特定信託財産の経理状況

中間財務諸表について、第五号の四様式の「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。

(6) 中間貸借対照表

当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して 6 月 を経過する日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。

(7) 中間損益計算書

当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間 に係るを中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)記載すること。

(8) 受託者の状況

「(イ) 受託者の概況」から「(二) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(9) その他

- a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(10) 原委託者の状況

原委託者が会社の場合、「(1) 原委託者の概況」から「(二) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(11) その他

半期報告書提出日前6月以内において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

第十一号の五様式

 半
 期
 報
 告
 書(1)

 自
 平成
 年
 月
 日

 (第
 期中)

 至
 平成
 年
 月
 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

印

発行者

受託者 名称

代表者の役職氏名 本店の所在の場所

代理人の氏名又は名称

署 名

代理人の住所又は所在地

事務連絡者氏名

連絡場所

電話番号

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所在地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

- 1 特定信託財産を構成する資産の状況
 - (1) 特定信託財産の流動化の仕組み
 - (2) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
 - (3) 損失及び延滞の状況(2)
 - (4) 収益状況の推移(3)
- 2 特定信託財産の経理状況
 - (1) 中間貸借対照表
 - (2) 中間損益計算書
- 3 受託者、原委託者及び関係法人の情報
 - (1) 受託者の状況
 - (イ) 受託者の概況
 - (ロ) 事業の状況
 - (ハ) 設備の状況
 - (二) 経理の状況
 - (ホ) その他(4)
 - (2) 原委託者の状況
 - (会社の場合)
 - (イ) 会社の概況

- (ロ) 事業の状況
- (ハ) 設備の状況
- (二) 経理の状況
- (ホ) その他(5)
- (会社以外の団体の場合)
 - (イ) 団体の沿革
 - (1) 団体の目的及び事業の内容
 - (ハ) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
 - (二) 役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴

(個人の場合)

- (イ) 生年月日
- (1) 本籍地
- (八) 職歴
- (二) 破産の有無
- (3) その他関係法人の概況
 - (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
 - (ロ) 関係業務の概要
 - (八) 資本関係
 - (二) 経理の状況
 - (ホ) その他(5)

4 参考情報

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貸以外の通貨建ての金額により表示 する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
 - c 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した 換算の基準を注記すること。
 - d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
 - e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)d に準じて記載すること。
 - f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式及び第十一号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

- (4) その他 第十一号の四様式の「記載上の注意」(9)に準じて記載すること。
- (5) その他 第十一号の四様式の「記載上の注意」(11)に準じて記載すること。